

平成 29 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

## 平成 29 年度の主な取組

### (1) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適正な実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について 11 の事業者から 26 基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について 9 つの事業者から 20 の施設に係る申請が出されている。

今年度は、発電用原子炉については、計 4 基に対して設置変更許可を行い、高速増殖原型炉もんじゅを含めて計 7 基に対して廃止措置計画の認可を行った。核燃料物質の加工施設については、計 5 件の変更許可を行い、また、試験研究炉については、計 2 件の設置変更許可を行うなど、原子力施設等に関する審査・検査を順次進めている。

(詳細な取組は、第 2 章第 2 節に記載。)

### (2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から、積極的な監視・指導を行っている。現在は、当初の様々なトラブルへの緊急対応が中心であった状態から、対策全般について、計画を十分に検討し、着実に対策を進めることのできる状態に移行した。

引き続き、安全上の観点からの優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを定期的に改定し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水の処分や廃炉作業に伴って発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視・指導を行う。

(詳細な取組は、第 3 章第 1 節に記載。)

### **(3) 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実**

最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図るとともに、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めている。また、原子力規制委員会及び原子力事業者双方における緊急時対応能力の向上に努めている。

放射線モニタリングについても、原子力規制事務所におけるモニタリング担当職員の増員等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図った。また、総合モニタリング計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続するとともに、モニタリング結果について、関係自治体その他の国内外への情報発信にも努めている。

(詳細な取組は、第 6 章第 1 節・第 2 節に記載。)

### **(4) 原子力利用における安全対策の一層の強化のための制度の見直し**

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下この項において「改正法」という。)が、第 193 回通常国会で可決され、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。改正法は、国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の強化を図るため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し(平成 32 年度施行予定)、放射性同位元素の防護措置の義務化(平成 31 年 9 月施行予定)、廃棄物埋設に係る規制制度の整備(平成 30 年 10 月施行予定)等の措置を講ずるものであり、それらの施行に向けて、順次関係政令、規則等の整備を進めている。

(詳細な取組は、第 1 章第 4 節、第 2 章第 1 節・第 4 節に記載。)

# 目次

<b>第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保</b> .....	<b>1</b>
第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保.....	3
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保.....	3
2. 外部とのコミュニケーションの充実.....	4
第2節 組織体制及び運営の継続的改善.....	7
1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善.....	8
2. IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応.....	10
第3節 国際社会との連携.....	11
第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応.....	16
第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度.....	17
<b>第2章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b> .....	<b>19</b>
第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善.....	22
1. 規制制度や運用の継続的改善.....	22
第2節 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	25
1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施.....	25
2. 実用発電用原子炉等に係る保安検査等の実施.....	29
3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施.....	29
4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施.....	32
5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認.....	32
6. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施.....	35
7. 火山活動のモニタリングに係る検討.....	36
8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討.....	36
9. 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応.....	37
10. 東海再処理施設の廃止措置に係る対応.....	38
11. 審査結果等の丁寧な説明.....	38
12. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施.....	38
第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携.....	39
第4節 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善.....	39
第5節 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	41
1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査.....	41

<b>第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b> .....	<b>43</b>
第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 .....	45
第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 .....	51
第3節 放射線モニタリングの実施 .....	51
<b>第4章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b> .....	<b>55</b>
第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 .....	57
1. 規制基準の継続的改善 .....	57
2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討 .....	59
第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 .....	59
1. 安全研究の推進 .....	59
2. 国内外のトラブル情報の収集・分析 .....	60
第3節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立 .....	62
1. 人材の確保 .....	62
2. 研修体系の整備 .....	63
3. 力量管理 .....	64
4. 知識管理 .....	64
<b>第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b> .....	<b>65</b>
第1節 核セキュリティ対策の強化 .....	67
1. 核セキュリティ上の課題への対応 .....	67
2. 核物質防護検査等の実施 .....	68
第2節 保障措置の着実な実施 .....	69
<b>第6章 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b> .....	<b>75</b>
第1節 放射線防護対策の充実 .....	77
1. 放射線審議会の機能強化 .....	77
2. 原子力災害対策指針の継続的改善 .....	77
3. 放射線防護に関わる安全研究の推進 .....	78
4. 放射線モニタリングの充実 .....	78
5. 国際会議への参加 .....	83
第2節 危機管理体制の充実・強化 .....	84
1. 緊急時対応能力の強化 .....	84
2. 原子力事業者防災の強化 .....	85
3. 通信ネットワーク設備・システムの強化 .....	86

## 資料編

<b>第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章第1, 2, 4節関係）</b> .....	89
1. 原子力規制委員会の構成.....	89
2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷.....	89
3. 原子力規制委員会の予算（平成29年度補正後）の内訳 .....	89
4. 原子力規制委員会の組織.....	90
5. 原子力規制委員会の組織理念.....	93
6. 核セキュリティ文化に関する行動指針.....	94
7. 原子力安全文化に関する宣言.....	95
8. 原子力規制委員会の開催実績.....	96
9. 原子力規制委員会における決定事項.....	106
10. 事業者との意見交換の開催状況 .....	110
11. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績.....	112
12. 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成29年度内部監査の結果及び改善状況について.....	115
13. 平成29年度における異議申立て等の対応実績 .....	119
<b>第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）</b> .....	120
1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等.....	120
2. 国際機関等の下での連携.....	121
3. 二国間協力について .....	126
<b>第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）</b> .....	127
1. 実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況.....	127
2. 原子力発電所の新規規制基準適合性審査に係る審査の体制について.....	131
3. 主な原子力施設の検査状況 .....	132
4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況.....	143
5. 原子力施設に係る審査・検査等の件数.....	148
6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況 .....	150
7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況.....	150
8. 放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況.....	152
<b>第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）</b> ....	153
<b>第5 核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）</b> .....	154

<b>第6 各種検討会合等の実績</b> .....	155
1. 審議会等.....	156
2. 審査会合.....	166
3. 各種検討チーム.....	168
4. 安全性向上評価の継続的な改善に係る会合.....	179
5. 特定の調査・検討会.....	179
6. その他.....	183



## 第 1 章 原子力規制行政に対する信頼の確保

## ○ 第 1 章の総括

(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保)

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

原子力規制委員会が設置されて 5 年が経過したことを受け、現在の原子力規制委員会のありようについて議論を行い、「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において決定した。

また、更田原子力規制委員会委員長が田中前委員長とともに福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行ったほか、新たな取組として委員による現場視察及び地元関係者との意見交換等を開始した。

ホームページのアクセシビリティ（年齢等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着けるようにすること）の向上にも引き続き取り組み、外部とのコミュニケーションの改善等を図った。

(組織体制及び運営の継続的改善)

平成 29 年 4 月の法改正を踏まえ、新検査制度等に対応するため、原子力規制庁の組織を再編し、必要な体制を整備した。

原子力規制委員会の施策については、内部監査や、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、政策評価懇談会等国内外の有識者・専門家等のチェックを受けつつ、PDCA サイクルを回しながら改善を進めている。

IAEA の総合規制評価サービスについては、フォローアップミッションを平成 31 年の夏以降の適切な時期に受け入れるべく、IAEA に要請し、了承された。

(国際社会との連携)

引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、情報収集や意見交換を行うなど、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。なお、平成 29 年は、日本が議長国となり、日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）第 10 回会合を東京で開催し、山中委員が議長を務めた。

また、OECD/NEA/CNRA に新たに設置された安全文化ワーキンググループの議長に伴委員が選出された。

## 第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

### 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

#### (1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置された原子力規制委員会も組織理念において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、組織理念に基づいて、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

#### (2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、平成24年度第1回原子力規制委員会（平成24年9月19日）において定めた「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」によって、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前3年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた。平成29年9月22日時点で就任している5人の委員についても、全て原子力規制委員会ホームページ上で公開されている。

また、平成24年度第4回原子力規制委員会（平成24年10月10日）において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について、事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合に外部有識者を活用する際には、当該外部有識者の選定にあたっては、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬等の受領、当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとした。原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）、核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会委員の任命についても、同様の要件等を定めた。

平成29年度においてもこの要件等に基づき、各種検討会合等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

また、第50回原子力規制委員会（平成29年11月22日）において、炉安審、燃安審及び放射線審議会の委員等の任命を行うにあたっての欠格要件等の改正を決定し、同日付で施行した。

### (3) 透明性の確保

平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において定めた「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」によって、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継をすることとした。

また、同方針に基づいて、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告した。

また、原子力規制委員会の取組を広く伝えるため、各メディアからの取材対応を行った。平成 29 年度は、22 件の各委員への取材に対応し、27 件の現地調査、現地視察及び現地訪問について取材の対応を行った。さらに、原子力規制委員会及び検討会合等を、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で開催した。また、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」において、委員会及び各種検討会合等の生中継を行った。さらに、動画視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ホームページで入手できるよう掲載するとともに、議事録についても、委員会や各種検討会合等についてはホームページに掲載した。また、前年度に引き続き、原則、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回、それぞれ実施した（平成 29 年度中に延べ 148 回の記者会見を実施。）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については、可能な限り、原子力規制委員会委員長会見は同日中、原子力規制庁定例ブリーフィングは翌日中にホームページに掲載した。

## 2. 外部とのコミュニケーションの充実

### (1) 国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実

原子力規制委員会委員長は、平成 29 年 7 月に福井県を訪問し、福井県知事、高浜町長、おおい町長、京都府副知事、舞鶴市長等と面会し、さらに高浜町の住民に対して、原子力災害時の効果的な退避の在り方や、その前提となる放射線被ばくに関する知識について説明し、意見交換を行った。平成 29 年 12 月及び平成 30 年 1 月には前委員長と共に福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行った。このほか、原子力規制庁長官や次長等も地方公共団体の首長等と面会したほか、原子力規制庁職員も、平成 29 年 8 月に京都府において、関西電力株式会社大飯発電

所（以下「大飯発電所」という。）3, 4号炉の新規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行う等、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルでコミュニケーションの充実を図る活動に従事した。

原子力規制委員会は、委員が原子力施設を訪問し、地元の関係者の方を交えて意見交換を行うべく「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を第49回原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定し、この取組の一環として、更田委員長及び山中委員が平成29年12月22日に大飯発電所を視察するとともに、平成30年2月11日に九州電力株式会社玄海原子力発電所（以下「玄海原子力発電所」という。）を視察し、佐賀県オフサイトセンターにおいて地元関係者等と意見交換を行った。

ほかにも、原子力規制委員会は様々な形で外部の声を取り入れている。

具体的には、原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用した。平成29年6月27日に、第2回となる原子力委員会と原子力規制委員会との意見交換会を開催し、原子力分野の人材育成について議論した。平成29年6月29日には、技術支援機関、指定公共機関及び高度被ばく医療支援センターとしての役割を持つ量子科学技術研究開発機構との意見交換会を開催し、放射線防護・被ばく医療研究や原子力災害時の医療体制、人材育成の在り方等の活動について議論した。さらに、原子力規制委員会委員長及び委員等は、平成29年度中随時に、国際原子力機関（以下「IAEA<sup>1</sup>」という。）の天野事務局長、経済協力開発機構/原子力機関（以下「OECD<sup>2</sup>/NEA<sup>3</sup>」という。）のマグウッド事務局長をはじめとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザー<sup>4</sup>と意見交換を行った。



図1-1 委員長と前委員長による福島県内の市町村等訪問



図1-2 更田委員長による現地視察

<sup>1</sup> International Atomic Energy Agency

<sup>2</sup> Organisation for Economic Co-operation and Development

<sup>3</sup> Nuclear Energy Agency

<sup>4</sup> 諸外国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者を原子力規制委員長が指名

このほか、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募手続（法定パブリックコメント）に加え、同法において要求されていない意見公募手続（任意パブリックコメント）を平成 29 年度に計 23 件実施し、積極的に国民の意見を募集し、寄せられた意見に対して丁寧に対応した。

原子力規制委員会ホームページ内の意見受付用ページやコールセンターにおいても、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えており、平成 29 年度において、1 か月平均で、ホームページ内のページに約 30 件、コールセンターに約 180 件の意見・質問が寄せられた。

**表 1 平成 29 年度に実施した主なパブリックコメント**

法定パブリックコメント	任意パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令</li> <li>・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 計 15 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書</li> <li>・原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正</li> </ul> <p style="text-align: right;">等 計 8 件</p>

## (2) 情報管理システムの整備に向けた取組

情報管理システムは、原子力規制委員会で行われる会議の記録、被規制者との間で行われる審査の過程及び規制に関連する内容の議論に係る記録など、現在ホームページで公開している情報資源のうち重要なものを、今後数十年にわたってアーカイブするとともに、広く国民の閲覧に供することを目的とする。

平成 29 年度第 1 四半期においては、システム整備に向けた年度計画を策定するとともに、以降同計画に基づき、情報システムの整備方針や仕様要件案を確定した。

## (3) 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

社会的な関心の高さにも応じて、国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

具体的には、広報的観点から作成プロセス及び必要な資料等について助言、サポート等を行い、新規制基準適合性に係る審査結果のビデオを平成 29 年 7 月に作成し、公開した。また、ホームページのトップ記事を活用し、社会的な関心が高いテ

ーマ及び積極的に周知を行いたいテーマ等について、情報発信を行った。さらに、当日実施された原子力規制委員会での議論の中から、社会的な関心が高いと思われるものについて、概要を twitter で配信する取組を平成 30 年 1 月から開始した。加えて、法令報告の対象ではなくとも、社会的関心の度合いに応じて原子力施設で発生したトラブルや、弾道ミサイル、核実験における原子力施設への影響について情報発信を行った。

#### (4) 被規制者とのコミュニケーションの充実

平成 26 年 10 月から、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成 29 年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成をはじめとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、10 事業者と意見交換を行った。

また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 29 年度は 4 回実施し、高エネルギーアーク損傷に係る規則等の改正に係る議論や株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取等を実施した。

平成 29 年 5 月 23 日には、平成 29 年 4 月の放射線障害防止法改正を踏まえて、公益社団法人日本アイソトープ協会と放射性汚染物の廃棄等、放射性同位元素等の規制に係る課題について意見交換を行い、改正法の普及啓発等について協力の要請を行った。さらに、原子力規制庁は、公益社団法人日本アイソトープ協会の協力を得て、改正法に伴い追加された規制要求のうち、危険時の措置の事前対応を含む平成 30 年 1 月 5 日に公布した放射線障害防止法施行規則改正等について許可届出使用者等に周知するため、平成 30 年 2 月 1 日以降、東京、仙台、名古屋、京都で説明会を行った。

## 第 2 節 組織体制及び運営の継続的改善

平成 29 年 9 月 19 日付けで田中前委員長が退任し、更田新委員長と山中新委員が就任した。また、原子力規制委員会が設置されて 5 年が経過したことを受け、現在の原子力規制委員会のありようについて原子力規制委員会において議論を行った。

その他、昨年度に引き続き以下の取組を行った。

## 1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善

### (1) 改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善

原子力規制機関自身のマネジメントシステムの継続的改善については、平成 28 年に受け入れた IAEA 総合規制評価サービス（以下「IRRS<sup>5</sup>」という。）を踏まえ、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」を第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）において策定し、改善を進めているところである。平成 29 年度においては、組織文化・安全文化醸成活動として全員参加型研鑽運動の開始、PDCA の統合的な運用等について改善を図っている。

### (2) 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく PDCA サイクル等の運用

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程（平成 26 年 9 月 3 日原子力規制委員会制定）に基づき、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第 1 期中期目標」、「原子力規制委員会平成 29 年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、第 68 回原子力規制委員会（平成 30 年 2 月 28 日）において平成 29 年度重点計画の取組・成果に関する評価及び次年度の課題・方向性に係る審議を行った。この審議を経て、平成 29 年度重点計画の評価等を踏まえた次年度の課題・方向性を踏まえた「原子力規制委員会平成 30 年度重点計画」を第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において決定した。

また、平成 28 年 4 月に原子力規制庁に設置された監査・業務改善推進室が内部監査を行っている。平成 29 年度の内部監査については、2 部署及び 1 テーマに対して実施し、新検査制度の運用に向けた原子力規制事務所の業務運営への支援強化や、職員の法制執務に関する能力向上に向けた平成 29 年の法改正の経験・ノウハウ等の活用等の指導を行った。

### (3) 政策評価法に基づく政策評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づく原子力規制委員会の政策評価については、平成 28 年度実施施策の事後評価及び平成 29 年度実施施策の事前分析を行い、第 32 回原子力規制委員会（平成 29 年 8 月 23 日）において、平成 28 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 29 年度実施施策に係る事前分析表を決定し、当該評価書を総務大臣に送付の上、原子力規制委員会ホームページに公表した。また、平成 28 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況及び平成 29 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において決定した。さらに、平成 29 年度第 2 回政策評価懇談会（平成 30 年 1 月 16 日）において、原子力規制委員会 5 年間の主な取組を振り返りつつ、平成 29 年度実施施策の事後評価に向けた有識者との意見交換を行った。

<sup>5</sup> Integrated Regulatory Review Service



なお、平成 29 年度施策からマネジメントシステムとの連携を図り、PDCA サイクルとして統合的に運用している。

## 2. IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価（レビュー）の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする IRRS を実施している。

原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを受け入れ、IRRS 報告書を平成 28 年 4 月に公表した。

### (1) 原子力規制委員会の体制強化

IRRS ミッションにおいて明らかになった課題である検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化、人材の育成・確保等に対応するため、原子力規制委員会の体制強化を行った。

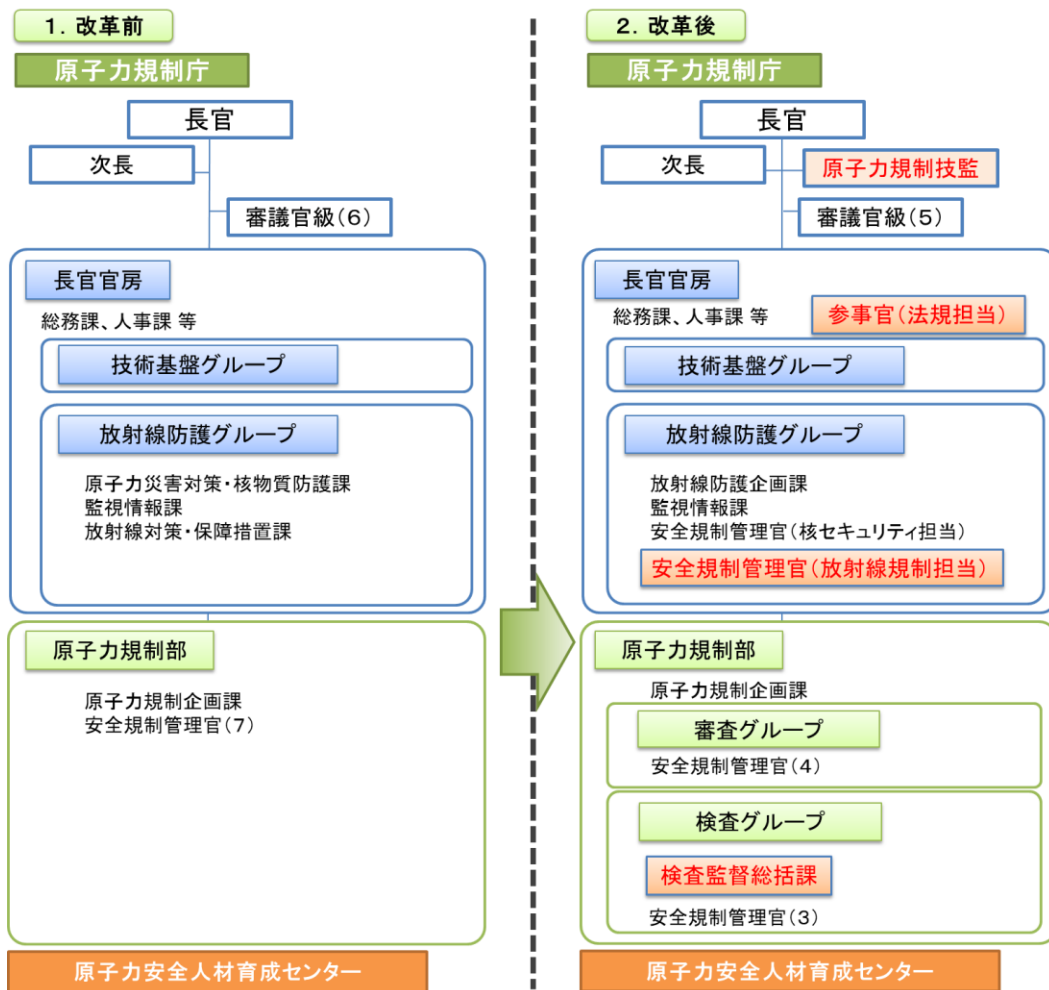


図1-3 原子力規制庁の組織再編 (H29.7.1)

具体的には、事務局である原子力規制庁の定員の増員を行うとともに、放射線源規制強化に対応するため放射線規制部門を新設し、原子力施設の新たな検査制度を運用するため検査監督総括課を新設した。また、原子力規制に係る新たな技術課題に対応するために、技術について総括整理する局長級ポストである原子力規制技監を新設した。

## (2) IRRS で明らかになった課題に的確に対応

原子力規制委員会は同報告書の勧告・提言に加え、IRRS 受入れに当たって実施した自己評価における課題を含め整理した 31 課題（以下「IRRS で明らかになった課題」という。）の取組状況について、炉安審及び燃安審にそのフォローアップを行うよう指示しており、平成 28 年度に引き続き、IRRS で明らかになった課題についての取組状況が原子力規制庁から炉安審及び燃安審に報告されている。また、平成 28 年第 55 回原子力規制委員会臨時会議（平成 29 年 1 月 12 日）において、炉安審・燃安審両会長から「IRRS 報告書には汲み取るべき事項が含まれている」との指摘があったことを踏まえ、炉安審・燃安審は、平成 29 年度の審議において「IRRS ミッションへの今後の対応について」をとりまとめた。本件については、原子力規制庁から第 37 回原子力規制委員会（平成 29 年 9 月 13 日）において、原子力規制委員会に報告を行った。

また、IAEA は加盟国からの要請に基づき、IRRS ミッション報告書の勧告・提言に対する対応状況等のレビューを行う、IRRS フォローアップミッションを実施している。原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に受け入れた IRRS ミッションに対応するフォローアップミッションを平成 31 年の夏以降の適切な時期に受け入れるべく、平成 29 年 8 月に、IAEA に対して IRRS フォローアップミッションの実施要請文書を発出し、了承された。さらに、原子力規制委員会は IRRS フォローアップミッションを実施する際に、参加の意向を有する関係省庁と協力し、関係する放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価を実施することを IAEA に要請した。

## 第3節 国際社会との連携

### (1) 国際機関との連携及び国際社会への貢献

原子力規制委員会は、国際機関との連携として、IAEA や OECD/NEA 等の各種会合への出席や専門家等の派遣を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報収集や意見交換を行った。

また、諸外国の原子力規制機関との協力として、国際原子力規制者会議 (INRA<sup>6</sup>)、西欧原子力規制者会議 (WENRA<sup>7</sup>)、日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM<sup>8</sup>) 等の多国間の枠組み、海外の原子力規制機関との二国間会合等において、情報収集や意見交換を行った。その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等も行った。

<sup>6</sup> International Nuclear Regulators Association

<sup>7</sup> Western European Nuclear Regulators Association

<sup>8</sup> Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

## ①IAEA、OECD/NEA 等の国際機関との連携

原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA 等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通して、我が国の知見、経験の国際社会への共有を図るとともに、得られた成果を国内の原子力規制の向上に活かしている。

### i. IAEA、OECD/NEA 等が主催する各種会合への出席等

原子力規制委員会委員長及び委員は、表 2 に示すとおり各種国際会議等に出席し、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見、教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報及び意見交換を行った。

なお、平成 29 年 11 月に、OECD/NEA の CNRA<sup>9</sup>に新たに設置された安全文化ワーキンググループ(WGSC)の第 1 回会合が開催され、当該ワーキンググループの議長に伴委員が選出された。

表 2 原子力規制委員会委員による国際機関主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成 29 年 4 月 18 日～ 21 日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec)（ウィーン）	田中委員
平成 29 年 5 月 31 日～ 6 月 2 日	OECD/NEA CNRA/CSNI <sup>10</sup> /CRPPH <sup>11</sup> 合同重大事故に伴 う意思決定フォーラム 原子力施設安全委員会(CSNI)（パリ）	更田委員
平成 29 年 10 月 9 日～ 15 日	国際放射線防護委員会(ICRP)（パリ）	伴委員
平成 29 年 11 月 28 日 ～30 日	OECD/NEA/CNRA 安全文化ワーキンググループ(WGSC) （パリ）	伴委員
平成 30 年 3 月 26 日～ 28 日	OECD/NEA/CNRA 安全文化ワーキンググループ(WGSC) （東京）	伴委員

<sup>9</sup> Committee on Nuclear Regulatory Activities

<sup>10</sup> Committee on the Safety of Nuclear Installations

<sup>11</sup> Committee on Radiation Protection and Public Health

## ii. IAEA 及び OECD/NEA 事務局長との意見交換

原子力規制委員会委員長は、天野 IAEA 事務局長と平成 29 年 4 月及び 10 月に意見交換を実施した。また、マグウッド OECD/NEA 事務局長とは平成 29 年 7 月及び 11 月に意見交換を実施した。これらの意見交換において、今後の両国際機関との緊密な連携の継続について議論した。

## iii. IAEA との協力事業を含む海洋モニタリングについての情報発信

原子力規制委員会では国際的な情報発信の一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海洋モニタリングの結果<sup>12</sup>を定期的に公表しており、原子力規制委員会及び IAEA は、我が国の海洋モニタリングに関して協力し、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を実施した。

## ②原子力安全に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）、原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）、原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）、核物質及び原子力施設の防護に関する条約（核物質防護条約の改正）及び核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）の枠組みの下での国際的な取組に参画している。

平成 29 年度の主な取組として、平成 29 年 3 月 27 日から 4 月 7 日までウィーンで開催された原子力安全条約の第 7 回検討会合において、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間でのピア・レビューを行い、日本政府代表団の一員として原子力規制委員会から伴委員他が出席した。

また、合同条約の枠組みの下、平成 30 年 5 月 21 日から 6 月 1 日まで開催される予定の同条約の第 6 回検討会合に向けて、我が国の国別報告書が取りまとめられ、平成 29 年 10 月に提出された。

## ③諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めた。

### i. 国際原子力規制者会議（INRA<sup>13</sup>）等

INRA は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、毎年 2 回、広範な原子力安全規制上の課題について意見交換を行う枠組みであり、日本、米国、仏国、英国、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の 9 か

<sup>12</sup> <http://www.nsr.go.jp/english/flissues/index.html>

<sup>13</sup> International Nuclear Regulators Association

国が参加している。

平成 29 年 5 月に、同年の議長国であるアメリカ原子力規制委員会（NRC<sup>14</sup>）の主催で第 40 回会合が開催された。原子力規制委員会からは原子力規制委員会委員長の代理として安井原子力規制庁長官が出席し、新規制基準に基づく審査の状況、東京電力福島第一原子力発電所の現状等について報告した。

第 41 回会合は、平成 29 年 9 月の IAEA 総会の開催期間中に、オーストリア・ウィーンで開催された。原子力規制委員会からは原子力規制委員会委員長の代理として安井原子力規制庁長官が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

また、欧州各国の規制機関の長により構成される会議体として、WENRA があり、毎年 2 回総会が開催されている。原子力規制委員会はオブザーバーとして加盟しており、平成 29 年 4 月にスイス・ベルンで開催された春の総会には伴委員が出席し、10 月にオランダ・ハーグで開催された秋の総会には伴委員の代理として平野地域連携推進官が出席した。

## ii. 地域協力：日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）

TRM は、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の 3 か国が定期的に規制上の課題や技術向上のための情報交換等を推進する枠組みとして、平成 20 年から毎年 1 回開催しているもの。

平成 29 年 11 月に、韓国ハヌル原子力発電所において、TRM の枠組みの下での日中韓 3 か国の合同緊急時訓練を開催し、当該訓練に接続して発災国から他の 2 国への通報を行う緊急通報訓練が初めて実施された。

また、平成 29 年は日本が議長国となり、12 月に東京で第 10 回会合を開催した。本会合では、山中委員が議長を務め、日中韓の各原子力規制機関の取組や、傘下の 3 つの作業部会（情報交換枠組みに関する作業部会、人材育成に関する作業部会及び緊急時対応に関する作業部会）の活動について議論を行った。また、日中韓の原子力規制機関による緊急通報の枠組みについては、平成 29 年 11 月の合同緊急時訓練に接続して初めて実施した緊急通報訓練を平成 30 年の合同緊急時訓練の際にも実施すること、3 つの原子力規制機関間での緊急通報の枠組みを発展させていくこと等について合意した。

さらに、TRM に併せて開催した第 5 回 TRM プラス<sup>15</sup>では、より技術的な内容として、基準地震動や耐震設計評価等の地震対策、緊急時の情報共有の取組や事業者防災訓練、原子炉における検査制度等について、担当者間で実務的な情報交換を行った。

<sup>14</sup> Nuclear Regulatory Commission

<sup>15</sup> TRM プラスは、3 機関以外の専門家を招待することが可能な技術専門家会合として 2013 年に設置。

### iii. 二国間協力：協力取決め文書等の作成

原子力規制委員会は、平成 29 年度までに、12 か国（13 原子力規制機関等）と各種協力に関する覚書等を交わしてきた。表 3 に、平成 29 年度末までの原子力規制委員会における各国との協力取決めの作成実績について示した。

こうした二国間の枠組みを通して、原子力規制委員会は諸外国原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

表 3 原子力規制委員会における各国との協力取決め作成実績

国名	機関名	作成年度
米国	原子力規制委員会（NRC <sup>16</sup> ）	平成 24 年度に原子力安全・保安院から引継ぎ（平成 27 年度更新）
	米国エネルギー省（DOE <sup>17</sup> ）	平成 25 年度
仏国	原子力安全規制機関（ASN <sup>18</sup> ）	平成 25 年度
英国	原子力規制機関（ONR <sup>19</sup> ）	平成 25 年度
ロシア	ロシア原子力規制機関（RTN <sup>20</sup> ）	平成 25 年度
スウェーデン	放射線安全機関（SSM <sup>21</sup> ）	平成 25 年度
ドイツ連邦	環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB <sup>22</sup> ）	平成 26 年度
スペイン	原子力安全委員会（CSN <sup>23</sup> ）	平成 25 年度
フィンランド	放射線・原子力安全庁（STUK <sup>24</sup> ）	平成 25 年度
カナダ	原子力安全委員会（CNSC <sup>25</sup> ）	平成 27 年度
ベトナム	原子力・放射線安全庁（VARANS <sup>26</sup> ）	平成 26 年度
トルコ	原子力庁（TAEK <sup>27</sup> ）	平成 26 年度
リトアニア	原子力安全検査規制当局（VATESI <sup>28</sup> ）	平成 26 年度

<sup>16</sup> Nuclear Regulatory Commission

<sup>17</sup> United States Department of Energy

<sup>18</sup> Autorité de Sûreté Nucléaire

<sup>19</sup> Office for Nuclear Regulation

<sup>20</sup> Rostekhnadzor

<sup>21</sup> Swedish Radiation Safety Authority

<sup>22</sup> Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety

<sup>23</sup> Nuclear Safety Council

<sup>24</sup> Radiation and Nuclear Safety Authority

<sup>25</sup> Canadian Nuclear Safety Commission

<sup>26</sup> Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

<sup>27</sup> Turkish Atomic Energy Authority

<sup>28</sup> State Nuclear Power Safety Inspectorate of the Republic of Lithuania

#### iv. 二国間会合等の実施

米国との協力として、米国 NRC との協力実施取決めに基づき、平成 29 年 10 月に東京にて日米ステアリング・コミッティを開催し、米国 NRC に派遣されている原子力規制庁職員の活動状況のほか、規制活動において考慮すべき技術的事項への双方の取組について紹介しつつ、今後の技術協力について意見交換を行った。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）における検査制度の見直しを見据えた米国での検査官の研修等について、米国 NRC との合意に基づき平成 28 年 7 月から原子力規制庁の 5 名の職員を米国 NRC に約 1 年間派遣した。これに引き続き、平成 29 年も 7 月から原子力規制庁の 6 名の職員を約 1 年間の予定で派遣している。さらに、平成 29 年 10 月から、米国 NRC から 2 名の講師を招へいし、米国の検査制度等に関する講義を実施したほか、新たな検査制度の整備の進め方や検査官育成プログラムについて意見交換をした。このほかに、安全研究分野等においても米国 NRC に職員を派遣している。

仏国との協力として平成 29 年 11 月には、パリにて第 5 回日仏規制当局間会合を開催し、原子力規制委員会からは安井原子力規制庁長官が、仏国 ASN からは委員長及び委員が出席した。本会合では、双方の規制当局の最新動向等の議題について意見交換を行った。

その他、英国、ドイツ等との間で、二国間会合を開催するなどの協力を実施した。

#### (2) 国際人材の確保及び育成に係る取組

原子力規制委員会は、トルコ TAEK との覚書に基づき、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 29 年 12 月 12 日及び 13 日にトルコ・アンカラにて、トルコ TAEK 職員に対して耐震構造設計に関するセミナーを開催した。

### 第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応

#### (1) 訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、平成 29 年度末現在係争中の 47 件及び平成 29 年度中に判決があった 5 件の訴訟について、法務省・法務局等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応を行った。

また、発電用原子炉施設の工事の計画の認可処分に係る異議申立てについて、2 件を棄却した。

#### (2) 法令等の不断の見直し及び改善

最新の科学的・技術的知見を規制要求に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。



また、原子力施設に対する検査制度の見直しや放射性同位元素に係る防護措置の導入等を盛り込んだ原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）を成立させるとともに、当該法律に基づく政令等の改正も着実に実施した。

加えて、法令等の見直し及び改善を着実に実施するため、参事官（法規担当）を新設するなど、体制の強化を図った（図 1－3 参照）。

## 第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。

平成 30 年 3 月末時点の運用状況は、処理中案件 0 件、処理済案件 3 件となっている。



## **第2章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施**

## ○ 第2章の総括

(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善)

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」が、第193回通常国会で可決され、平成29年4月14日に公布された。

同法の成立に伴い、核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化、廃止措置実施方針に係る制度整備、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討及び検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係政令、規則等の整備を行った。

(原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っているところ。

平成29年度は、実用発電用原子炉については、関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉並びに東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更の許可をした。また、廃止措置計画については、九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉、日本原子力発電敦賀発電所1号炉、関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉、中国電力株式会社島根原子力発電所1号炉及び四国電力株式会社伊方発電所1号炉に対して認可を行った。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の定常臨界実験装置及び原子炉安全性研究炉の設置変更の許可をした。また、廃止措置計画については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-4 及び TRACY に対して認可を行った。さらに、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所、三菱原子燃料株式会社並びに原子燃料工業株式会社東海事業所及び熊取事業所に対して事業変更を許可した。法令報告事象に関しては、実用発電用原子炉において2件、核燃料施設等において2件の合計4件が発生した。

このほか、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、発電用原子炉の運転延長認可に係る審査、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設廃止等への対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。

(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善)

放射性同位元素等の使用等に伴う放射線障害を防止するための規制を行う放射線障害防止法について、IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえて第 193 回国会に提出した改正法が、平成 29 年 4 月に成立・公布された。廃棄に係る特例を含む改正法第 4 条については、平成 29 年 12 月に関係政令を公布し、平成 30 年 1 月に関係規則等を公布した。また、これに伴い、平成 29 年 12 月に事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド及び登録機関に対する立入検査ガイド等の審査基準を決定した。

(放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等を実施している。平成 28 年度放射線管理状況報告書を取りまとめたところ、全ての許可届出使用者等において、放射線業務従事者の受けた線量は法令に定める年間線量限度を下回っていた。また、平成 29 年度の法令報告事象は 2 件、危険時の措置の届出は 0 件であった。これら法令報告事象に対する原因究明や再発防止策の確認も引き続き行っている。

## 第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

### 1. 規制制度や運用の継続的改善

#### (1) 法案審議への対応

第59回原子力規制委員会（平成29年2月1日）において決定した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」は、平成29年2月7日に閣議決定され、第193回通常国会での審議を経て、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」

（以下「改正法」という。）は平成29年4月14日に公布、一部施行された。

改正法では、検査制度を見直し、より高い安全性の確保を目指して、事業者、規制機関双方の取組を強化する観点から、まず、原子力施設の規制基準への適合性を確認する行為を、事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っている。そして、規制機関が、事業者の保安活動全般を対象に、事業の許可・指定等から廃止措置の終了まで切れ目なく一貫して、時期、内容を限定することなく、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けている。その上で、規制機関が検査結果を踏まえた評価を行い、以後の検査に安全の実績を的確に反映させる原子力規制検査に基づく監督を行うことにより、事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促している。そのほか、規制基準の策定に当たっては、原子力の安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨を明記している。これらの規定については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

また、廃炉に対応する規制整備として2つの改正事項を盛り込んだ。1点目として、原子力施設の高経年化が進んだ場合において、施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るため、事業等の開始段階から事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針（廃止措置実施方針）を作成・公表することを義務付けている。2点目は、廃棄物埋設に関する必要な規制の整備である。①原子力規制委員会が放射能濃度が一定の基準を超える第二種廃棄物の埋設事業（炉内等廃棄物等の中深度処分）並びに第一種廃棄物埋設事業に係る埋設地及びその周辺で保護する区域を指定し、当該区域内の土地の掘削を制限するほか、②第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設の方法によって第二種廃棄物を処分することを妨げないこととするとともに、③現行の第一種廃棄物埋設事業に加え中深度処分についても坑道を閉鎖しようとするときは原子力規制委員会による閉鎖措置計画の認可等を受けなければならないこととしている。これらの規定については、平成30年10月1日から施行される。廃止措置実施方針については、改正法において、施行時点で既に原子炉の設置許可等を受けている者は、施行日から起算して3か月以内に作成・公表しなければならないとしている。

また、その他の改正事項として、核燃料物質の使用者又は国際規制物資使用者

である法人の合併、分割及び相続に係る手続きの整備や、核燃料物質の譲渡譲受制限の適正化をしている。これらの規定については、平成29年7月10日から施行された。（放射性同位元素等に係る規制や放射線審議会に係る改正事項については第4節及び第5節を参照。）

## (2) 法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討

改正法成立後、第2回原子力規制委員会(平成29年4月12日)において報告された「改正法の成立及び今後の対応について」に従い、以下のとおり、順次関係政令、規則等の整備を行った。

### ①核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化

核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に対する規制適正化に係る関係法令の整備については、第16回原子力規制委員会(平成29年6月21日)において関係する政令案及び規則等を決定し、平成29年6月27日に政令の閣議決定を受け、平成29年7月10日に施行され、規則については平成29年7月7日に公布、平成29年7月10日に施行された。

### ②廃止措置実施方針に係る制度整備

廃止措置実施方針に係る制度整備の検討について、廃止措置実施方針制度の検討に係る会合を計3回開催して関係事業者から意見を聴取し、具体的な運用については廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド案を作成した。

当該会合の議論結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、第16回原子力規制委員会(平成29年11月22日)において、関係する政令案及び規則等を決定し、このうち政令については平成29年12月15日に閣議決定を受けて同月20日に公布され、規則については同月22日に公布した。関係法令及び運用ガイドは平成30年10月1日から施行される。

### ③廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討

原子力規制委員会は中深度処分に係る規制基準等に対してALARA (As Low As Reasonably Achievable) の考え方を取り入れることとし、平成28年度第66回原子力規制委員会(平成29年3月2日)においてALARAの考え方に沿って作成される規制基準等の骨子案を踏まえてALARAの取扱いを判断することとした。廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームにおいてはALARAの考え方を取り入れた中深度処分の規制基準等の骨子案を作成した。第27回原子力規制委員会(平成29年7月31日)において同骨子案について検討を行い、ALARAの考え方を取り入れた規制基準等に基づいて審査が可能なことが示されるよう審査で確認する事項の明確化等を原子力規制庁に指示した。これを受け、第56回原子力規制委員会(平成29年12月20日)、第60回原子力規制委員会(平成30年1月

24日)、第67回原子力規制委員会(平成30年2月21日)及び第69回原子力規制委員会(平成30年3月7日)において、廃棄物埋設処分に係る規制基準等におけるALARAの適用について議論した。今後は当該考え方を踏まえた規制基準及び関連する審査ガイドを策定する予定である。

#### ④検査制度の見直しに係る検討

原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検査制度の見直しに関する検討チーム」は平成28年5月から継続して開催し、事業者の参加を得て公開の場で議論を進めるとともに、当該検討チームの下でワーキンググループを開催し、検査制度運用の詳細検討を行っている。

### (3) 保安検査の在り方に関する検討

原子力施設に対する保安規定の遵守状況の検査(以下「保安検査」という。)について、平成24年度第25回原子力規制委員会(平成25年1月30日)に指示のあった現状を踏まえた改善策の検討を継続的に実施し、平成28年4月13日付けの指示文書により発電用原子炉設置者に対して指示した30指標の収集、取りまとめ及びその結果の報告について、平成29年6月及び7月に各発電用原子炉設置者から平成28年度分報告を受領した。

保安検査が平成32年の改正法の施行において原子力規制検査に統合されることから、指標やリスク情報を踏まえて実施する原子力規制検査の運用の詳細を検討する中で、将来の運用について検討している。第58回原子力規制委員会(平成30年1月10日)において、現行の保安検査等の枠組みの下で、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映などの新たな検査制度のポイントについて、検討の進捗と検査実務における取り入れ可能性を踏まえ、具体的な実施手法の継続的改善を視野に入れながら、順次運用に取り入れることとした。

### (4) 被規制者との安全性向上に係る意見交換

我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会は、平成26年10月から主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成29年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成をはじめとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、10事業者と意見交換を行った。

また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成29年1月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成29年度は4回実施し、高エネルギーアー



ク損傷に係る規則等の改正に係る議論や神戸製鋼のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取等を実施した。

平成 29 年 5 月 23 日には、平成 29 年 4 月の放射線障害防止法改正を踏まえて、公益社団法人日本アイソトープ協会と放射性汚染物の廃棄等、放射性同位元素等の規制に係る課題について意見交換を行い、改正法の普及啓発等について協力の要請を行った。さらに、原子力規制庁は、公益社団法人日本アイソトープ協会の協力を得て、改正法に伴い追加された規制要求のうち、危険時の措置の事前対応を含む平成 30 年 1 月 5 日に公布した放射線障害防止法施行規則改正等について許可届出使用者等に周知するため、平成 30 年 2 月 1 日以降、東京、仙台、名古屋、京都で説明会を行った。

(第 1 章第 1 節 2.(4)再掲)

## 第 2 節 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

### 1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

実用発電用原子炉については、平成 25 年 7 月 8 日に新規制基準を施行した後、平成 29 年度末までに 11 事業者から 16 原子力発電所 26 プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成 29 年度においては審査会合を計 102 回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。）6 号炉及び 7 号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査を行った。その上で、事業者の技術的能力、原子炉の構造及び設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見を募集するとともに、原子力の平和利用について原子力委員会から、許可について経済産業大臣から意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉に対して第 10 回原子力規制委員会（平成 29 年 5 月 24 日）、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉に対して第 57 回原子力規制委員会（平成 29 年 12 月 27 日）において、設置変更を許可した。なお、東京電力ホールディングス株式会社については、審査の過程で、柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請書（6 号及び 7 号原子力施設の変更）の申請者である同社が東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起こした当事者であることを踏まえ、申請者に柏崎刈羽原子力発電所を設置し、及び運転することにつき必要な安全文化その他の原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについても特に審査することとし、技術的能力に係る審査の一環として通常より丁寧に調査することとした。具体的には、原子力規制委員会における経営責任者からの意見聴取

(平成 29 年 7 月 10 日、8 月 30 日及び 9 月 20 日)、柏崎刈羽原子力発電所における安全確保に関する事業者への意識調査(平成 29 年 7 月 27 日及び 7 月 28 日)を行った。

審査中案件のうち、東北電力株式会社女川原子力発電所については、地震・津波関係の主要な課題であった基準地震動について確認が終了した。一方、北海道電力株式会社泊発電所については、敷地内断層の活動性評価について、評価の根拠が不十分であったため追加調査を求めたが、十分な証拠が得られず審査に進捗が見られなかった。工事計画については、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに玄海原子力発電所 3 号炉に対して平成 29 年 8 月 25 日、玄海原子力発電所 4 号炉に対して平成 29 年 9 月 14 日に認可を行った。また、保安規定については、大飯発電所に対して平成 29 年 9 月 1 日、玄海原子力発電所に対して平成 29 年 9 月 14 日に認可を行った。

特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更の許可に関しては、平成 29 年度末までに 7 事業者 8 原子力発電所 15 プラントについて、申請書が提出された。同申請の審査においては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等の対策が行われていることを確認している。九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。) 1 号炉及び 2 号炉、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。) 3 号炉、並びに関西電力株式会社高浜発電所(以下「高浜発電所」という。) 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉については、特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請書に対する審査結果の案を取りまとめ、経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行い、その回答を踏まえて審議した結果、川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉に対して第 1 回原子力規制委員会(平成 29 年 4 月 5 日)、伊方発電所 3 号炉に対して第 41 回原子力規制委員会(平成 29 年 10 月 4 日)、高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に対して第 69 回原子力規制委員会(平成 30 年 3 月 7 日)において、設置変更を許可した。

特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画については、平成 29 年度末までに 3 事業者 3 原子力発電所 7 プラントから、申請書が提出された。

また、実用発電用原子炉の廃止措置計画については、玄海原子力発電所 1 号炉、日本原子力発電株式会社敦賀発電所(以下「敦賀発電所」という。) 1 号炉、関西電力株式会社美浜発電所(以下「美浜発電所」という。) 1 号炉及び 2 号炉並びに中国電力株式会社島根原子力発電所(以下「島根原子力発電所」という。) 1 号炉に対して平成 29 年 4 月 19 日、伊方発電所 1 号炉に対して平成 29 年 6 月 28 日に認可を行った。

## **(1) 新規制基準適合性審査の効率化**

審査の進め方については、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査会合の議事録を公開し、審査会合の後には互いの認識を共有するため、事業者との面談を実施して指摘事項等を整理した。

## **(2) 新規制基準に基づく検査の状況**

高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに美浜発電所 3 号炉に係る使用前検査及び施設定期検査について、認可された工事計画に従って工事が行われていること、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則に適合していること等を確認している。高浜発電所 4 号炉に関しては平成 29 年 6 月 16 日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付するとともに、同日に施設定期検査終了証を交付した。

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 検査等	
				設置変更 許可	工事計画 認可	保安規定 認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
2		敦賀発電所 2号	PWR	審査中	未申請	審査中		
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
9			2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
10			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
11	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請		
12		福島第二原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
13			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
14			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
15			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
16		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
17			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
18			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
19			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
20			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
21			6号	BWR	了	審査中	審査中	
22	7号		BWR	了	審査中	審査中		
23	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請	
24		4号	BWR	審査中	審査中	審査中		
25		5号	BWR	未申請	未申請	未申請		
26	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
27		2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
28	関西電力(株)	美浜発電所	3号	PWR	了	了	審査中	
29		大飯発電所	3号	PWR	了	了	了	検査中
30			4号	PWR	了	了	了	検査中
31			高浜発電所	1号	PWR	了	了	未申請
32		2号		PWR	了	了	未申請	検査中
33		3号		PWR	了	了	了	了
34		4号		PWR	了	了	了	了
35	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	BWR	審査中	審査中	審査中	
36		3号	建設中	未申請	未申請	未申請		
37	四国電力(株)	伊方発電所	3号	PWR	了	了	了	
38	九州電力(株)	玄海原子力発電所	2号	PWR	未申請	未申請	未申請	
39			3号	PWR	了	了	了	検査中
40			4号	PWR	了	了	了	検査中
41		川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了	了
42	2号		PWR	了	了	了	了	

※1) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

※2) 特定重大事故等対処施設に係る審査を除く。

了:平成29年度に変更のあったもの

図2-1 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

## 2. 実用発電用原子炉等に係る保安検査等の実施

実用発電用原子炉の安全を確保するため、原子力施設の近傍に設置している原子力規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、実用発電用原子炉を対象として、四半期ごとに保安検査を定期的の実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

このほか、高浜発電所 3 号炉等において安全確保上重要な行為等に係る保安検査を実施した。

平成 29 年度において行った実用発電用原子炉に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は 11 件であった。（平成 29 年度末現在で取りまとめ中のものを除く。）

実用発電用原子炉に係るその他の検査（新規制基準に基づく検査以外のもの）については、機器の更新等に伴う使用前検査、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則で定められた時期毎に行う施設定期検査等を実施した。平成 29 年度に実施した使用前検査は 12 件、施設定期検査は 2 件であった。

また、株式会社神戸製鋼所（関連会社を含む。）や三菱マテリアル株式会社子会社による材料データに係る不適切行為への対応について、原子力規制委員会は原子力事業者等から聴取等を行っており、これまでのところ安全上の問題は確認されていないが、引き続き原子力事業者等の調査状況を注視している。

## 3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施

### (1) 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月にいわゆる新規制基準を施行した後、平成 29 年度末までに 9 事業者から 20 施設について事業変更許可申請等が提出された。これらの申請について、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成 25 年 12 月 25 日原子力規制委員会決定、平成 28 年 6 月 1 日改正）に基づき審査を行っており、平成 29 年度に原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、計 38 回開催した。

平成 29 年度においては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）原子力科学研究所の定常臨界実験装置である STACY 及び原子炉安全性研究炉である NSRR に対しては平成 30 年 1 月 31 日に設置変更許可を行った。また、平成 28 年度に設置変更承認を行った京都大学研究用原子炉（以下「KUR」という。）及び同大学臨界実験装置（以下「KUCA」という。）の設計及び工事の方法の承認については、KUR は平成 29 年 7 月 27 日までに、KUCA は平成 29 年 6 月 13 日までにそれぞれ全ての申請に対して承認を行った。

KUR 及び KUCA について、使用前検査及び施設定期検査を実施し、承認された設計及び工事の方法に従って工事が行われていること、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則に適合していること等を確認し、KUCA

については平成29年6月20日に使用前検査及び施設定期検査に合格したと認め、使用前検査合格証及び施設定期検査合格証を交付した。また KUR については平成29年8月24日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付し、平成29年8月25日に施設定期検査に合格したと認め、施設定期検査合格証を交付した。

なお、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターの材料試験炉(JMTR)については、廃止措置予定のため平成29年12月5日に設置変更許可申請取下げとなった。

また、廃止措置計画については、日本原子力研究開発機構 JRR-4 及び TRACY に対して、平成29年6月7日に認可を行った。

グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「GNF-J」という）、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所、三菱原子燃料株式会社並びに原子燃料工業株式会社東海事業所及び熊取事業所については、核燃料物質の加工事業変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、経済産業大臣の意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、GNF-J に対して第1回原子力規制委員会（平成29年4月5日）、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所に対して第8回原子力規制委員会（平成29年5月8日）、三菱原子燃料株式会社（加工施設）に対して第47回原子力規制委員会（平成29年11月1日）、原子燃料工業株式会社東海事業所（加工施設）に対して第56回原子力規制委員会（平成29年12月20日）、原子燃料工業株式会社熊取事業所に対して第75回原子力規制委員会（平成30年3月28日）において、事業変更を許可した。

なお、日本原燃株式会社は第43回原子力規制委員会（平成29年10月11日）において、再処理事業所等で確認された保安規定違反等を受けて同社の設備の保守管理体制が整備できるまで審査対応を中断すると表明しており、六ヶ所再処理施設等に係る新規制基準適合性審査は平成30年3月末時点で一時中断している。

## (2) 核燃料施設等のその他の検査等の実施

核燃料施設等については、新規制基準適合性審査の認可如何に関わらず、年1回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査、施設検査を実施した。平成29年度に実施した使用前検査は11件、施設検査は16件であった。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査			使用前検査等
			設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	審査中	未申請	審査中	
2		MOX燃料加工施設	審査中	未申請	未申請	
3		ウラン濃縮施設	了	未申請	審査中	
4		廃棄物管理施設	審査中	審査中	審査中	
5	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	審査中	審査中	審査中	
6	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	
7	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	審査中	審査中	未申請	
8		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	審査中	未申請	審査中	
9		試験研究用等原子炉施設(HTR)	審査中	審査中	審査中	
10		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	審査中	審査中	未申請	
11		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	審査中	了	
12		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	審査中	一部了※3	
13		試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中	
14		試験研究用等原子炉施設(TCA)	未申請	未申請	未申請	
15		試験研究用等原子炉施設(FCA)	未申請	未申請	未申請	
16	(株)東芝	試験研究用等原子炉施設(NCA)	未申請	未申請	未申請	
17	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	審査中	
18		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	未申請	審査中	
19	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	
20	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
21		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
22	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
23	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請	

※1) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

※2) 「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)

※3) 運転関係の保安規定を除き認可(運転関係の部分については後日申請予定) □

■ : 平成29年度に変更のあったもの

図2-2 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

## 4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

### (1) 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

核燃料施設等の安全を確保するため、原子力施設の近傍に設置している原子力規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、四半期ごとに保安検査を定期的の実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

平成 29 年度において行った核燃料施設等に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は、日本原燃株式会社再処理事業所における非常用電源建屋への雨水浸入に関する保安規定違反等、加工施設で 3 件、試験研究用等原子炉施設で 1 件、再処理施設で 4 件、使用施設等で 2 件であった。

また、神戸製鋼（関連会社を含む。）や三菱マテリアル株式会社子会社による材料データに係る不適切行為への対応について、原子力規制委員会は原子力事業者等から聴取等を行っており、これまでのところ安全上の問題は確認されていないが、引き続き原子力事業者等の調査状況を注視している。

### (2) 核燃料施設等に係る立入検査の実施

令第 41 条非該当使用者等<sup>29</sup>に対する計画的な立入検査については、15 事業所において実施した。

## 5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第 62 条の 3 は、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故、故障等（以下、本項及び第 3 章第 1 節（8）において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成 29 年度に、実用発電用原子炉において 2 件、核燃料施設等において 2 件の合計 4 件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について事業者から報告を受け、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳正に確認を行っている（特定原子力施設の法令報告事象については、第 3 章第 1 節（1）で記載。）。

また、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度（The International Nuclear and Radiological Event Scale。以下「INES」という。）による評価を行っており、平成 29 年度に発生した 4 件のうち、大洗研究開発センターにおいて発生した 1 件はレベル 2（異常事象）と評価し、原子燃料工業株式会社熊取事業所において発生した 1 件をレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。他 2 件については平成 29 年度末現在評価中である。平成 28 年度に実用発電用原子炉において発生し、評価中であった 3 件のうち、島根原子力発電所において発生

<sup>29</sup>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に該当しない施設を有する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者



した1件をレベル1(逸脱)と評価した。他2件については、いずれもレベル0(安全上重要でない事象)と評価した。

なお、原子力規制庁は、第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)において、法令報告事象への対応における安全上の影響の評価の考え方を報告し、顕在化した安全上の影響のみならず、事象発生の原因を踏まえて、過去、未来に亘って合理的にかつ具体的に想定される影響の範囲、程度等、潜在的な安全上の影響を考慮し、求めるべき原子力安全上の対応措置等の教訓に関して考察を加えた上で、原子力規制委員会としての対応案を諮っていくことについて、原子力規制委員会に報告し、了承された。

### **(1) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定**

平成29年5月2日、中部電力株式会社浜岡原子力発電所(以下「浜岡原子力発電所」という。)廃棄物減容処理装置建屋地下2階において、粉状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。平成29年11月20日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成29年度末現在、事業者から受領した報告書の内容について精査中である。

さらに、平成30年1月18日、浜岡原子力発電所同建屋2階において、粒状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。平成29年度末現在、事業者は、昨年5月2日に発生した同建屋地下2階における堆積物の発見事象との関連も含め、原因を調査中である。

### **(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター燃料研究棟における汚染に伴う立入制限区域の設定等**

平成29年6月7日、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟108号室(管理区域内)において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグ(粉末状の核燃料物質を内包)が破裂したことにより、核燃料物質が管理区域内に漏えいし、保安規定に基づく立入制限区域を設定したこと及び作業員の計画外の被ばくが、報告基準を超え、又は超えるおそれがあることから、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。

原子力規制庁は、当該報告書の内容を踏まえ、事業者における核燃料物質の取扱いの状況を確認するため、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づき、大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟に対する立入検査を6月21日、6月23日及び6月30日に実施し、第16回原子力規制委員会(平成29年6月21日)において、立入検査の実施結果を報告し、続けて第29回原子力規制委員会(平成29年8

月 2 日)において、事務局から本事象の概要及び INES レベル 2 (異常事象) と評価したことについて報告した。その後、平成 29 年 9 月 29 日付で事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があったが、第 46 回原子力規制委員会 (平成 29 年 10 月 25 日)において、事業者による原因調査及び再発防止対策について不足があるとして、事業者に改めて報告書の提出を求めた。

平成 29 年 12 月 27 日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告書 (補正) の提出があり、第 67 回原子力規制委員会 (平成 30 年 2 月 21 日)において、事業者による原因調査及び再発防止対策等について妥当と判断するものの、対策は実施中であり、これらの対策を確実に履行することを求めた。また本事故を踏まえ、非密封のプルトニウムを気密設備で取り扱うことを明確に規定するため、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正し、平成 30 年 3 月 2 日に施行した。また、他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置を保安規定に規定させるため、使用施設等における保安規定の審査基準を改正し、平成 30 年 2 月 21 日に施行した。

### (3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所第二加工棟における酸化ウラン粉末の漏えい

平成 29 年 8 月 10 日、原子燃料工業株式会社熊取事業所の第二加工棟第 2 - 2 混合室 (管理区域) において、ウラン粉末が漏えいし、漏えいしたウラン粉末の放射エネルギーが  $3.7 \times 10^5$  ベクレルを超えると判断したことから、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。

平成 29 年 11 月 1 日に事業者から、当該事象の原因と対策に係る報告書の提出があり、第 48 回原子力規制委員会 (平成 29 年 11 月 8 日)において、事業者による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

### (4) 平成 28 年度に発生した事故・トラブルへの対応

#### ① 日本原子力発電株式会社東海第二発電所廃棄物処理棟における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定

平成 28 年 6 月 2 日、日本原子力発電株式会社東海第二発電所 (以下「東海第二発電所」という。) 廃棄物処理棟中地下 1 階タンクベント処理装置室内において、漏えいした液体の放射エネルギーの測定結果より、保安規定に基づく立入制限区域を設定したとして、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。

平成 28 年 7 月 25 日 (同年 12 月 12 日補正)、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、第 46 回原子力規制委員会 (平成 29 年 10 月 25 日)において、事業者による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

#### ② 中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉中央制御室空調換気系ダクト腐食

平成 28 年 12 月 8 日、中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉において、中央制御室空調換気系のダクトの点検中、ダクトに腐食開口部 (約 100cm × 約

30cm) が確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。

第 48 回原子力規制委員会（平成 28 年 12 月 14 日）において、事務局から当該事象の概要について報告をし、続けて第 53 回原子力規制委員会（平成 29 年 1 月 11 日）において、ダクトの類似箇所の点検結果として新たに確認された腐食について同様に事務局から報告し、原子力規制委員会は島根原子力発電所 2 号炉以外の施設についても調査する方針を示した。

第 56 回原子力規制委員会（平成 29 年 1 月 18 日）において、事故時の居住性確保が要求されている施設のダクトについて、直接の外観点検の実施及びその点検結果の報告を、発電用原子炉等を設置する事業者に求めることとした。事業者による点検の計画及びその結果について、順次、報告を受領している。

平成 29 年 3 月 9 日（同年 11 月 27 日補正）、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、第 56 回原子力規制委員会（平成 29 年 12 月 20 日）及び第 63 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 31 日）を経て、事業者による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

### ③日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2 号炉非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの損傷

平成 29 年 2 月 3 日、定期検査のため停止中の敦賀発電所 2 号炉において、B-非常用ディーゼル発電機付属のシリンダ冷却水ポンプに損傷が確認され、当該非常用ディーゼル発電機に要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を事業者から受けた。

当該事象の原因と対策について、平成 29 年 3 月 21 日（同年 4 月 12 日補正）に事業者から報告書の提出があり、第 13 回原子力規制委員会（平成 29 年 6 月 7 日）において、事業者による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

## 6. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

### (1) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始から 40 年とした上で、20 年を上限として 1 回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準に適合することを求めている。平成 29 年 9 月 20 日に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド等を改正し、運転期間満了前 1 年以上 1 年 3 月以内となっていた運転期間延長認可の申請時期について、始期の規定（1 年 3 月）を削除した。平成 29 年度は、東海第二発電所の申請が提出された。この申請について、平成 29 年度に審査会合を 3 回開催した。

## (2) 実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務付け、これらを保安規定に反映することを求める制度である。平成 29 年 7 月 26 日に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、高経年化に関する認可等の手続きのうち、運転期間延長認可申請と 40 年目の高経年化技術評価に係る保安規定変更認可申請における劣化状況評価を記載した添付書類については、評価を一体的に行っている場合には一方のもので確認できることから、重複して提出することを要しないこととした。

平成 29 年度は、運転を前提とした評価を行っているプラントとして 2 事業者 2 原子力発電所 2 プラントから申請があった。原子力規制委員会は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所 4 号炉（平成 29 年 8 月 16 日認可）及び浜岡原子力発電所 3 号炉（平成 29 年 8 月 16 日認可）について、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。

## 7. 火山活動のモニタリングに係る検討

原子力規制委員会は、事業者が実施した火山活動のモニタリング結果を評価するとともに、設計対応が不可能な火山事象により安全性に影響が及ぶ可能性は十分小さいとした状況に変化が生じた場合には、早い段階で原子炉の停止を命じるなどの対応をとることとしており、火山活動のモニタリングに係る調査審議をするよう炉安審に指示した。

この指示を受け、炉安審は、平成 28 年 3 月 25 日に原子炉火山部会を設置した。

原子炉火山部会は、平成 29 年度において、平成 29 年 11 月 1 日に第 2 回原子炉火山部会を開催し、以下の事項について審議した。また、火山部会の審議状況について、平成 30 年 3 月 30 日の炉安審において報告した。

### (1) 原子炉の停止等に係る判断目安の検討

原子炉の停止等に係る判断目安について審議した結果、本件については引き続き諸外国の知見も整理し、次回以降審議することとした。

### (2) 原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価

九州電力株式会社が実施した川内原子力発電所の火山モニタリング結果に関して原子力規制庁が行った評価について審議し、評価のとりまとめを行った。

## 8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討

原子力規制委員会は、平成 29 年第 52 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 29 日）において、原子力発電所等における基準地震動のうち、地震学的検討から

全国共通に考慮すべき地震と位置づけられている「震源を特定せず策定する地震動」(Mw6.5未満の地震動)について、共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする目的で震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームを設置した。

震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームは、平成30年1月25日に第1回、2月22日に第2回、3月30日に第3回の会合を開催した。第1回では震源を特定せず策定する地震動の策定方法に係る課題について検討すべき論点を整理、抽出した。第2回では事業者による取組状況及び他分野の検討事例を聴取するとともに、前回会合を踏まえ、標準応答スペクトルの策定に関する議論を行った。第3回会合では、これまでの会合における議論を整理し、観測記録の補正(震源距離及び地盤物性)及び震源を特定せず策定する地震動の応答スペクトルの妥当性確認方法について議論を行った。

## 9. 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応

原子力規制委員会が平成27年11月13日に高速増殖原型炉もんじゅについて行った勧告に対し、平成28年12月28日に文部科学大臣から高速増殖原型炉もんじゅは廃止措置段階に移行すること、日本原子力研究開発機構を適切に指導・監督すること等の報告があり、併せて、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の早期申請が可能となるような取組を検討するよう要請があった。

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置には、①建設中に廃止措置に移行すること、②炉心から燃料体を取り出した実績が少なく、また、燃料を炉心から取り出す作業に概ね5年半の期間を要すること、③我が国初のナトリウム冷却型発電用原子炉施設の廃止措置であること等の特殊性があるため、早期のリスク低減を図るには、炉心から燃料体を取り出していない状態で廃止措置計画を認可し、原子力規制委員会の監督の下で廃止に向けた取組を早期に開始できるようにするなどの対応が必要であることから、平成28年度第72回原子力規制委員会(平成29年3月22日)において、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を制定した。また、第5回原子力規制委員会(平成29年4月19日)において、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方及び、廃止措置計画の認可の審査に関する考え方を策定した。

また、原子力規制委員会は、高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、平成29年1月に「もんじゅ廃止措置安全監視チーム」を設置し、平成30年3月までに計12回開催した。

その中で、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置における課題の検討状況等の聴取及び日本原子力研究開発機構から平成29年12月6日に申請された廃止措置計画認可申請の審査を実施し、平成29年度第75回原子力規制委員会(平成30年3月28日)において認可を行った。

## 10. 東海再処理施設の廃止措置に係る対応

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等について定期的に確認するため、原子力規制委員会は、平成 29 年 1 月から平成 30 年 3 月末日までに、「東海再処理施設等安全監視チーム」を計 20 回開催した。

また、東海再処理施設の廃止措置に係る対応として、原子力規制委員会の監督の下で廃止に向けた取組を早期に開始できるようにするなどの対応が必要であることから、平成 28 年度第 72 回原子力規制委員会（平成 29 年 3 月 22 日）において、使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則を制定した。さらに、第 5 回原子力規制委員会（平成 29 年 4 月 19 日）においても、日本原子力研究開発機構サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方及び、廃止措置計画の認可の審査に関する考え方を策定した。

現在、東海再処理施設等安全監視チームにて東海再処理施設等の安全確保の状況確認をしつつ、日本原子力研究開発機構から平成 29 年 6 月 30 日に申請された廃止措置計画について、平成 40 年度末までの 12.5 年で完了するとしているガラス固化に係る計画を含め、確認している。

### 11. 審査結果等の丁寧な説明

新規制基準適合性審査結果は、基本的には立地自治体からの要望に基づき説明を行っている。平成 29 年度は、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である福井県内の協議会等において説明を行い、原子力規制委員会が行った大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の新規制基準適合性審査の結果を説明したビデオを作成し、おおい町に提供するとともに原子力規制委員会ホームページに公開した。また、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査の結果について、柏崎市議会において説明を行った。

### 12. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施

平成 29 年度は、川内原子力発電所 1 号炉（平成 29 年 7 月 6 日届出）及び 2 号炉（平成 29 年 9 月 25 日届出）並びに高浜発電所 3 号炉（平成 30 年 1 月 10 日届出）について、安全性向上評価の届出があった。第 21 回原子力規制委員会（平成 29 年 7 月 5 日）において了承された対応方針に従い、実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合を 5 回開催し、川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の安全性向上評価届出書の記載内容に係る議論等を通じて、安全性向上評価届出に係る改善事項をとりまとめ、第 59 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 17 日）において了承した。当該改善事項を踏まえた事業者の対応状況について確認を行っている。

### 第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携として、関係課室間で情報の共有を図ることとしている。

具体的な対応として、安全性を確認する部門で作成した「防護設備の新設・変更に伴う安全施設等への影響に関する要件・評価のポイント」を参考に核セキュリティを確認する部門において核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を実施した。また、IAEA 及び米国等の取組について調査を実施すると共に、原子力安全に係る審査・検査に従事する者を含め、必要な職員が核物質防護秘密に係る文書に適切にアクセスできるようにするため、内規等の検討を行った。さらに、保障措置を含め、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和をより高いレベルで実現するための検討を開始した。

### 第4節 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善

#### (1) 放射線障害防止に係る制度整備の促進

原子力規制委員会は、IRRS 報告書の勧告等を受けて、放射線障害防止法に基づく規制の見直しについて検討を行うために開催している「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」の中間取りまとめ（「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ」（平成 28 年 11 月））を踏まえた放射線障害防止法の改正を含む改正法案を第 193 回通常国会に提出した。改正法は、平成 29 年 4 月 7 日に成立、4 月 14 日に公布された。

改正法では、放射線障害防止法の改正を、新たな規制要求の対象となる事業者の準備期間等を考慮して、改正法の公布後 1 年以内（改正法第 4 条）と、公布後 3 年以内（改正法第 5 条）の 2 段階に分けて施行することとしている。

改正法第 4 条による放射線障害防止法改正には、事故等が生じた場合の原子力規制委員会等への報告義務、許可届出使用者、許可廃棄業者が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性汚染物等を核燃料物質等によって汚染された物とみなす廃棄に係る特例の追加等が含まれる。また、改正法第 4 条改正に伴う放射線障害防止法施行規則等の改正には、危険時の措置の事前対策、放射線障害の防止に関する業務の改善等が含まれる。

平成 29 年 8 月 31 日には、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおいて、改正法第 4 条改正に伴い下位法令に盛り込む基準等について検討を行った。また、原子力規制委員会は、平成 29 年 9 月 6 日に、廃棄を委託した放射性汚染物等を核燃料物質等によって汚染された物とみなす時点の考え方を含み、廃棄に係る特例に関する制度の考え方を決定した。

原子力規制委員会は、これらの検討等を踏まえ、平成 29 年 10 月 26 日から 11 月 24 日にかけて、改正法第 4 条改正関係法令等に対する意見募集を行った。その結果を踏まえ、原子力規制委員会は、平成 29 年 12 月 6 日に関係政令案を決定し、関係政令は平成 29 年 12 月 15 日に公布された。また、原子力規制委員会は、平成

29年12月13日に関係規則・告示、事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべきガイド、登録認証機関等に対する立入検査ガイド及び登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準等を決定した。関係規則・告示は平成30年1月5日に公布された。

原子力規制庁は、改正法第4条改正等について許可届出使用者等に周知するため、平成30年2月1日以降、東京、仙台、名古屋、京都で説明会を行った。改正法第5条による放射線障害防止法改正には、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事

事業区分		事業内容の例
許可届出使用者	<b>特定許可使用者 (1, 201)</b> ・非密封RIの使用 (貯蔵能力：下限数量の10万倍以上) ・密封RIの使用 (貯蔵能力：10TBq以上) ・放射線発生装置の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>滅菌照射事業者 (コバルト60)</li> <li>放射性医薬品製造会社 (ヨウ素131、モリブデン99)</li> <li>大規模な研究所 (コバルト60、放射線発生装置)</li> <li>ガンマナイフを使用する病院 (コバルト60)</li> </ul>
	<b>許可使用者 (2, 253)</b> ・非密封RIの使用 ・密封RIの使用 (数量：下限数量の1,000倍超)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線発生装置を使用する病院</li> <li>非破壊検査事業者 (イリジウム192)</li> <li>アフターローディング装置を使用する病院 (イリジウム192)</li> <li>試薬として非密封線源を使用する大学</li> </ul>
	<b>届出使用者 (497)</b> ・密封RIの使用 (数量：下限数量超かつ下限数量の1,000倍以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>校正用線源の使用者</li> </ul>
<b>表示付認証機器届出使用者 (4, 929)</b> ・表示付認証機器 (国又は登録機関による認証を受けた設計に合致することが、あらかじめ認証された機器) の使用		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスクロマトグラフ用ECDの使用者</li> </ul>
<b>許可廃棄業者 (7)</b> ・放射性同位元素等の業としての廃棄		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原子力研究開発機構</li> <li>日本アイソトープ協会</li> </ul>
<b>届出販売・賃貸業者 (476)</b> ・放射性同位元素の業としての販売・賃貸		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示付認証機器の販売・賃貸事業者</li> </ul>

※新たに防護措置を義務付ける対象 (いずれも一部の事業者のみ。約500事業者)

図2-3 改正放射線障害防止法による規制対象

業者に対して盗取を防止するための防護措置を義務付けること等が含まれる。平成29年10月20日には、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおいて、改正法第5条改正に伴い下位法令に盛り込む基準等について検討を行った。

## (2) 放射線障害防止の技術的基準に関する法律に係る制度整備

原子力規制委員会には、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取入れを図ることを任務とする放射線審議会が設置されている。

技術的基準の策定には、これまで以上に高い水準の専門的知識等が要求されるようになってきているため、関係行政機関による国内法令への技術的基準の取入れを円滑化することを目的として、放射線審議会の所掌事務に、放射線障害の防止に関する技術的基準について自ら調査・審議すること等を追加することとした。放射線審議会の所掌事務は「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」(昭和33年法律第162号)に定められているため、当該法律の改正案を策定し、放射線障害防止法の改正案等と併せて、第193回通常国会において法案の提出を行い、改正法は平成29年4月7日に成立、4月14日に公布された。



## 第5節 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

### 1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

また、平成 28 年 1 月に受入れを行った IRRS を踏まえ、放射線障害防止法に基づき原子力規制委員会の代行をしている登録認証機関等に対する規制上の監督を強化するとともに、登録認証機関等の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるため、平成 28 年度より、登録認証機関等への検査を実施している。

#### (1) 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法の規制を受ける各事業所が放射線障害防止法第 42 条第 1 項等の規定に基づき、放射性同位元素等の保管廃棄の状況、放射線業務従事者の被ばく管理状況等を平成 28 年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）として取りまとめた。

平成 28 年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

平成 28 年度の各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める年間の線量限度を下回っていた。

#### (2) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 39 条第 1 項各号に該当する事象（以下、この項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。また、放射線障害防止法第 33 条第 3 項では、危険時に応急の措置を講じたときは、原子力規制委員会への届出を義務付けている。

平成 29 年度の法令報告事象は 2 件、危険時の措置は 0 件であった。これらへの対応は以下のとおりである。

また、これらについては INES による評価を行っており、平成 29 年度に発生した 2 件については平成 29 年度末現在評価中である。平成 28 年度に放射性同位元素等取扱事業所において発生した 4 件については、いずれもレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

#### (3) 東京工業大学における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて

平成 29 年 5 月 22 日、東京工業大学の放射線総合センター大岡山放射線実験施設において、排水設備の点検のため建物外配管内及び柵の検査を実施したところ、一部の排水柵と排水管の接合部に隙間があることが判明した。

隙間からの漏えいを確認するため、周辺土壌の測定・分析を複数回実施したところ、わずかながら放射性同位元素（トリチウム）の管理区域外漏えいがあったと判定され、平成 29 年 10 月 13 日に法令報告事項に該当するとの報告を受けた。

本事象が発生した原因は平成 29 年度末時点で、調査中である。また、漏えいした放射能濃度が極めて低く、正確な定量が困難なレベルであるため、更に分析、評価を行うこととしている。

#### **(4) 塩野義製薬株式会社における放射性同位元素の所在不明について**

平成 29 年 10 月 18 日、塩野義製薬株式会社医薬研究センターにおいて、実験のため放射性同位元素（炭素 14）を投与したマウス 2 匹の死骸がなくなっていることに気づき、当該マウスが存在する可能性のある場所を捜索したが発見できず、さらに関係者への聴き取り調査や、廃棄物としての払出した可能性も含めて調査したが発見に至らなかったことから、平成 29 年 12 月 21 日に放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

現在のところ発生原因の特定には至っておらず、平成 29 年度末時点で、引き続き原因調査を実施している。また、暫定的な再発防止策として、従事者に動物の取り扱いルールについて再教育を行う、保管又は持ち出す際に記録簿を作成するほか、引き続き検討を行うこととしている。

### 第 3 章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

## ○ 第3章の総括

(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、今年度は29件認可した。

認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。

(中期的リスクの低減目標マップ)

原子力規制委員会は、平成27年2月に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定し、定期的に見直しを行っている。今年度は、廃炉完遂上関心の高い目標についても記載する等コンセプトを改めるとともに3号機建屋カバー及び使用済燃料等の取り出し設備の設置を確認したことから、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成30年3月版)」に改定した。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故分析)

事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。平成25年3月の原子力規制委員会において、技術的に解明すべき論点については、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、同5月から検討会を開催している。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項については、原子力規制委員会がプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、平成26年10月の原子力規制委員会において、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として見解を取りまとめた。

平成29年度は、日本原子力学会において、福島第一原子力発電所構内及び3号炉オペレーティングフロアにおける線量分布測定と線量低減について発表等を行った。

(東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング)

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成29年4月28日改正)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。

## 第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

### (1) 福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、その事項について策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月に認可した。

平成29年4月1日から平成30年3月末日までの間は、計29件の実施計画の変更を認可するとともに、その遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査を4回、使用前検査を31件、溶接検査を12件実施した。さらに、施設定期検査については、特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置き、東京電力の取組を監視している。

### (2) 建屋内の汚染水処理について

原子力規制委員会は、建屋内に汚染水が溜まっていることにより生ずる漏えいリスクの低減のため、当該汚染水を迅速に処理すべきと考えている。また、津波に対する防護の観点から、敷地内への津波の浸入防止よりも、汚染水のリスク源そのものを除去する方が重要であるとの考えを示している。

これを踏まえ、特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という。）において、東京電力から建屋内の汚染水に係る低減対策のスケジュールが示されたことから、建屋内の汚染水の処理完了の目標時期（2020年）の前倒し、作業における放射性ダスト（以下「ダスト」という。）抑制対策、復水器内に貯留する汚染水の早期除去等を求めてきた。1～3号炉の復水器内の汚染水については、水抜きが平成29年12月に完了したとの報告を受けた。

### (3) 建屋への地下水流入抑制策について

原子力規制委員会は、原子炉建屋等への地下水流入抑制策について、サブドレンを主体とした抑制策を求めており、面談及び監視・評価検討会の場において、サブドレンの強化及びタンクの建設工程を前倒しすることについて議論を行ってきた。これらの議論を踏まえ、今年度は平成29年6月23日にサブドレン等の水処理設備の増強、集水タンク及びサンプルタンクの増設に係る実施計画の変更認可申請があり、平成30年2月2日に認可した。

陸側遮水壁の設置に伴う安全確認については、監視・評価検討会等の場を通じて議論を行い、建屋周辺地下水の想定外の水位低下に伴う建屋滞留水の漏えいリスクを上昇させるものではないことを確認し、山側の未凍結箇所（1箇所）を閉合する変更認可申請を平成29年6月26日に受け、平成29年8月15日にこれを認可した。

#### (4) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の運用開始について

放射性固体廃棄物、瓦礫等の保管容量を確保するため固体廃棄物貯蔵庫第9棟（以下「第9棟」という。）を新たに設置する実施計画の変更認可申請を、原子力規制委員会は東京電力から受け、平成27年7月17日にこれを認可した。

その後、第9棟の建設が進められ、平成30年2月1日に竣工したことを確認した。

#### (5) 3号炉使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等について

3号炉使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等については、高線量下での作業となることから、基本的にクレーン等を用いて遠隔から作業が行われる計画であるが、ボルトの締結作業等、有人作業も生じることとなっている。そのため、原子力規制委員会は、監視・評価検討会において、当該設備の設置に先立ち、有人作業が生じるオペレーティングフロア（以下「オペフロ」という。）上の線量低減対策や、作業時の被ばく線量管理対策等について議論を行ってきた。平成26年度に実施計画の変更認可申請を受け、燃料取扱設備の設置等における遮へい体設置等により線量低減対策等の確認を実施した。平成28年度においては、オペフロ上の線量率は有人で作業できる環境に改善されたこと、新たに設置された遮蔽体が地震により滑動し燃料プール内の燃料に影響を与えないこと、運転員が誤操作した場合においても安全機能が動作すること等について、監視・評価検討会において確認を進め、上記変更認可申請について平成29年4月13日に認可した。

#### (6) 1号炉原子炉建屋オペレーティングフロア北側の瓦礫撤去について

水素爆発により1号炉原子炉建屋の屋根及び天井クレーン等が同建屋オペフロに崩落した。1号炉オペフロには崩落した屋根がつながった状態で北側から南側に向かって隆起しており、北側に崩落した屋根についての調査が完了した。

原子力規制委員会は平成29年9月27日、1号炉オペフロ北側の瓦礫撤去に関する実施計画の変更認可申請を受け、面談や監視・評価検討会において、作業に伴い発生するダストの飛散対策や作業時の被ばく線量管理対策等について確認を行ってきた。ダスト飛散対策については、定期的に1号炉オペフロ上の瓦礫全体に飛散防止剤を散布すること、想定外のダストの飛散があった場合は散水を行うこと、遮蔽や入退域管理により被ばく線量管理対策が講じられること等を確認し、平成30年1月18日に認可した。

#### (7) 中期的リスクの低減目標マップの改定

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定した。

その後、定期的に見直しを行ってきており、平成29年度は、第68回原子力規制

委員会（平成30年2月28日）において廃炉完遂上関心の高い目標についても記載する等コンセプトを改めるとともに3号機建屋カバー及び使用済燃料等の取り出し設備の設置を確認したことから、第69回原子力規制委員会（平成30年3月7日）において「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）」に改定した。（図3-2）。

海外広報においても、本マップの英語版を作成し、原子力規制委員会ホームページへの掲載等を通じて発信している。

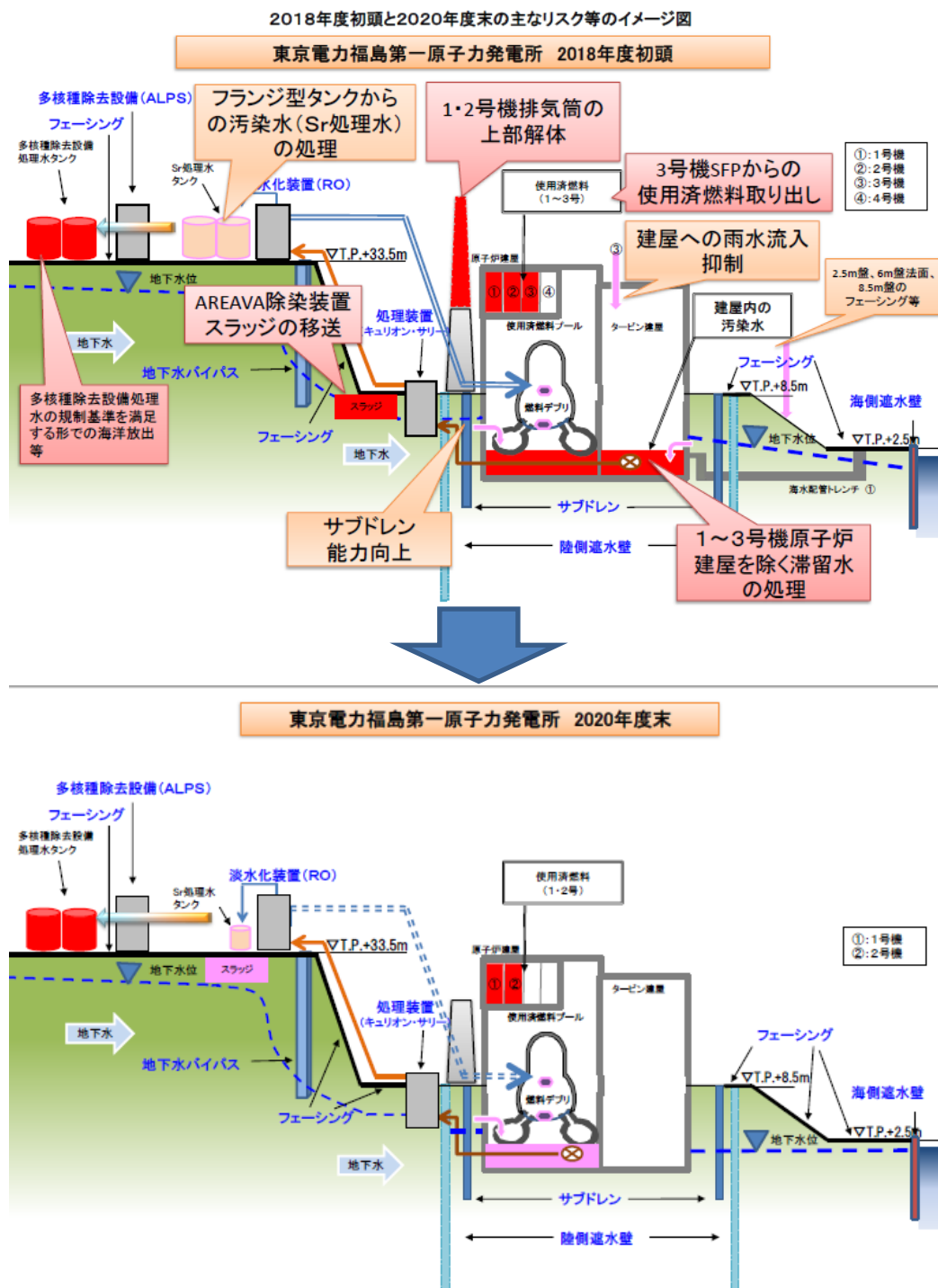


図3-1 平成30年度初頭と平成32年度末の主なリスク等のイメージ図

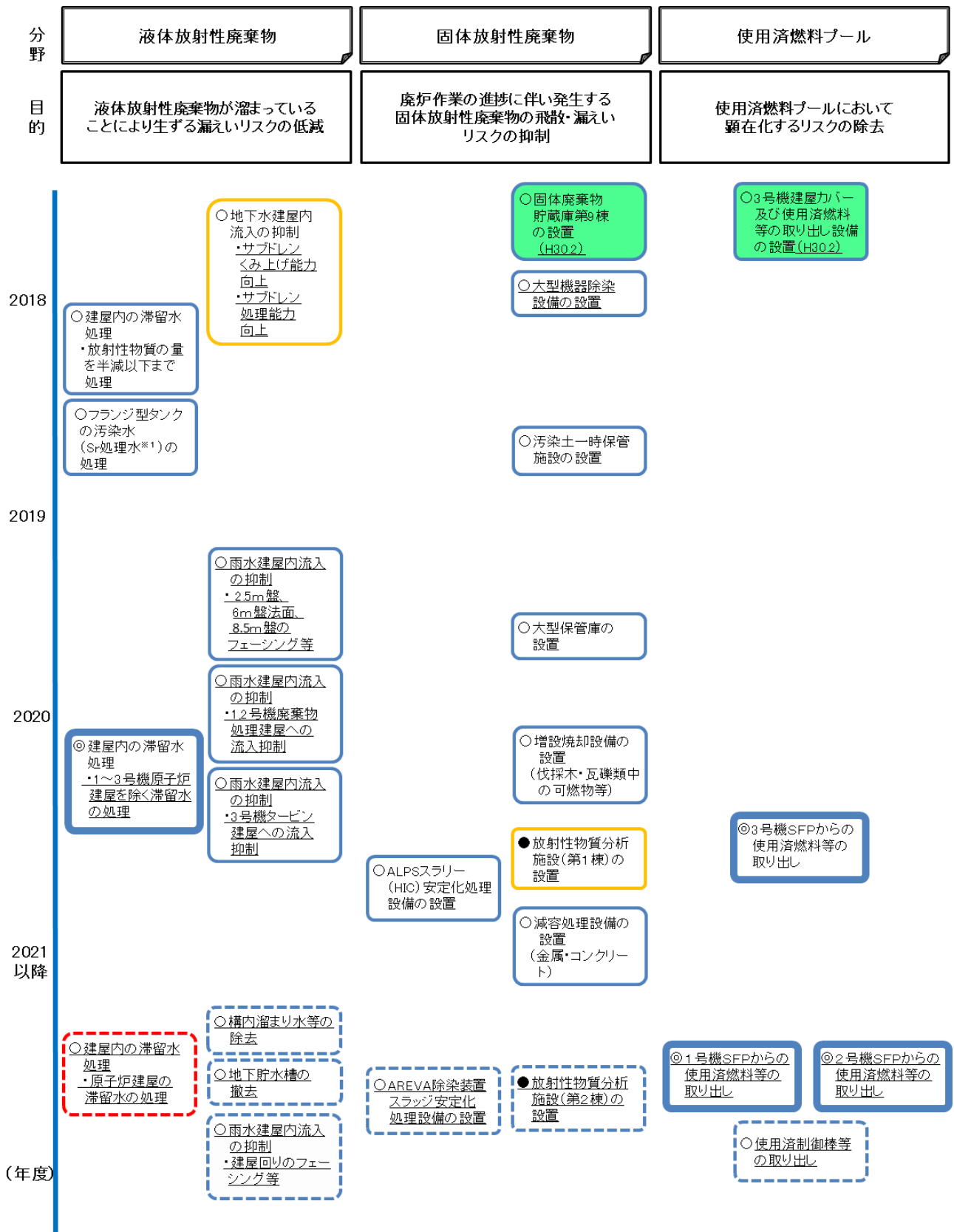
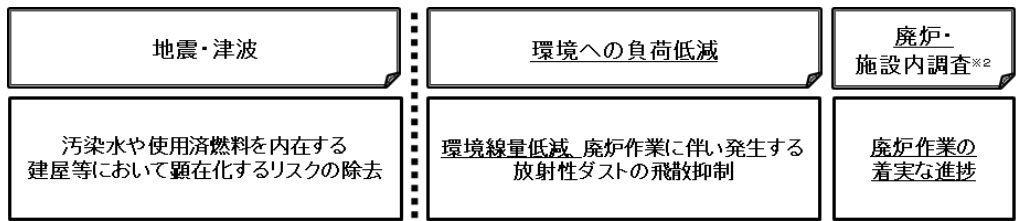


図3-2 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成30年3月版)





○平成23年津波(最大15.5m)を踏まえた滞留水流出防止  
 ・開口部の閉塞(3号タービン建屋プロセス主建屋)

●貯蔵液体放射性廃棄物総量の削減  
 ・多核種除去設備処理水の規制基準を満足する形での海洋放出等

◎1,2号機排気筒の上部解体

○メガフロートの対策

○排水路の水の放射性物質の濃度低下

○建屋周辺ガレキの撤去

●原子炉建屋内等の汚染状況把握(核種分析等)

●原子炉冷却後の冷却水の性状把握(核種分析等)

◎AREVA除染装置スラッジの移送

○強化されたダスト飛散対策の実施・監視  
 ・1号機オペレーティングフロアガレキ撤去時のダスト飛散対策の実施・監視

○2.5m盤の環境改善

●原子炉建屋内等での汚染水の流れ等の状況把握

●格納容器内及び压力容器内の直接的な状況把握

○建屋構造物の劣化対策

○敷地境界での1mSv/年未満の維持  
 ○労働環境改善の継続

【凡例】

主なリスク：	◎
主なリスクに準じるもの：	○
廃炉作業上重要なもの：	●
完了したもの：	■
計画どおり実施されているもの：	□
計画から遅れているもの：	□
実施時期が未確定のもの：	□
実施するか否かも含め検討が必要なもの：	□

※1 Sr処理水:多核種除去設備(ALPS)での浄化処理前に、セシウムおよびストロンチウムの濃度を一定程度先行して低減した水。  
 ※2 廃炉・施設内調査の目標については、実施時期によらず記載。  
 (注) 主要な目標を記載したものであって、全ての目標を記載したものではない。  
 目標の時間軸上の位置は、概ね完了時期としている。

## (8) 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

平成29年度の東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は1件であった。

平成29年11月2日、東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所6号炉非常用ディーゼル発電機(A)の調速装置に故障が確認され、当該非常用ディーゼル発電機に要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。原子力規制庁は、東京電力福島第一原子力規制事務所において現場の状況等を確認し、当該非常用ディーゼル発電機において調速装置以外の故障がないこと、環境への影響はないことを確認した。

また、原子力規制委員会は、東京電力から、特定原子力施設の実施計画Ⅲ第1編で定める運転上の制限の逸脱の宣言の報告を受けた(表4)。当該報告を受け、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく立入検査を行い、必要な措置が講じられていること等を確認した。

表4 平成29年度 運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告

報告受領日時	概要
7月5日	1号炉タービン建屋内にある電気マンホール内の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えた
8月3日	4号炉近傍のサブドレンピット1箇所の水位が4号炉原子炉建屋及び廃棄物処理建屋に滞留する水位よりも低くなった
9月28日	1～4号炉建屋周辺の6箇所の新設サブドレンピットにおいて、水位計の設定誤りがあった
11月20日	2号炉原子炉建屋格納容器ガス管理設備A系を作業のために停止した際に、誤ってB系も停止した

## 第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

### (1) 継続的な事故分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 34 回原子力規制委員会（平成 25 年 3 月 27 日）において、技術的に解明すべき論点について、更田委員（当時）、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員（当時）及び日本原子力研究開発機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、平成 25 年 5 月から検討会を開催している。

### (2) 事故の分析に係る情報発信等の取組

その後、検討会における議論及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調査（平成 25 年度は 5 回の検討会と 4 回の現地調査、平成 26 年度は 1 回の検討会と 5 回の現地調査）等による検討を進め、平成 26 年度第 31 回原子力規制委員会（平成 26 年 10 月 8 日）において、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」を取りまとめ、「NRA 報告」として公表した。本中間報告書については、英語版を作成し、IAEA や OECD/NEA 等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されているさまざまな課題、未解明事項等のうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている 7 つの事項を対象に、これまでに得られているプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、それぞれについて原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

平成 29 年度においては、日本原子力学会で福島第一原子力発電所構内における線量分布測定と線量低減について、発表等を行った。

## 第3節 放射線モニタリングの実施

### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 29 年 4 月 28 日改正）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。

また、平成 27 年度第 55 回原子力規制委員会（平成 28 年 2 月 10 日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリ

ングを実施しており、第 59 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 17 日）において結果を報告し公表した。

### ①福島県及びその近隣県における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県及びその近隣県において、航空機モニタリングを実施し、平成 30 年 2 月に、平成 29 年 9 月 25 日時点の東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内における空間線量率の分布マップ並びに平成 29 年 11 月 16 日時点の福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップを公表した。また、平成 29 年 8 月に「平成 28 年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を掲載した。

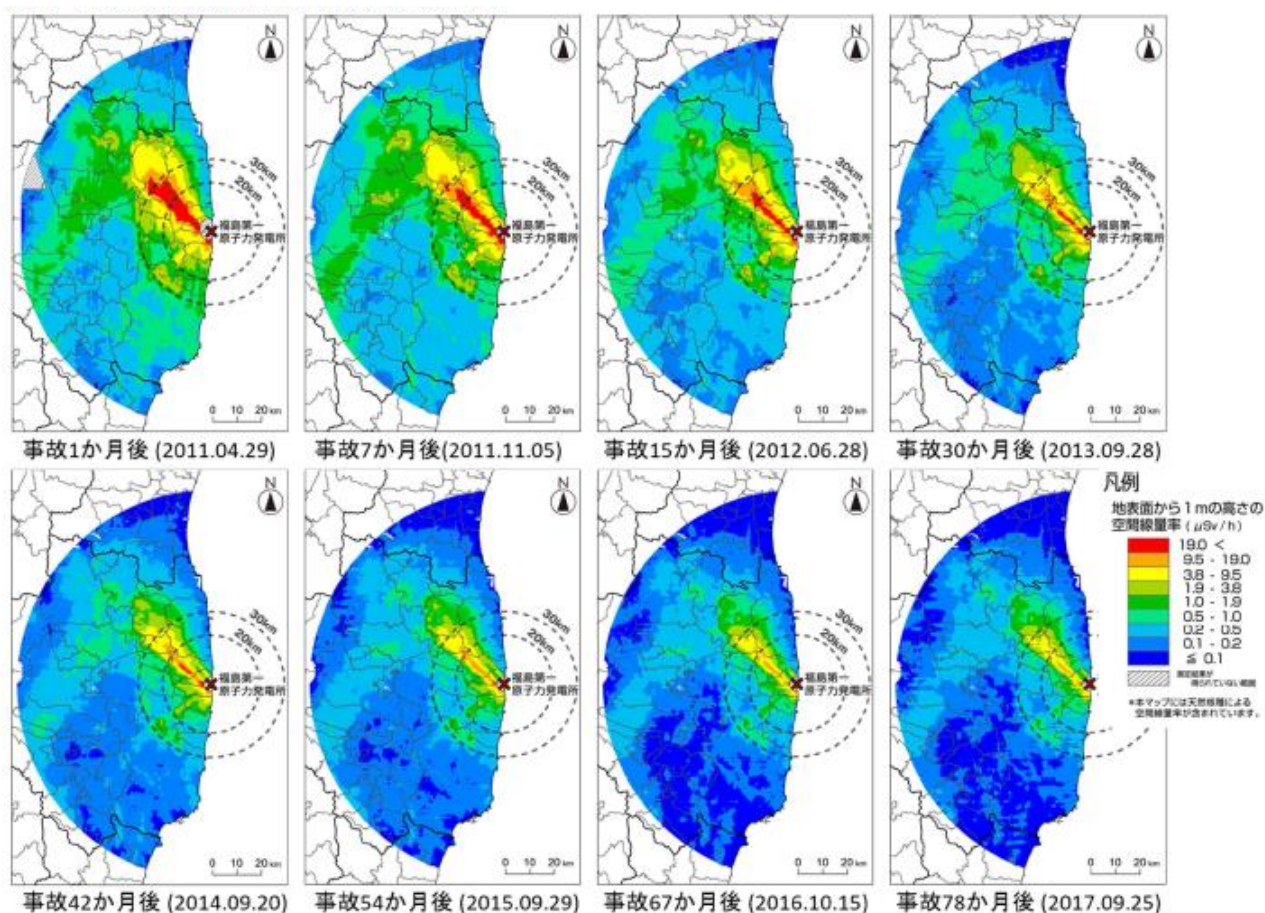


図3-3 80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移

### ②モニタリングポストによる福島県及びその近隣県の空間線量率の把握

福島県及びその近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト約 700 台及びリアルタイム線量測定

システム約 3,000 台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表している。また、平成 29 年度第 74 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において、福島県内のモニタリング結果等を整理し、福島県及び県内市町村の意見を踏まえた上で、リアルタイム線量測定システムの配置について以下のとおり見直しを行うこととした。

1. 避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去する。
2. 各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。
3. 撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村内の施設への移設等に活用する。

### ③海域のモニタリング

平成 28 年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域モニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施した。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行った。

また、平成 29 年 10 月に IAEA 環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて海水及び海底土を採取した。

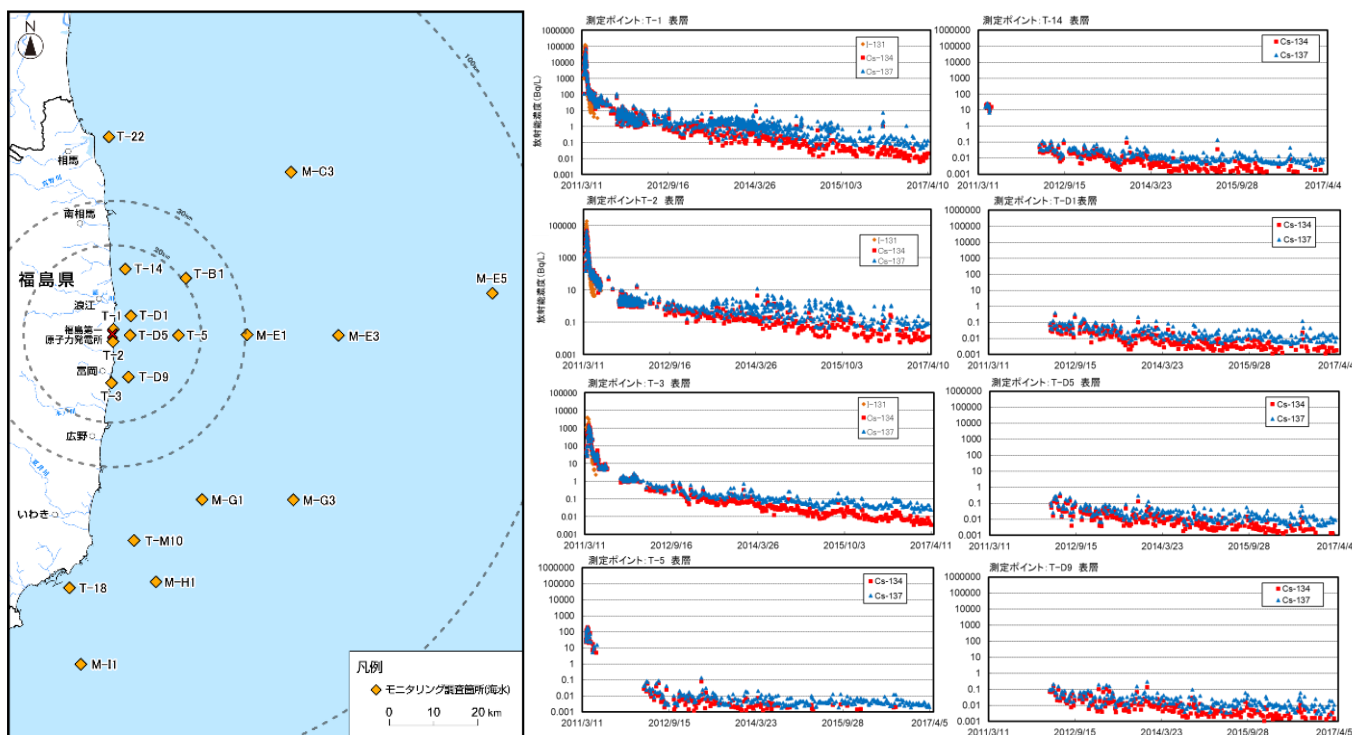


図3-4 モニタリング調査箇所における放射能濃度の推移



## 第 4 章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

## ○ 第4章の総括

(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)

安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーケ損傷 (HEAF) 対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

また、平成28年度に引き続き、炉内等廃棄物の規制基準について検討した。埋設終了後の放射線防護基準についてALARA (As Low As Reasonably Achievable) の考え方を取り入れて、今後規制基準及び審査ガイドの骨子案を策定する予定。

(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)

「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、日本原子力研究開発機構安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA 及び IAEA 国際共同研究プロジェクトへの参画並びに国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。

(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)

安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を中心に職員の公募を行い、実務経験者を採用した。また、将来の原子力規制行政を担う職員の確保のため積極的な採用活動を行い、原子力規制庁独自の採用試験も有効活用して、新人職員の採用を行った。

原子力規制委員会職員の人材育成については、これまでに引き続き、原子力安全人材育成センターにおいて、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した実践的な研修等の各種研修を整備し、計画的に実施するとともに、強化・充実を図った。

また、改正原子炉等規制法による新しい規制制度等に的確に対応するため、平成29年の7月、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に就くための資格制度を導入するとともに、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。



## 第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

### 1. 規制基準の継続的改善

#### (1) 規制基準の見直し

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の科学的・技術的知見、IAEA等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等のいわゆる新規規制基準を施行した。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む。）については、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしている。

#### ①有毒ガスに防護に係る規制等の改正及び評価ガイドの策定

「原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会」の検討結果も踏まえ、平成28年度第19回原子力規制委員会（平成28年7月6日）において、実用発電用原子炉施設等における有毒ガス防護に関する規制要求の考え方を取りまとめるとともに、平成28年度第37回原子力規制委員会（平成28年10月19日）において、有毒ガス防護に係る規則等の改正及び有毒ガス防護に係る評価ガイドの制定等について審議し、意見公募手続を行った後、平成29年5月1日に公布・施行した。

#### ②高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る基準規則の改正及び審査ガイドの策定

原子力規制庁では、安全研究において高エネルギーアーク損傷（以下「HEAF」という。）に関する研究を行っており、電気盤の遮断器の遮断時間の調整等によりアーク放電の継続時間を短縮することにより、アーク放電に起因する爆発の影響を減少させるとともに、アーク火災の発生を防止することが可能であるという知見を得た。

HEAFによるリスクを低減させるために、取得した知見を活用した規制要求について検討を行い、平成28年度第62回原子力規制委員会（平成29年2月22日）において、HEAFに関する規制基準等の改正案及びHEAFに係る電気盤の設計に関する審査ガイドの案について審議し、意見公募手続を行った後、平成29年8月8日に公布・施行した。

#### ③降下火砕物濃度の評価に係る規則の改正及びガイドの策定

原子力規制委員会は、降下火砕物に関する最新知見の収集・分析や研究を進めて規制活動に反映するため、平成28年度第61回原子力規制委員会（平成29年2月15日）において、「降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム」を設け、検討を開始することとした。

同チームにおいては3回の検討会合が開催され、第25回原子力規制委員会（平成29年7月19日）において規制の考え方が示された。原子力規制委員会は、こ

れを踏まえた規則等の改正案について意見募集を行った後、平成 29 年 12 月 14 日に公布・施行した。

#### ④柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉・7 号炉の審査知見の規則等への反映

第 41 回原子力規制委員会（平成 29 年 10 月 4 日）において、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の設置変更許可に係る適合性審査を通じて得られた技術的知見として、原子炉格納容器の閉じ込め機能を維持しながら過圧破損を防止するための対策、使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策、原子炉制御室の居住性を確保するための対策を追加の規制要求として規制基準に反映することを了承した。第 44 回原子力規制委員会（平成 29 年 10 月 18 日）において、規則等の改正案を審議し、意見公募手続を行った後、平成 29 年 12 月 14 日に公布・施行した。

#### ⑤使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準策定に関する検討

原子力規制委員会は、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵に関して、輸送上の厳しい要件も満たしている輸送・貯蔵兼用キャスクを用いる場合に耐震性等の基準を見直すこととし、平成 28 年度第 61 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 15 日）において、「使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム」を設けて検討を開始することとした。

同チームにおいては 3 回の検討会合が開催され、第 43 回原子力規制委員会（平成 29 年 10 月 11 日）において規制の考え方が示された。

これを踏まえ、原子力規制庁において規則等の改正案の検討を行っている。

#### ⑥人的組織的要因に係るガイドの策定に関する検討

原子力規制庁は、IRRS による「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド、安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの策定を行うこととした。第 15 回原子力規制委員会（平成 29 年 6 月 14 日）において、「規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム」を設置することが了承され、同検討チームにおいて安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの内容等を検討した。

#### ⑦原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの改正に関する検討

気象庁は竜巻等突風による風速を構築物等の被害状況から推定する、従来の藤田スケールを改良した日本版改良藤田スケール（JEF スケール）を策定し、平成 28 年 4 月以降に発生した竜巻等突風を対象に当該スケールによる評定を開始した。

原子力規制庁でも、第 21 回技術情報検討会（平成 28 年 10 月 19 日）及び第 30 回技術情報検討会（平成 30 年 2 月 21 日）における検討を踏まえ、今後の対応について検討を行っている。

## (2) 民間規格の活用

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準は、性能水準を規定している。原子力規制委員会は、性能水準を満たす具体的な詳細仕様として、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等の民間規格を、あらかじめ技術評価を行った上で活用することとしている。

### ①民間規格の技術評価の実施

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する規格の技術評価を行うため、平成28年度に引き続き、「維持規格の技術評価に関する検討チーム」等において抽出された課題について、諸外国の対応状況等の調査を行い、課題の対応について検討を行った。

## 2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物（以下「炉内等廃棄物」という。）に係る規制基準等の整備に向け、平成28年度に引き続き、「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」において検討を行った（平成29年度においては、10回の検討チーム会合を開催）。

平成29年度においては、平成28年8月に取りまとめた「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」において、今後検討することとしていた廃棄物埋設に特有の埋設終了後の放射線防護基準について検討を行った。検討の結果、埋設終了後の放射線防護基準についてはALARAの考え方を取り入れることとし、今後当該考え方を踏まえた規制基準及び関連する審査ガイドを策定する予定。

## 第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

### 1. 安全研究の推進

#### (1) 安全研究の積極的な実施

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成29年度以降の安全研究に向けて）」（平成28年7月13日原子力規制委員会決定）に基づき安全研究プロジェクトを実施している。また、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書「NRA技術報告」等により安全研究の成果を公表している。

平成29年度は13研究分野30件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの安全研究の成果として、平成30年3月末日までに、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議プロシーディングの公表及び32件の学会発表を行った。

## (2) 安全研究の方針に関する策定

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、平成 30 年度以降の安全研究について見直しを行い、第 21 回原子力規制委員会（平成 29 年 7 月 5 日）において「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 30 年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

## (3) 安全研究の評価及び改善事項の着実な実施

原子力規制委員会は、第 63 回原子力規制委員会（平成 30 年 1 月 31 日）において、平成 28 年度で終了した安全研究プロジェクト 20 件を対象とした事後評価、及び研究期間が 5 年以上で、前回の中間評価から一定期間を経過した安全研究プロジェクト 2 件を対象とした中間評価の結果を了承した。

原子力規制委員会は、第 68 回原子力規制委員会（平成 30 年 2 月 28 日）において、原子力規制庁が実施した安全研究プロジェクトの実施状況に関する年次評価の結果について、原子力規制庁より報告を受けた。

## (4) 国際共同研究プロジェクト活動への参画等

原子力規制庁は、日本原子力研究開発機構（JAEA<sup>30</sup>）安全研究センターと協力し国際共同研究プロジェクト等へ参画するとともに、高度な専門性を有する職員を育成するため、日本原子力研究開発機構安全研究センターとの相互の人材交流を実施している。

平成 29 年度は、21 件の OECD/NEA 及び IAEA における国際共同研究プロジェクト、10 件の OECD/NEA CSNI 傘下のワーキンググループ及び上級専門家会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。

また、人材交流として、原子力規制庁から 13 名の職員を日本原子力研究開発機構安全研究センターに派遣するとともに、日本原子力研究開発機構安全研究センターから 3 名の職員の原子力規制庁への派遣を受け入れている。併せて、共同研究による人材交流を促進するため、平成 29 年 4 月に策定した共同研究実施規程に基づき、平成 29 年度に日本原子力研究開発機構安全研究センターと 2 件の共同研究を開始した。

## 2. 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制委員会においては、最新の科学的・技術的知見を取り込むべく、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。

### (1) 国内外のトラブル情報に係る収集・分析

国内外の事故・トラブルに係る情報等を公開情報はもとより国際機関や諸外国と

<sup>30</sup> Japan Atomic Energy Agency

の連携を通じて収集し、1次スクリーニング(131件)、2次スクリーニング(4件)を完了した。

## (2) 収集・分析した情報の規制制度への反映等

原子力規制委員会・原子力規制庁は、2次スクリーニングを経て抽出された案件が規制対応を要するか否か等を検討する場として、技術情報検討会を5回(4月10日、6月6日、10月25日、12月18日、2月21日)開催した。同検討会において平成29年度中に議論がとりまとまった事案についてはいずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成29年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ボイドによる余熱除去系ポンプの機能不全の可能性の件についても検討を行い、今後担当部署で具体的な対応の検討を進めることとした。なお、3月28日の主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換において、規制当局と事業者双方のニーズに応じて、具体的な技術的事項について担当者レベルでの意見交換の場を設けることについて議論し、今後、本件について更に議論をする方針を事業者と共有した。

原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等については、規制に反映すべき事項については随時、それ以外のものについては外部の専門家で構成される炉安審・燃安審に報告(6月20日、1月29日、3月30日)し両審査会から助言を受けた後、原子力規制委員会へ報告(10月18日)している。原子力規制委員会での議論の結果、規制への反映が必要とされた場合には、そのための具体化作業を実施する。

### 第3節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

#### 1. 人材の確保

##### (1) 実務経験者に関する人材の確保

民間等からの実務経験者の採用については、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を中心に、公募を行い、平成30年4月1日までに34人を採用した。

##### (2) 新規採用者に関する人材の確保

有為な人材を多数確保するため、原子力規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等採用活動を積極的に実施した。

また、新人職員については、引き続き、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の採用試験「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）を有効活用するとともに、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施した。こうした取組により、将来の原子力規制行政を担う若手を平成30年度採用予定者として25名（総合職4名、一般職15名、原子力工学系職員試験3名、研究職選考採用試験3名）確保した。

これらの結果として、平成30年4月1日時点における職員数は984人、定員充足率95.8%となった。

表5 平成25年度から平成29年度までの人材確保状況

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
実務経験者	32	57	52	44	34	219
新人職員	33	22	19	19	25	118
合計	65	79	71	63	59	337

##### (3) 原子力規制人材育成事業に関する取組

将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成28年度から実施している。平成29年度までに、平成28年度採択の13件に新規採択5件を加え、大学が実施機関となるもの等18件の案件を採択した。

## 2. 研修体系の整備

### (1) 新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備

IRRS において明らかになった課題である検査官の研修の充実等や、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日委員会決定）等に的確に対応するため、昨年度から検査官育成・資格認定の仕組みの構築に係る検討を進めている。平成 29 年 7 月、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用される者が有しなければならない資格に係る原子力規制委員会委員長訓令として「高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令」（以下この節において「任用資格訓令」という。）を定め、当該職の科学的・技術的専門性を維持し、向上させるための資格制度を導入し、順次、資格の付与を行った。（図 4-1）また、任用資格訓令に基づく基本資格に係る教育訓練課程について、平成 30 年度の開始に向けカリキュラムの整備等を進めた。

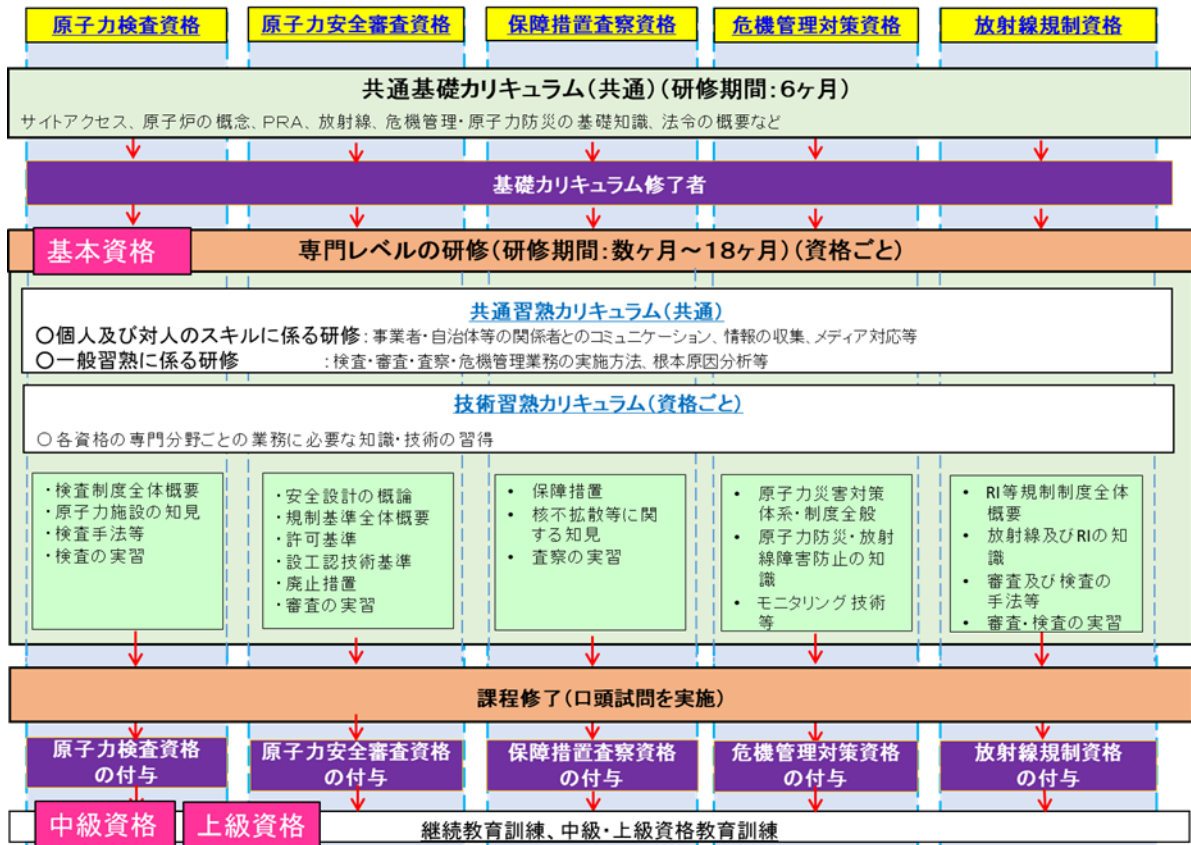


図 4-1 教育訓練課程のイメージ

### 3. 力量管理

#### (1) 力量管理の運用と研修内容の充実

平成 28 年度から検査官に対し、力量管理の記録様式（キャリアマップ）を用いた力量管理制度の試行を行ってきたが、平成 29 年度から対象者を拡大し、全職員を対象として力量管理制度の試行運用を開始した。今後この結果を研修計画の立案に活用していくこととしている。

また、検査官等の資格制度が導入されたこと及び検査官に対する力量管理制度の試行運用の結果を踏まえ、力量管理制度における検査官等の資格の取扱い、既存の標準キャリアマップの改善等に係る検討に着手した。今後これらの検討結果を踏まえ、資格制度と整合するように力量管理制度の運用改善についても検討を進めていくこととしている。

### 4. 知識管理

#### (1) 知識伝承・知識管理の推進

ベテラン職員等から若手職員等へ高度な知識等を計画的に伝承していく知識管理として、伝承対象知識の特定、収集、整理等については、IAEA や NRC の例を参考にし、具体的な知識管理の方法を定めた「知識管理ガイド」（平成 29 年 4 月 27 日原子力安全人材育成センター所長決定）を制定した。また、知識管理に関する E-ラーニングを職員に対して行い、原子力規制委員会における知識伝承・知識管理のさらなる推進を図った。

また、平成 28 年度に引き続き、過去の行政経験や高度な技術知識を若手職員等へ伝承することを目的とした職員向けセミナー及び講習会を 19 回開催した。



## 第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

## ○ 第5章の総括

(核セキュリティ対策の強化)

IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、関係規則の改正等継続的な改善に取り組んでいる。また、我が国は IAEA に対し IPPAS フォローアップミッションを要請し、IAEA から平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する旨の回答があった。

個人の信頼性確認制度については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更を、原子力規制委員会が平成 29 年 10 月 31 日付けで認可したことに伴い、翌日より運用が開始された。

核物質防護検査においては、個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況やサイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を行った。

(保障措置の着実な実施)

IAEA が実施した平成 28 年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を得た。

立入りが困難で、通常の査察が実施できない福島第一原子力発電所 1～3 号炉については、使用済燃料の取出しが予定されている 3 号炉使用済燃料プール近傍に新たに監視装置を設置するなど IAEA との継続的な協議を通して、必要な措置を講じた。

IAEA の、限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設別保障措置手法について、IAEA と必要な検討・協議を実施した。また、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

国内保障措置制度の一翼を成す、指定情報処理及び保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。

## 第1節 核セキュリティ対策の強化

### 1. 核セキュリティ上の課題への対応

#### (1) IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応

平成 26 年度に受け入れた IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、関係規則の改正等継続的な改善に取り組んでいる。

平成 28 年度第 53 回原子力規制委員会(平成 29 年 1 月 11 日)での決定を受け、我が国は IAEA に対し IPPAS フォローアップミッションを要請し、IAEA からは平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答があった。

現在、その受入れに向け、IAEA 及び関係省庁と調整しつつ準備を進めている。

#### (2) 職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施

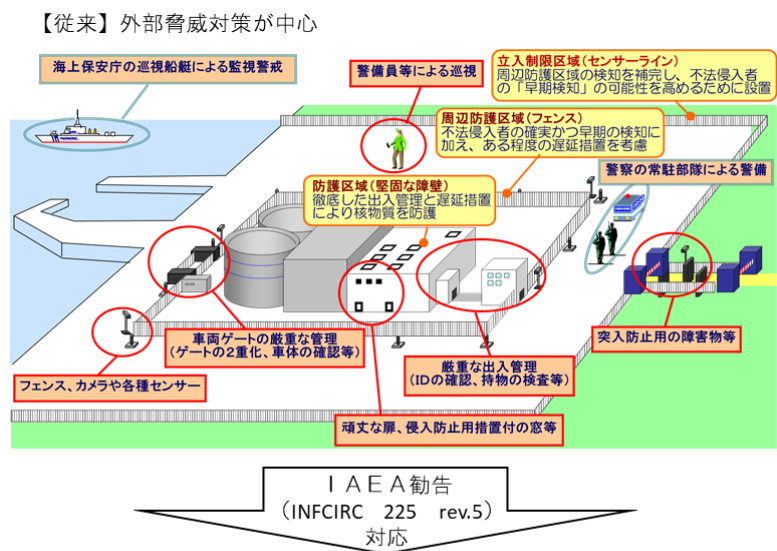
「原子力規制委員会の組織理念」に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成 26 年度第 50 回原子力規制委員会(平成 27 年 1 月 14 日)において決定した。原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、平成 28 年度に引き続き、原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、継続的に取り組んだ。

#### (3) 内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査

個人の信頼性確認制度とは、原子力施設における内部脅威対策の 1 つであり、内部で働く従業員の経歴その他の個人に関する情報等に基づき確認を行い、その確認の結果により重要区域へのアクセス等を制限する措置である。

IAEA の核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 (INFCIRC/225 以下「核物質防護勧告」という。)においては、個人の信頼性確認の実施が勧告されており、核物質防護勧告第 5 版 (INFCIRC/225/

Rev.5) では、同制度の確認の対象と方法を国が決定することが要請されている。



【今回】内部脅威者を想定した対策

【従来の対策に加え】

- 個人の信頼性確認の実施
  - 重要区域への常時立入者
  - 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上取り扱う者
- 防護区域内部への監視装置の設置

図5-1 内部脅威対策強化の概要

核物質防護勧告の内容を踏まえ、平成 28 年 9 月に原子力規制委員会規則を改正するとともに、法令上の義務の要件の一部を定める告示及び運用ガイドを制定し、一定の範囲の原子力施設について個人の信頼性確認制度を導入した。同制度は、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について原子力規制委員会が平成 29 年 10 月 31 日付けで認可したことに伴い、翌日より運用が開始された。

また、個人の信頼性確認とあわせて導入した防護区域内の監視装置の設置については、対象となる上記事業者から平成 29 年 9 月 20 日までに申請された核物質防護規定の変更について審査等の手続を進めた。

#### (4) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」では、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印の措置を要求している。また、「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」では、運搬が開始される前に運搬について責任を有する者を明らかにするとともに、関係者間で取決めを締結し、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。原子力規制委員会は、これらの関係規則等に基づき確認等を行った。また、核セキュリティサミット後に設置された日米核セキュリティ作業グループに係る会議のため米国サンディア国立研究所に職員を派遣するなど、米国や関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

#### (5) サイバーセキュリティ対策チームの活動

原子力規制庁及び原子力事業者等におけるサイバーセキュリティ対策の一層の強化に向けた支援を行うため、平成 29 年 2 月に、サイバーセキュリティ対策チームが発足した。平成 29 年度においては、核物質防護の審査や検査において原子力事業者等に対し技術的助言や情報提供等の支援を行うことによってサイバーセキュリティ対策の一層の強化に貢献した。また、サイバーセキュリティに係る最新情報の収集及び分析を日常的に行い、庁内のサイバーセキュリティ対策を支援した。

## 2. 核物質防護検査等の実施

### (1) 核物質防護検査等の厳格な実施

原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査（以下「核物質防護検査」という。）を行った。

平成 29 年度の核物質防護規定の変更の認可等においては 74 件実施し、核物質防護検査においては個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行った。

また、原子力施設における情報システムセキュリティの重要性を踏まえ、平成 30

年 3 月、事業者が情報システムセキュリティ対策の継続的な改善を実施する上で参考となる「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」を策定した。

## (2) 核物質防護訓練の充実に向けた取組

平成 29 年度については、核物質防護事案の発生を想定した侵入者の検知・遅延・対応に係る体制の確認に加えて、原子力施設の安全面への影響の把握や原子力規制庁と事業者の連携を訓練内容に取り入れることによって、核物質防護訓練の更なる充実化を図った。

また、同訓練の結果を踏まえ、原子力災害対策初動マニュアルに定める情報収集事態及び警戒事態の対象に核物質防護事案を追加し、第 45 回原子力規制委員会(平成 29 年 10 月 23 日)において、核物質防護事案が発生した場合の初動対応の具体の手順として了承された。

## 第 2 節 保障措置の着実な実施

### (1) 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、同条約に基づき IAEA との間で保障措置協定(日 IAEA 保障措置協定)<sup>31</sup>を締結している。また、原子力の平和利用に関する協力のために二国間原子力協定を締結し、これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に対し証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEA をはじめとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

#### ① 日 IAEA 保障措置協定の履行

##### i. 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日 IAEA 保障措置協定では、我が国にあるすべての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資としての使用の許可(承認)の対象としている。平成 29 年度における国際規制物資使用許可(承認)件数は 42 件、変更の届出の件数は 300 件であった。また、我が国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等(国際規制物資使用者等)に対し、計量管理規定を定めることを義務づけている。平成 29 年度における計量管理規定の認可(承認)件数は 45 件、変更認可(変更承認)は 87 件で

<sup>31</sup> 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と IAEA との間の協定

あった。

国際規制物資使用者に係る規制の適正化のため、国際規制物資使用者である法人の合併又は分割及び国際規制物資使用者に相続があった場合の地位の承継等、国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡し及び譲受け並びに国際規制物資使用者による少量の核燃料物質の輸出及び輸入を行うことができるものとするため、原子炉等規制法及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号）の一部を改正し、同改正法及び改正規則を平成 29 年 7 月 10 日に施行した。

## ii. 計量報告、施設設計等の情報提供及び追加議定書に基づく申請

核物質の計量は保障措置において、基本的で重要な手段であり、国際規制物資使用者等は原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく情報処理機関として指定した公益財団法人核物質管理センター（以下「核物質管理センター」という。）による処理を経て計量報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。平成 29 年度の計量報告の対象者数は 2088 者であり、各報告件数は、表 6 のとおりである。

原子力規制委員会は、上記のほか、保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書<sup>32</sup>に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 6 平成 29 年度の計量管理報告の件数

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	781 件
物質収支報告	390 件
実在庫明細表	3988 件
核燃料物質管理報告書	3493 件

## iii. 検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動は原子力規制委員会による連絡・調整を経て、国や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下に実施されている。査察の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが、原子力規制委員会が公布する実施指示書に基づいて保障措置検査と同時に実施されている。施設に関する設計情報の検認への立会いは原子力

<sup>32</sup>核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と IAEA との間の協定の追加議定書

規制委員会が自ら行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく補完立入への立会いは原子力規制委員会と外務省が実施している。平成 29 年度の現場検認活動の実績は表 7 のとおりである。

**表 7 平成 29 年度の現場検認活動の実績**  
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	14 人日	1697 人日	
設計情報検認	85 人日		
補完立入	28 人日		22 人日

#### iv. 保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催している。平成 29 年度中には、特定の施設群に特化した施設別作業部会を計 11 回開催し、所要の検討・調整を図った上で、作業部会の全体会合を平成 29 年 12 月 5 日に開催し、それまでの活動を総括した。また、これらの結果に基づき、IAEA 保障措置局担当事務次長の出席の下で、平成 30 年 3 月 15 日に IAEA と外務省が開催した日 IAEA 保障措置合同委員会で報告・討議を行った。

#### v. 保障措置機器の安全規制上の取扱い

日 IAEA 保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないよう、当該機器の管理上の責任及び取扱いについて IAEA、事業者、関係部署等と緊密な連携を図るための調整を行った。

#### vi. IAEA による保障措置結論

IAEA は保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られたすべての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、上記のような保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的原子力活動から転用されている兆候も認められず、未申告の核物質又は活動の兆候も認められないことから、すべての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論（拡大結論）を、平成 28 年についても受けた。これにより平成 15 年の実施結果以降、継続して拡大結論が導出されている<sup>33</sup>。

<sup>33</sup> <https://www.nsr.go.jp/data/000195268.pdf>  
[https://www.iaea.org/sites/default/files/statement\\_sir\\_2016.pdf](https://www.iaea.org/sites/default/files/statement_sir_2016.pdf)

我が国の核燃料物質質量一覧  
主要な核燃料物質移動量(2016年)

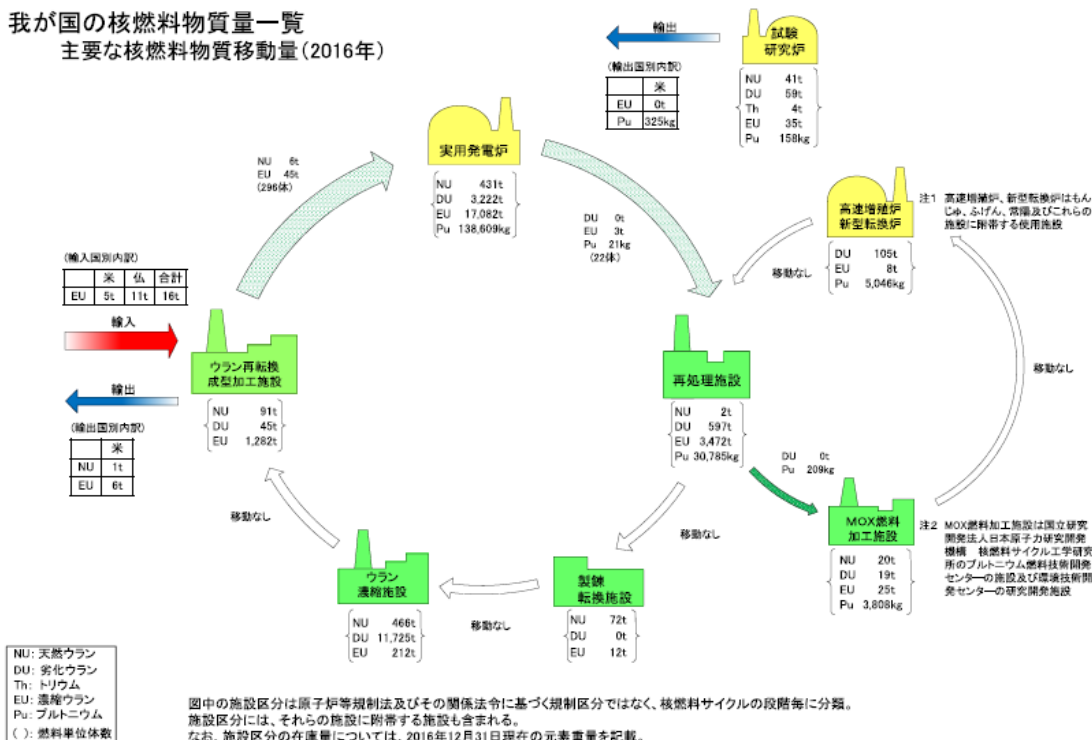


図5-2 我が国の核燃料物質質量一覧

② 二国間原子力協定の履行

i. 二国間原子力協定に基づく国際規制物資関連手続

我が国は、平成 29 年 7 月 20 日の日印原子力協定の発効に伴い、同協定対象物を国際規制物資として管理するため関連規則及び告示の一部の改正を行った。同協定を含む 14 の国及び 1 つの国際機関との間で二国間原子力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果生産された核燃料物質等について、互いに平和的目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続きを行うことを約束している。これらの協定に基づき、平成 29 年度に原子力規制委員会は、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を 29 件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る確認を 12 件処理するとともに、核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を 13 件報告するなどの対応を行った。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の 1~3 号炉以外にあるすべての核物質については通常の現場検認活動が行われている。しかしながら、1~3 号炉については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA 及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニターによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみに適用される特別な追加的検認活動を導入し、1~3 号炉においても未申告の核物質の移動がないことを IAEA が確認できる仕組みを構築している。



平成 29 年度には、3 号炉の使用済燃料プールからの燃料取り出しを常時監視するカメラを使用済燃料プール近傍に設置する検討を行い、平成 30 年 1 月に設置を完了した。

また、福島タスクフォース会合において、1~3 号炉の炉心内容融燃料に適用する保障措置手法の技術的な検討の実施について合意した。

### (3) 新たな保障措置検査項目に係る検討

IAEA は、保障措置実施の経験と新規技術を活用しつつ、限られた資源の中で効率的・効果的な保障措置を維持するため、加盟国の原子力活動や技術能力等を考慮して国別に「国レベル保障措置手法」を策定することとしている。この度、我が国に対しても同手法が策定されたことを受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設別保障措置手法について、日 IAEA 保障措置協定に基づく合同委員会作業部会において引き続き検討・協議することを合意した。

### (4) 我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成

#### ① アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN)

アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) の年次会合が平成 29 年 10 月 30 日から 11 月 2 日まで、韓国釜山において開催され、メンバーのうち 13 箇国、オブザーバーのうち 1 箇国、IAEA 及び ESARDA が参加した。アジア・太平洋地域における各国の保障措置当局者と IAEA の間の情報共有の促進に資するため、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における保障措置並びに追加議定書及び統合保障措置の導入の経験について紹介した。

#### ② 積極的な情報発信

我が国の保障措置の取組について国際社会に直接発信するため、英文の説明を原子力規制委員会ホームページに平成 28 年 3 月末に新たに掲載した。平成 29 年度にはこの内容を更新・拡充し、APSN のホームページからリンクするなど、発信の一層の強化を図った。

また、欧州保障措置技術開発学会 (ESARDA) 主催 (平成 29 年 4 月、イタリア・イスプラ) 及び日本原子力研究開発機構主催 (平成 29 年 12 月、茨城県東海村) で開催された保障措置トレーニングコースにおいて、我が国における保障措置の取組について各国の保障措置関係者に対して講演した。

#### ③ IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

主要な IAEA 加盟国により IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援が行われている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS)」等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の強化に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画におけ

る具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行する IAEA ネットワーク分析所への参画、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行った。平成 30 年 3 月末時点で、23 件の案件が進行中である。

#### ④イラン政府関係者に対する保障措置教育支援

平成 27 年 10 月に採択されたイランの核問題に関する包括的共同作業計画 (JCPOA) に基づく取組を支援する我が国の協力の一環として、IAEA が主催し、日本原子力研究開発機構 (JAEA) 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター (ISCN) がホストしたイラン向け保障措置トレーニングにおいてイラン原子力庁保障措置担当部局職員等に対し、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく情報収集、IAEA への情報提供等に関する我が国の知見を提供し、同職員等に対する教育訓練を支援した。

#### (5) 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理及び保障措置検査等実施機関 (以下「指定機関」という。) として、その業務を適確に遂行することが求められている。原子力規制委員会は、指定機関の業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的を実施することとしている。平成 29 年度は、あらかじめ策定された検査計画に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況、マネジメントシステムの構築・運営状況を確認した。

## 第6章 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

## ○ 第6章の総括

(放射線防護対策の充実)

放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会の所掌事務に自ら調査・審議すること等を追加するため、平成29年4月に法改正を行った。同審議会において、「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめたほか、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について関係行政機関に意見具申を行った。また、ICRP2007年勧告の国内制度等への取入れの進め方についても審議した。

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、充実を図っており、実用発電用原子炉施設、核燃料施設等のEAL（緊急時活動レベル）の検討を行い、平成29年7月5日に原子力災害対策指針を改正した。

研究事業としては、平成29年度より、放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。

放射線モニタリングについては、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図っている。平成29年度は、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合し、上席放射線防災専門官を配置した。また、原子力艦放射能調査専門官の増員等、原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の充実を図った。

(危機管理体制の充実・強化)

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえて原子力災害対策の充実を図るため、事故の発生を想定し、緊急時の危機管理体制を整備するとともに、平時から国、自治体及び原子力事業者が緊急時対応能力の強化に努めることが重要である。

原子力規制委員会は、平成29年7月の組織再編において、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置し、緊急時には迅速に対応し、平時には組織としての緊急時対応能力の強化のための取組を担当する職員を配置した。緊急事案対策室は、原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、危機管理対応に関するマニュアル等の整備、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善、通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。また、原子力事業者の緊急時対応能力の強化のため、原子力事業者防災訓練及び評価の充実を図った。さらに、宿日直の体制を強化・維持することにより、原子力施設において事故・トラブルが発生した際には、情報発信等の初動対応に万全を期すとともに、初動対応後には、原子力規制部等と連携し、事故・トラブルの原因究明、再発防止対策等まで一貫して対応した。

## 第1節 放射線防護対策の充実

### 1. 放射線審議会の機能強化

原子力規制委員会には、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取り入れを図ることを任務とする放射線審議会が設置されている。

近年、技術的基準の策定には、これまで以上に高い水準の専門的知識等が要求されるようになっていたことから、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」(昭和33年法律第162号)を改正し、放射線審議会の所掌事務に、放射線障害の防止に関する技術的基準について自ら調査・審議すること等を追加した(平成29年4月14日公布・施行)。

平成29年度においては、機能強化した放射線審議会において、総会及び部会をそれぞれ7回ずつ開催して以下の課題について審議し、「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめるとともに、眼の水晶体の放射線防護の在り方について関係行政機関に意見具申を行った。

- ・放射線防護の基本的考え方の整理
- ・東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップ
- ・ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの進め方
- ・眼の水晶体の放射線防護に係る検討(眼の水晶体の放射線防護検討部会において検討)

### 2. 原子力災害対策指針の継続的改善

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)において、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。同指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成29年3月22日には核燃料施設等に係る原子力災害対策を盛り込むべく指針を改正した。この指針改正に伴い、原子力事業者防災業務計画の作成・修正に際し協議が必要となる関係周辺都道府県知事の要件に関して、原災法施行令を平成29年7月7日に改正(公布・施行)するとともに、当該改正の規定に基づき、対象となる都道府県を指定する告示を制定した。

平成29年度においては、実用発電用原子炉施設の緊急時活動レベル(以下「EAL」という。)の見直し及び核燃料施設等のEALの設定について、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を3回開催して検討した。これを踏まえて平成29年7月5日に原子力災害対策指針と、併せて関係規則等を改正し、同年8月1日に公布、同年10月30日に施行した。

原子力災害時の医療体制の整備については、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力

機関等からなる原子力災害時医療の実施体制の整備促進に向け、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構（放射線医学総合研究所）、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の計5施設と原子力規制庁が緊密に連携を図り、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて原子力災害時医療ネットワークの構築を進めるとともに、教育・研修環境の整備・充実を図った。平成29年11月には原子力規制委員会委員による弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学の視察及び関係者と意見交換を実施した。

また、「原子力災害拠点病院等の施設要件」については、各支援センター事務局長会議及び5施設の現状確認等を踏まえ、課題抽出を行い、見直しを検討している。

### 3. 放射線防護に関わる安全研究の推進

平成29年度より、放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。

本事業は「放射線安全規制研究推進事業」と「放射線防護研究ネットワーク形成推進事業」で構成され、平成29年度の「放射線安全規制研究推進事業」については原子力規制委員会が設定した「水晶体の等価線量限度の国内規制取り入れ・運用のための研究」を含む5つの重点テーマに基づき公募を行い、重点テーマに関する8件を含む11件の研究プロジェクトを採択した。「放射線防護研究ネットワーク形成推進事業」については、量子科学技術研究開発機構並びに大阪大学がそれぞれ研究代表を務める2件のプロジェクトを採択した。事業の実施体制として、課題の選定及び進捗管理を行う研究推進委員会を設置し、それぞれの事業を推進した。

また、平成30年2月に評価委員会を開催し、採択した案件について外部有識者による評価を実施した。

さらに、平成30年度の重点テーマとして「科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究」及び「原子力災害等における公衆防護の実践力向上のための調査研究」の2つのテーマを12月に設定し、平成30年1月に公募を開始する等、平成30年度事業の準備を進めた。

### 4. 放射線モニタリングの充実

#### (1) 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や、一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づ

くこととしている。この方針に基づき、原子力規制委員会では、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため、上席放射線防災専門官の現地への常駐化をはじめとした、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備、測定体制の更なる充実強化を図ってきた。

平成 29 年 4 月には、宮城地方放射線モニタリング対策官事務所、大阪地方放射線モニタリング対策官事務所及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成 29 年 7 月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所と統合し、地方放射線モニタリング対策官に代わって、上席放射線防災専門官を配置した。

このほか、平成 29 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

## (2) 原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化

平成 29 年 6 月に長崎県佐世保市に、平成 30 年 3 月に沖縄県うるま市にそれぞれ原子力艦放射能調査専門官を配置し、原子力艦寄港地の緊急時体制を強化した。

## (3) 訓練等を通じた緊急時対応能力の強化

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施した。

## (4) 全国の中環境中の放射線等の測定

### ①環境放射能水準調査（昭和 32 年度から実施）

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。平成 28 年度までの測定結果についても、順次データベース化し公表した。さらに、全国 297 箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページで公表した。

### ②海洋環境放射能総合評価（昭和 58 年度から実施）

原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国の中環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）が実施する放射能調査等の支援を引き続き行った。平成 28 年度に実施した結果については、データベース化し原子力規制委員会ホームページに公表した。

### ③原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度から交付金を交付）

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し公表した。

### ④国外の原子力事象による影響の監視

原子力規制委員会は、平成 29 年 9 月 3 日の北朝鮮による核実験の影響を把握するため、同日付けの内閣官房副長官指示に基づき、都道府県等関係機関の協力を得てモニタリングを強化し、その結果を原子力規制委員会ホームページに公表した。

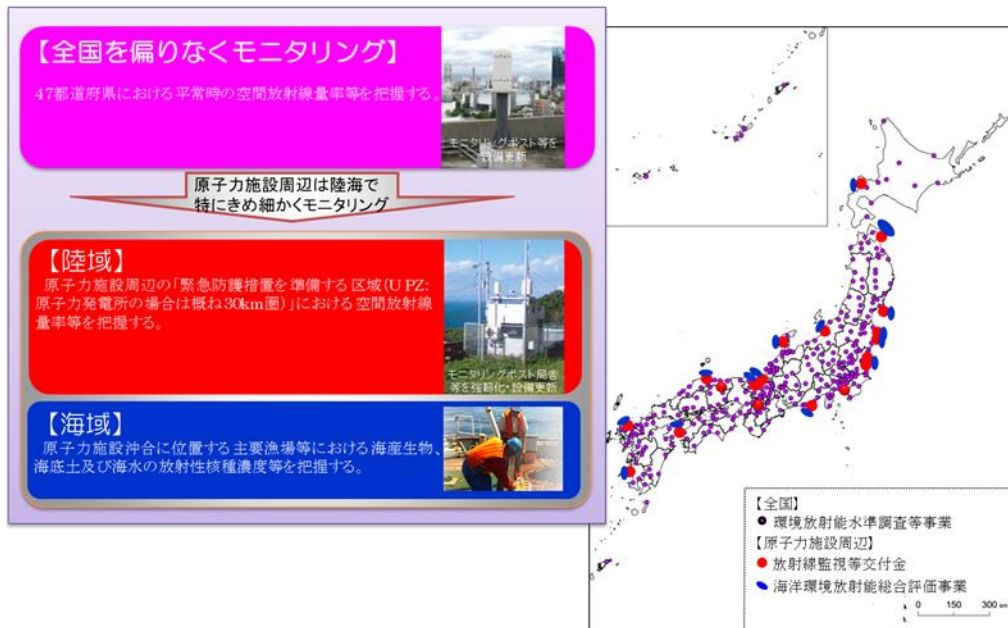
また原子力規制委員会においては、国外において原子力関係事象が発生した場合の我が国への放射性物質の影響について、空間放射線量率の状況をより一層きめ細かく把握できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを設置し、平成 30 年 2 月より運用開始するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいて、これらの測定値を確認することができるようにした。

### ⑤地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度から実施）

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における放射能分析に係る技術向上のため、「環境放射能分析研修」を実施した。



## 平常時からの原子力施設に係る放射線モニタリング等について



### ○空間放射線量測定に係る流れ



図6-1 平常時からの原子力施設に係る放射線モニタリング等について

### (5) 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する3港の横須賀港、佐世保港、金武中城(きんなかぐすく)港において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会ホームページで毎日公表を行い、平成28年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。

## (6) モニタリングの技術的事項の検討

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を平成 29 年 6 月、10 月 12 月及び平成 30 年 3 月に開催し、平常時モニタリング、放射能測定法シリーズ及びモニタリングの品質保証について検討を行った。

平常時モニタリングについては、旧原子力安全委員会が取りまとめた「環境放射線モニタリング指針」について、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験や最新の知見を踏まえた見直しの検討を行った。

放射能測定法シリーズ 17「連続モニタによる環境 $\gamma$ 線測定法」の改訂案の検討を行い、原子力規制庁は、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成 29 年 12 月 26 日に改訂した。また、放射能測定法シリーズ 29「緊急時におけるゲルマニウム半導体検出器による $\gamma$ 線スペクトル解析法」の改訂案についても検討を行い、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成 30 年 3 月 27 日に改訂した。

IRRS を踏まえ、放射線モニタリング（環境放射線、個人線量）の品質保証について技術的側面から検討を行った。海外調査等を実施し、環境放射線測定について、技能試験による分析者の力量確認が必要との結果を得た。また、個人線量計の測定サービスの認定制度については、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が検討を進めている。

## 5. 国際会議への参加

放射線の防護や原子力災害対策に関する考え方は、最新の調査・研究結果を踏まえて、ICRP や IAEA 等の国際的な場で議論され、各国はその成果を法令に反映させる枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの放射線防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、日本の意見を議論に反映させるため、原子力規制委員会は、下記の IAEA 等の会合に参加した。

表 8 IAEA 等の会合への参加

会議名称	日程	主な議題
IAEA 放射線安全基準委員会 (RASSC) 会合	平成 29 年 6 月 12 日～14 日 (第 42 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RASSC 第 7 期 (2014-2017) の活動に関する概要</li> <li>・ 安全指針「規制除外・規制免除及びクリアランスの概念の適用」</li> </ul>
	平成 29 年 11 月 14 日～15 日 (第 43 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全指針「検査目的のため及び医療以外のヒューマンイメージングのために用いられる X 線発生装置及び放射線源の放射線安全」</li> <li>・ RASSC 第 7 期 (2014-2017) 自己評価報告書、次期課題</li> </ul>
IAEA 緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPRReSC) 会合	平成 29 年 6 月 6 日～8 日 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態の準備と対応に係る日本の現状の取組について (発表)</li> </ul>
	平成 29 年 11 月 7 日～9 日 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EPRReSC 第 1 期 (2015-2017) 自己評価報告書、次期課題</li> </ul>
ICRP 第 4 回放射線防護体系に関する国際シンポジウム及び第 2 回欧州放射線防護研究週間(ERPW)	平成 29 年 10 月 10 日～12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICRP の各専門委員会における放射線防護に係る課題の進捗状況</li> <li>・ ヨーロッパにおける研究プロジェクトの最新の成果</li> </ul>

## 第2節 危機管理体制の充実・強化

### 1. 緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会は、緊急時対応能力の強化のために、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置するとともに、以下の取組を行った。

#### (1) 原子力災害の危機管理対応に関するマニュアルの整備

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画及び初動対応マニュアルを修正するとともに、原子力災害対策マニュアルの修正に協力し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための基盤整備に努めた。平成29年度においては、南海トラフ地震情報に関する気象庁の運用変更を受け、原子力規制委員会としての対応を検討し、初動対応に関わる各種マニュアルへ反映を行った。

また、平成29年9月3、4日に、玄海原子力発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者等の合同により原災法に基づき実施された平成29年度原子力総合防災訓練に参加し、複合災害時の各関係機関における防災体制及び避難計画の実効性の確認等を行った。

#### (2) 原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備

原子力規制委員会では、いわゆる原子力災害のみならず、大規模自然災害も含めた様々な事象に対応できるよう危機管理対応に関するマニュアルを整備している。また、防災基本計画の修正に協力するとともに、関係省庁が主催する各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。

また、首都直下地震や新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画の実効性を高めるべく参集訓練や本部設置訓練を通じ、資機材や計画の見直しを図った。

さらに、原子力規制庁は、緊急事態に対する政府の初動対処体制として参集する緊急参集チームの協議において原子力施設への影響を報告しており、平成29年度は、宇宙飛翔体事案（弾道ミサイル）、核実験及び自然災害の発生を受け、計12回にわたり対応した。

#### (3) 防災訓練における機能強化の充実

原子力規制委員会では、緊急時対応能力向上のため、原子力総合防災訓練等を通じて得られた教訓を基に意思決定に係る課題の抽出を行い、原子力規制委員や原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練等を実施している。平成29年度は、オフサイトの対応に関する机上訓練等を含む、計4回の机上訓練を実施した。

また、平成28年度に引き続き、原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）プラント班と原子力施設事態即応センターの間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上

に向けて改善を図った。さらに、平成 29 年度においては、ERC プラント班以外の各機能班等も原子力事業者防災訓練と連携して訓練を行うことにより、各機能班の担当職員の能力向上や課題の抽出・改善等を行った。

## 2. 原子力事業者防災の強化

### (1) 原子力事業者防災訓練に関する評価の充実

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成 25 年度から原子力事業者防災訓練報告会（以下「報告会」という。）を開催し、当該訓練の評価を行っている。

実用発電用原子炉施設に係る報告会を平成 29 年 6 月 16 日に開催し、平成 28 年度と比べ広報活動等に改善は見られたが、情報共有やシナリオの難度及び多様化については継続して改善が必要であると評価した。また、核燃料施設等に係る報告会を同年 6 月 23 日に開催し、平成 29 年度から核燃料施設等についても実用発電用原子炉施設と同様の評価を試行的に実施することとした。

さらに、平成 29 年度には、報告会の下に訓練シナリオ開発ワーキンググループを設置し、原子力事業者防災訓練について事故の状況に応じた臨機の対応能力の向上のため、発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練のシナリオの作成、これに基づく訓練の実施、評価及び改善を促すこととした。ワーキンググループで作成した訓練シナリオに基づき、3 原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、2 原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を試行的に実施した。

○実用発電用原子炉における平成29年度原子力事業者防災訓練の実績

○実用発電用原子炉における平成29年度  
原子力事業者防災訓練の評価指標

No	実施日	事業所		区分	No	指標
1	平成29年7月13日	四国電力(株)	伊方発電所	情報共有・ 通報	1	即応センター(事業者本店等)とERC プラント班との情報共有
2	平成29年8月29日	北海道電力(株)	泊発電所		2	適切な通報の実施 (通報文の迅速な作成、送信)
3	平成29年9月12日	関西電力(株)	大飯発電所、高浜発電所		3	通信機器の操作
4	平成29年10月3日	九州電力(株)	川内原子力発電所		4	プラント情報表示システムの使用
5	平成29年11月29日	東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所	原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	5	シナリオの難度
6	平成29年12月4日	九州電力(株)	玄海原子力発電所		6	シナリオの多様化
7	平成29年12月7日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所		7	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、 ②記者等の社外プレーヤーの参加、 ③他原子力事業者広報担当等の 社外プレーヤーの参加、④模擬記者 会見の実施、⑤情報発信ツールを 使った外部への情報発信
8	平成29年12月12日	中国電力(株)	島根原子力発電所			
9	平成29年12月20日	日本原子力発電(株)	敦賀発電所			
10	平成30年1月19日	関西電力(株)	美浜発電所			
11	平成30年2月2日	東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所			
12	平成30年2月6日	東北電力(株)	女川原子力発電所		8	後方支援活動 ①事業者間の支援活動、②後方支 援拠点との連動、③原子力緊急事 態支援組織との連動
13	平成30年2月14日	北陸電力(株)	志賀原子力発電所			
14	平成30年2月21日	日本原子力発電(株)	東海発電所、東海第二発電所		9	訓練への視察など ①他事業者への視察、②自社訓練 の視察受入れ、③ピアレビュー等の 受入れ
15	平成30年3月2日	東京電力ホールディングス(株)	柏崎刈羽原子力発電所			
16	平成30年3月9日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所			
17	平成30年3月20日	東北電力(株)	東通原子力発電所			

※ 原子力規制庁からは各訓練において、規制庁ERCにおけるプラント班要員、事業者即応センターにおける規制庁ERCからの派遣要員、緊急時対策所への派遣要員として職員が参加するとともに、一部要員が事業者訓練の状況の評価している。  
(玄海、志賀、東通の訓練においては、規制庁ERCプラント班要員に加え、他の機能班要員も参加。)

図6-2 実用発電用原子炉における平成29年度原子力事業者防災訓練の実績等

## (2) 原子力事業者防災訓練を通じた緊急時対応能力向上

平成 28 年度に引き続き、原子力事業者防災訓練に参加し、ERC プラント班と原子力施設事態即応センターの間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図った。さらに、平成 29 年度においては、ERC プラント班以外の各機能班等も原子力事業者防災訓練と連携して訓練を行うことにより、各機能班の担当職員の能力向上や課題の抽出・改善等を行った。(第 6 章 第 2 節 1.(3)再掲)

## (3) 原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

原子力規制委員会は防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしており、平成 29 年度においては、実効的な連携構築のため会議の在り方の検討を行った。一方、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしており、平成 29 年度は合計 17 回開催し関係機関の連携強化を図った。

## 3. 通信ネットワーク設備・システムの強化

通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、外部専門家を活用した危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、評価結果に基づき対応が必要な事項について、平成 30 年度に予定している通信ネットワーク設備更新の仕様に反映した。加えて、北東アジア情勢が緊迫化していることを背景に、不測の事態に備えて、通信ネットワーク設備が使用不可となった場合でも、原子力規制庁と原子力事業者等との間での連絡を可能とする対策を施した衛星電話の整備を行った。

また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、原子力艦モニタリングデータ等の収集・公開機能を追加する等機能面の強化とともに、セキュリティ脆弱性検査と対策を実施し、セキュリティ面の強化を実施した。さらに、平成 32 年度に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、システム機能やシステム運用のあり方の検討を行い、整備方針として取りまとめた。

## 資料編





## 第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章第1, 2, 4節関係）

## 1. 原子力規制委員会の構成

	平成24年9月19日 ～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日 ～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日 ～ 平成29年9月21日	平成29年9月22日 ～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一	更田 豊志
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志	田中 知
委員（委員長代理第二位）	更田 豊志	田中 知	田中 知	山中 伸介
委員（委員長代理第三位）	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明	伴 信彦
委員（委員長代理第四位）	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦	石渡 明

(平成30年3月31日現在)

## 2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

- 平成24年9月19日：原子力規制委員会発足
- 平成26年3月1日：（独）原子力安全基盤機構（JNES）の廃止・統合
- 平成26年10月14日：内閣府に政策統括官（原子力防災担当）を設置  
内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化。

## 3. 原子力規制委員会の予算（平成29年度補正後）の内訳

	項	平成29年度予算額 (補正後) (百万円)
一般会計	原子力規制委員会共通費	4,154
	原子力安全確保費	4,445
	放射能調査研究費	1,625
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	1,048
	原子力安全規制対策費	21,824
	事務取扱費	22,683
	諸支出金	0.27
	予備費	100
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,206
合計		59,085

#### 4. 原子力規制委員会の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。

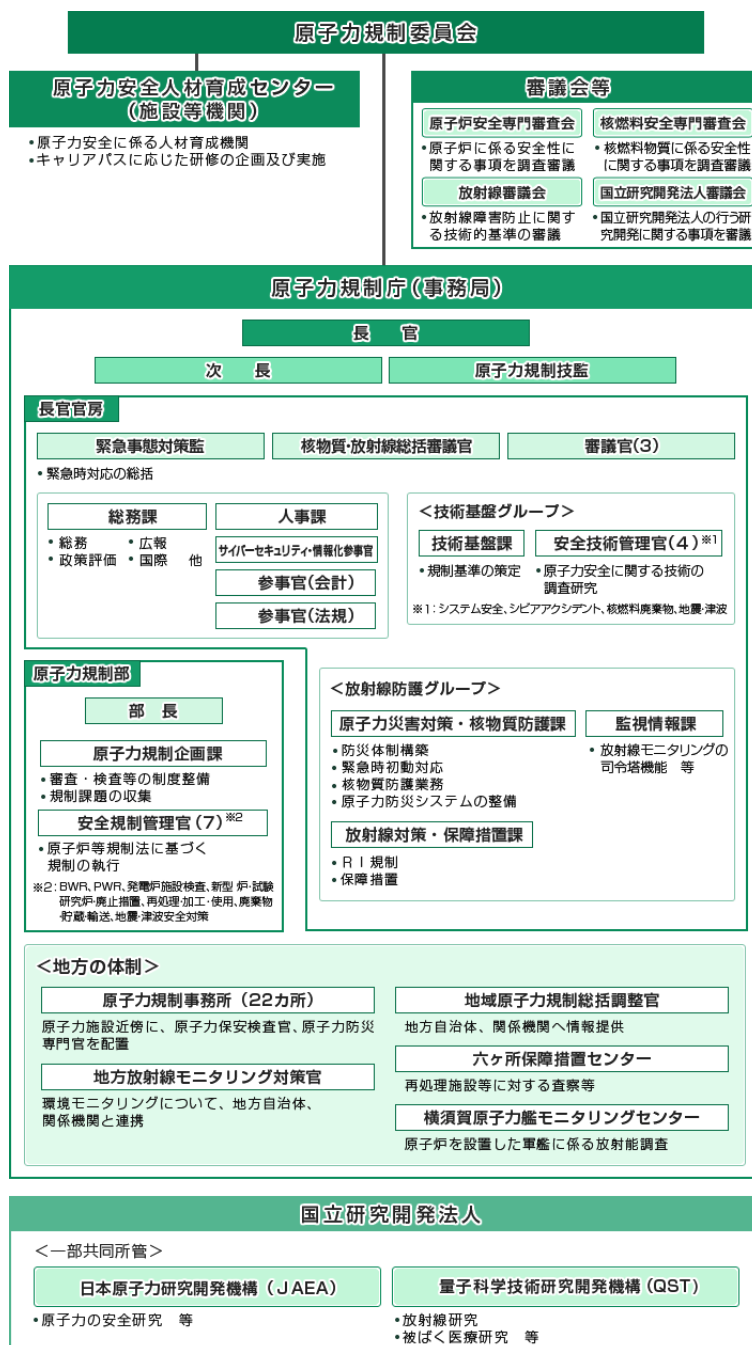


図 i 原子力規制委員会の組織（平成 29 年 7 月以前）

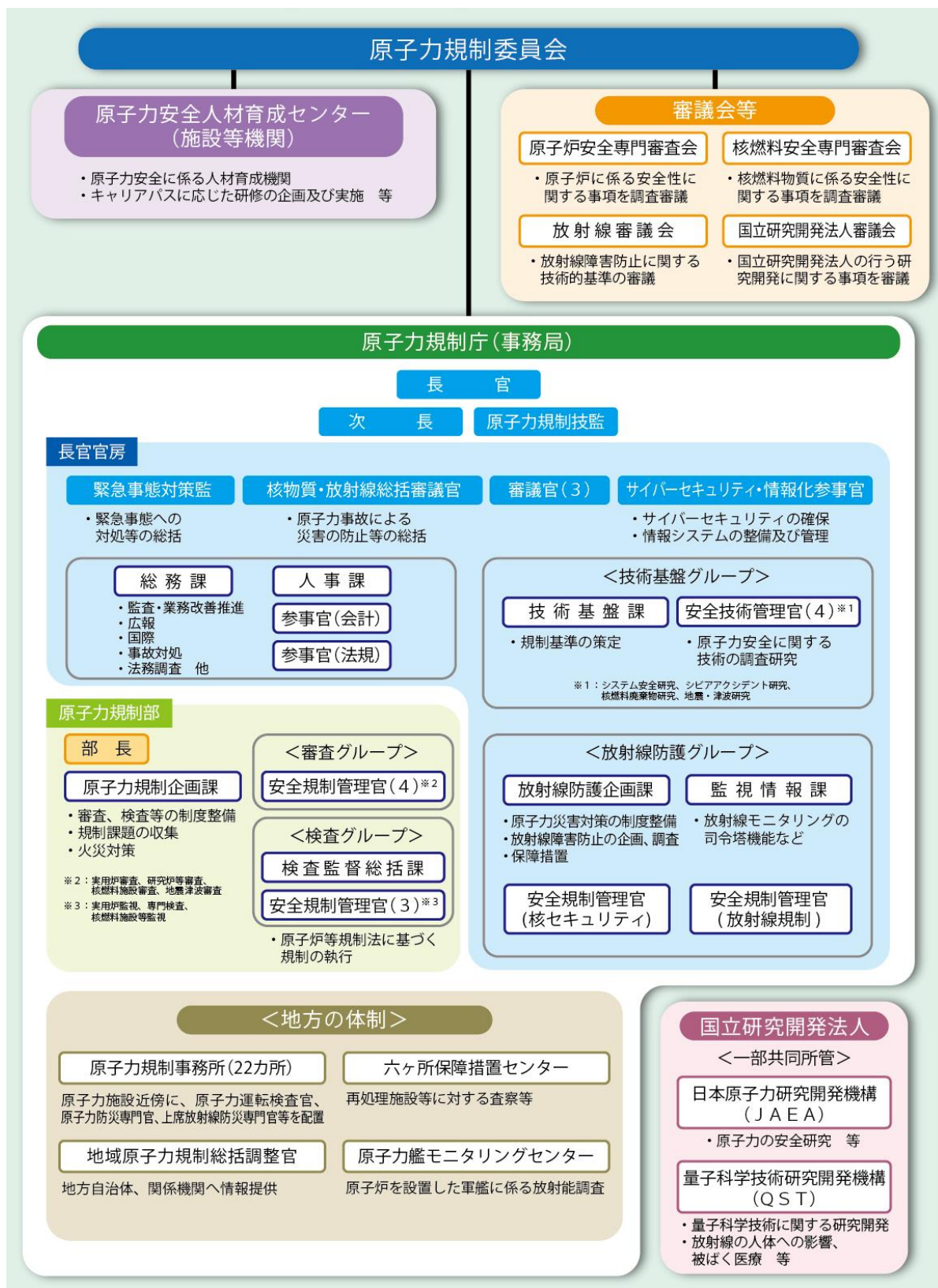


図 ii 原子力規制委員会の組織 (平成 29 年 7 月～平成 30 年 3 月末)

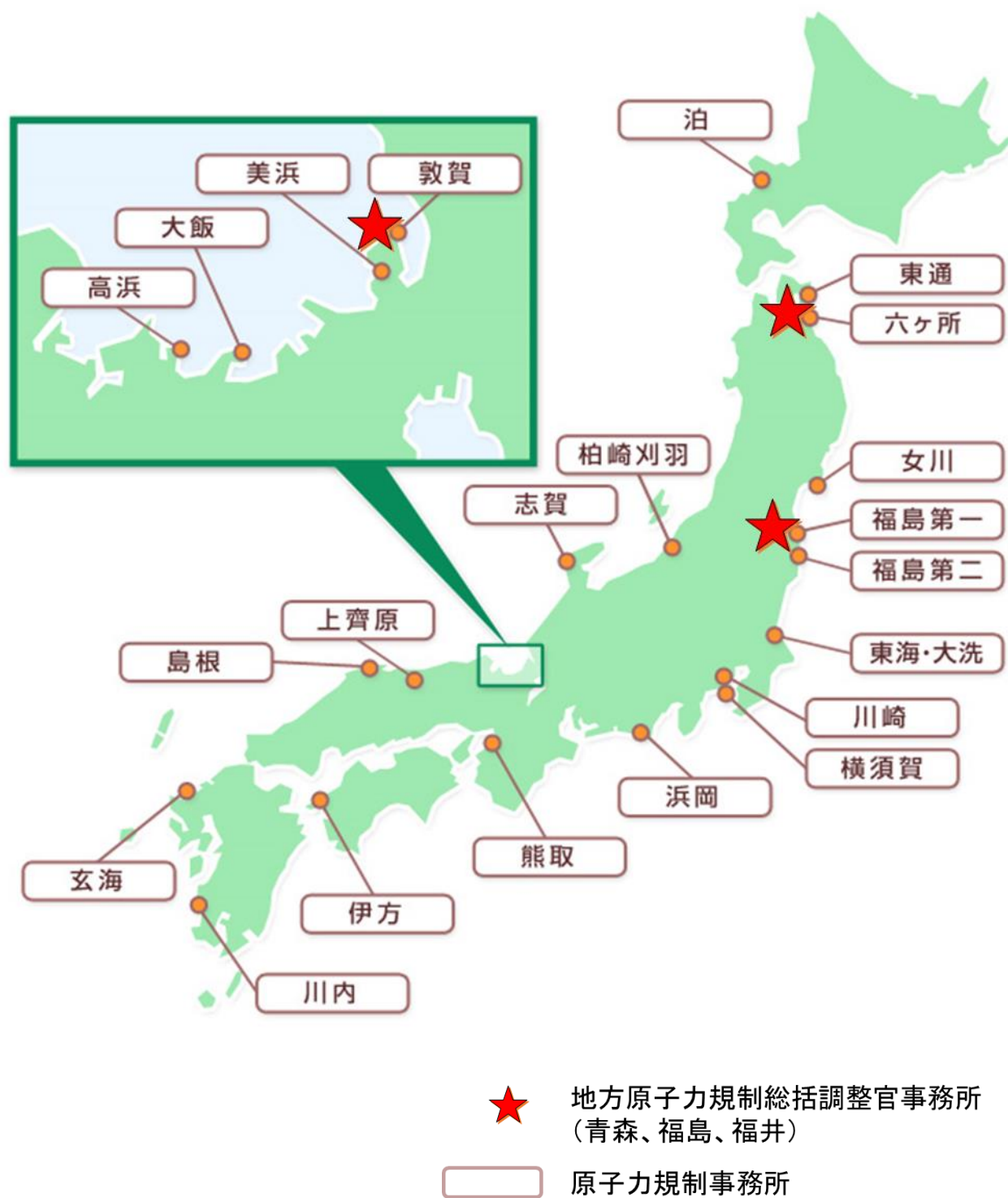


図 iii 原子力規制委員会の地方組織について

## 5. 原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

### 使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

### 活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定  
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動  
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織  
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感  
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応  
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

## 6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。  
原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。  
また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

### 行動指針

#### 1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

#### 2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

#### 3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

#### 4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

#### 5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

## 7. 原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

### 行動指針

#### 1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

#### 2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

#### 3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

#### 4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

#### 5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

#### 6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

#### 7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

#### 8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

## 8. 原子力規制委員会の開催実績

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

回	月日	審議等事項
1	4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可について (案)</li> <li>株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (加工施設) の核燃料物質の加工事業変更許可について (案)</li> <li>有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等について</li> <li>原子力の安全に関する条約第 7 回検討会合の出張報告について</li> </ul>
2	4.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の成立及び今後の対応について</li> <li>平成 28 年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について</li> <li>「平成 29 年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費」の実施について</li> <li>共同研究実施規程の策定について</li> <li>平成 28 年度原子力規制委員会年次報告の骨子及び今後の進め方について (案)</li> </ul>
3	4.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
4 ※1	4.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会の委員の選考等について</li> <li>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の選考等について</li> <li>緊急事態応急対策委員の選考等について</li> </ul>
5	4.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する審査書案等について (案)</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅ及び核燃料サイクル工学研究所 (再処理施設) の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方等の策定について</li> <li>原子炉施設の廃止措置計画における「事故時における原子炉施設周辺の一般公衆の実効線量」の評価及び廃止措置計画の認可について (案)</li> <li>核物質防護に係る平成 28 年度検査実施結果及び平成 29 年度重点検査項目等について</li> <li>原子力の安全に関する条約第 7 回検討会合の結果</li> </ul>
6	4.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について</li> <li>熊本地震の分析について</li> <li>放射性同位元素取扱事業者による事故・故障等に係る評価について (案)</li> <li>国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) の結果概要について</li> </ul>
7	5.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則 (案) に対する意見募集の実施について</li> <li>平成 28 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況及び核燃料施設等保安検査実施要領の改正について</li> <li>西欧原子力規制者会議 (WENRA) 総会の結果概要について</li> </ul>
8	5.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質の加工事業変更許可について (案)</li> <li>緊急時活動レベル (EAL) の見直し・策定等及びそれに伴う意見募集の実施について</li> <li>原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令 (案) 及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき対象となる都道府県を指定する告示 (案) に対する意見募集の実施について</li> <li>平成 28 年度安全研究の年次評価の結果等について</li> </ul>
9	5.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会と公益社団法人日本アイソトープ協会 (JRIA) との意見交換会</li> </ul>



10	5.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉に対する発電用原子炉設置変更許可について(案)</li> <li>・放射線審議会委員の任命について(案)</li> <li>・緊急事態応急対策委員の任命について(案)</li> <li>・高経年化に関する申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案に対する意見公募手続の実施について(案)</li> <li>・平成28年度原子力規制委員会年次報告について(案)</li> <li>・国際原子力規制者会議(INRA)等の結果概要について</li> </ul>
11 ※2	5.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社高浜発電所第4号機の工事の計画の認可に係る異議申立て等、四国電力株式会社伊方発電所第3号機の工事の計画の認可に係る異議申立てに対する決定について</li> </ul>
12	5.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度原子力総合防災訓練の実施成果について</li> <li>・平成28年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査結果及び指定情報処理機関業務規定の変更認可について</li> <li>・浜岡原子力発電所4号機における非常用ガス処理系の運転上の制限に対する保安規定違反について</li> <li>・平成28年度第4四半期における専決処理について</li> </ul>
13	6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて(案)</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 TRACY(過渡臨界実験装置)施設及びJRR-4原子炉施設の廃止措置計画の認可について(案)</li> <li>・敦賀発電所2号機におけるB非常用ディーゼル発電機のシリンダ冷却水ポンプ軸の曲がりに係る日本原子力発電からの報告に対する評価及び今後の対応について(案)</li> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命等について(案)</li> <li>・経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)原子力施設安全委員会(CSNI)会合等の結果概要について</li> </ul>
14	6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
15	6.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示について(案)</li> <li>・火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について</li> <li>・平成28年度登録認証機関等に対する立入検査結果について</li> <li>・実用発電用原子炉等における安全文化及び原因分析に係るガイドの検討の進め方について</li> <li>・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令等について(案)</li> </ul>
16	6.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉新規規制基準適合性に係る審査書類の信頼性向上のための取り組み結果について</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る法令報告について</li> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う政令及び規則の制定について(案)</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正並びにそれらの意見募集等について</li> <li>・原子炉主任技術者筆記試験等の実施結果について</li> </ul>
17	6.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原子力発電株式会社の新規規制基準適合性審査への対応について</li> </ul>

18	6.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・核燃料施設等の新規規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・関西電力株式会社高浜発電所3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について(案) – 所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等 –</li> <li>・四国電力株式会社伊方発電所1号炉の廃止措置計画の認可について(案)</li> <li>・原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき対象となる都道府県を指定する告示について(案)</li> <li>・「原子力利用に関する基本的考え方」に対する原子力規制委員会の意見について</li> <li>・運転期間延長認可の申請手続きの見直しに係る検討について</li> <li>・原子力規制人材育成事業の選考結果について</li> </ul>
19 ※3	6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線審議会の専門委員の選考について</li> </ul>
20	6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会と国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)との意見交換会</li> </ul>
21	7.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る立入検査の結果について(報告)</li> <li>・緊急時活動レベル(EAL)の見直し・策定に伴う原子力災害対策指針及び原子力規制委員会規則等の改正について(案)</li> <li>・今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成30年度以降の安全研究に向けて)</li> <li>・我が国における2016年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関(IAEA)による「2016年版保障措置声明」の公表について</li> <li>・実用発電用原子炉の安全性向上評価届出に係る対応について(案)</li> <li>・平成29年第18回原子力規制委員会資料の一部修正について</li> </ul>
22	7.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社経営責任者との意見交換</li> </ul>
23	7.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成29年7月版)(案)について</li> <li>・特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会の有識者の追加について(案)</li> <li>・日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止に向けた現状と今後の対応について(案)</li> <li>・耐震Sクラスを有する試験研究炉に係る火山及び竜巻に対する重要度に応じた性能要求の考え方について</li> <li>・検査官等の資格付与に向けた制度の整備等について</li> </ul>
24	7.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
25	7.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高エネルギーアーク損傷に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則等の一部改正等について(案)</li> <li>・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価に関する検討結果及び今後の予定について</li> <li>・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)の改正に関する意見募集の実施について</li> <li>・平成29年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費の採択結果について</li> </ul>

26	7.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化に関する申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正について（案）</li> <li>・運転期間延長認可の申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等に対する意見募集手続きの実施について（案）</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）における記録等の管理不備に係る同機構からの報告に対する評価について</li> </ul>
27	7.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中深度処分の規制基準等について</li> </ul>
28	7.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
29	8.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る法令報告（第2報）及びINESの暫定評価について</li> <li>・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生に係る調査結果について（第1貯蔵区域の調査結果及び最終調査報告）</li> <li>・平成29年度第1四半期の保安検査の実施状況について</li> <li>・放射線審議会における諮問・答申等について（報告）</li> <li>・国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッションの実施要請等について（案）</li> </ul>
30 ※4	8.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の信頼性確認制度の導入に伴う核物質防護規定変更認可申請について</li> </ul>
31	8.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評</li> </ul>
32	8.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の実績に関する評価について（案）</li> <li>・緊急時モニタリング実施計画の専決規定に関する「緊急時のための原子力規制委員会行動規範」の改正について（案）</li> <li>・平成28年度実施施策及び平成29年度実施施策に係る政策評価について</li> </ul>
33	8.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社経営責任者との意見交換</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の実績に関する評価について（案）</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置－</li> </ul>
34 ※5	8.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査書案について（案）</li> </ul>
35	9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規規制基準適合性審査について（8月30日の意見交換等のフォローアップ）</li> <li>・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）</li> <li>・放射線障害防止法における「廃棄に係る特例」に関する制度の考え方について</li> <li>・平成30年度原子力規制委員会重点施策及び公開プロセス指摘事項への対応方針について</li> </ul>
36	9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
37	9.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規規制基準適合性審査について（9月6日の議論のフォローアップ）</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性に係る審査結果の原子力規制委員会での審議における説明方針について</li> <li>・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）の改正について</li> <li>・原子力規制委員会が審議会の委員の任命を行うに当たっての要件等の見直しに向けた考え方（案）</li> <li>・第16回原子炉安全専門審査会・第1回原子炉安全基本部会、第15・16回核燃料安全専門審査会の実施状況報告について（IRRS ミッションへの今後の対応について）</li> </ul>

38	9.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査について（同社経営責任者との意見交換）</li> <li>三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する審査書案等について（案）</li> <li>運転期間延長認可の申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正について（案）</li> <li>インターネット上の放射性同位元素の無届販売について</li> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正及びそれらの意見募集について－動的機能保持に関する評価－</li> <li>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集等について－火山影響等発生時の体制整備等に係る措置－</li> </ul>
39	9.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について</li> </ul>
40	9.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案）</li> <li>平成29年度第1四半期における専決処理について</li> <li>国際原子力機関（IAEA）総会及び国際原子力規制者会議（INRA）等の結果概要について</li> </ul>
41	10.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案）</li> <li>四国電力株式会社伊方発電所3号炉に係る発電用原子炉設置変更許可について（案）</li> </ul>
42	10.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
43	10.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原燃株式会社再処理事業所等において確認された保安規定違反と今後の対応について</li> <li>六ヶ所再処理施設等の新規制基準適合性審査に関する日本原燃株式会社の対応方針について</li> <li>使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第6回国別報告について</li> <li>(国) 日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の加工の事業の許可申請の取下げに伴う使用施設等の安全上重要な施設の再評価結果について</li> <li>原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する規制要求の考え方</li> <li>廃止措置実施方針の作成・公表等に係る関係法令の改正案等に対する意見募集の実施について（案）</li> </ul>
44	10.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策初動対応マニュアルの整備について（案）</li> <li>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集について（案）－柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映－</li> <li>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の実施について（案）</li> <li>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 最近の実施状況報告について</li> </ul>
45 ※6	10.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護事案の初動対応について</li> <li>原子力発電所の廃止措置に伴う防護措置の変更認可に関する対応方針について</li> </ul>

46	10.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばくに係る報告に対する評価及び今後の対応について</li> <li>・東海第二発電所廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定に関する日本原子力発電株式会社からの報告についての評価について（案）</li> <li>・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の実施について（案）</li> </ul>
47	11.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三菱原子燃料株式会社（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可について（案）</li> <li>・原子力規制委員会マネジメントシステムの改善について</li> <li>・原子力規制委員会5年間の振り返りについて</li> <li>・国際放射線防護委員会（ICRP）会合の結果概要について</li> </ul>
48	11.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子燃料工業株式会社熊取事業所におけるウラン粉末の漏えいに係る報告に対する評価及び今後の対応について（案）</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）に関する審査書等について（案）</li> <li>・「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」の改訂について（案）</li> </ul>
49	11.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子燃料工業株式会社東海事業所（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する審査書案について（案）</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）－動的機能保持に関する評価－</li> <li>・委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について（案）</li> <li>・株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に対する原子力規制委員会の対応等について</li> <li>・「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の初動対応について</li> <li>・平成29年度第2四半期の保安検査の実施状況について</li> </ul>
50	11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置実施方針の作成・公表等に係る関係法令の改正等について（案）</li> <li>・試験研究用等原子炉施設及び使用施設等に係る廃止措置計画の認可基準について</li> <li>・審議会委員の任命のための要件等の改正について（案）</li> <li>・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について</li> <li>・第5回日仏規制当局間会合等の結果概要について</li> </ul>
51	11.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
52	11.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正について（案）－火山影響等発生時の体制整備等に係る措置－</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について（案）－柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映－</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集等について－内部溢水による管理区域外への漏えいの防止－</li> <li>・「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」について（案）</li> </ul>

53	12.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請書（N S R R 原子炉施設等の変更）に関する審査書等について（案）</li> <li>・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の制定について（案）</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正（案）及びその意見募集について－特定重大事故等対処施設の構造及び強度－</li> <li>・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第1回会合の結果概要について</li> </ul>
54	12.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部電力株式会社による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
55	12.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則等の制定について（案）</li> <li>・原子力施設における過去の事故・トラブルへの対応状況について</li> <li>・眼の水晶体の等価線量限度の見直しの検討状況について（報告）（放射線審議会水晶体部会の中間取りまとめ）</li> <li>・第10回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）等の結果概要について</li> </ul>
56	12.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子燃料工業株式会社東海事業所（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可について（案）</li> <li>・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食に係る中国電力からの報告に対する評価及び今後の対応について（案）</li> <li>・低レベル放射性廃棄物搬出検査装置のプログラム不具合に係る報告に対する評価及び今後の対応について</li> <li>・中深度処分に係る規制基準等へのALARAの適用に当たっての論点について</li> </ul>
57	12.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）</li> <li>・核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案に対する意見募集の実施について（案）－飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置－</li> <li>・三菱マテリアル子会社の不適切行為について（報告）</li> <li>・原子力規制委員会の平成29年度補正予算案及び平成30年度予算案並びに平成30年度機構・定員案について</li> <li>・平成30年度放射線安全規制研究推進事業の重点テーマの設定及び公募について</li> <li>・平成29年度第2四半期における専決処理について</li> </ul>
58	1.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の原子炉設置変更許可に関する原子力委員会及び文部科学大臣への意見聴取結果と今後の対応について（案）</li> <li>・志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入に係る北陸電力の原因分析結果及び再発防止対策について</li> <li>・現行の検査制度の運用における新たな検査制度の考え方等の活用について</li> </ul>
59	1.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉の安全性向上評価届出に係る改善事項について</li> <li>・帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリング結果について</li> <li>・平成30年の重点課題について（個別審査を除く）</li> </ul>
60	1.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について（案）－内部溢水による管理区域外への漏えいの防止－</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正について（案）－特定重大事故等対処施設の構造及び強度－</li> <li>・中深度処分に係る規制基準等へのALARAの適用に当たっての論点について</li> </ul>
61	1.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原子力発電による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>

62 ※7	1.29	・放射線審議会の委員の選考等について
63	1.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所 2 号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食に係る中国電力からの報告に対する評価及び今後の対応について (案) 及び原子力施設等における事故故障等への対応における安全上の影響の評価の考え方について</li> <li>・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所 6 号機非常用ディーゼル発電機 (A) の調速装置の故障に係る同社からの報告に対する評価及び今後の対応について (案)</li> <li>・安全研究の評価結果等について (事後評価及び中間評価)</li> <li>・国際規制物資の取扱いに関する調査の結果と今後の対応について</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (STACY (定常臨界実験装置) 施設等の変更) の原子炉設置変更許可について (案)</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (NSRR 原子炉施設等の変更) の原子炉設置変更許可について (案)</li> </ul>
64 ※8	2.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定重大事故等対処施設に係る関西電力株式会社高浜発電所 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について (案)</li> <li>・原子炉安全専門審査会委員の選考等について (火山モニタリングに係る調査審議事項関係)</li> </ul>
65	2.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定重大事故等対処施設に係る関西電力株式会社高浜発電所 1 号、2 号、3 号及び 4 号の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて (案)</li> <li>・九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて (案)</li> <li>・原子力事業者防災訓練の改善の方向性について (訓練シナリオ開発WGの開催とその進め方)</li> </ul>
66	2.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際原子力機関 (IAEA) の総合規制評価サービス (IRRS) フォローアップミッションに関する準備の状況について</li> <li>・国際原子力機関 (IAEA) の総合規制評価サービス (IRRS) による放射性物質輸送の規制に関する評価の実施について (案)</li> <li>・平成 29 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について</li> <li>・検査官等の資格付与に向けた制度の整備状況について</li> </ul>
67	2.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中深度処分等に係る規制基準等の策定についてー浅地中処分における ALARA 適用の考え方及び中深度処分等における人為事象シナリオの考え方についてー</li> <li>・核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案について (案) ー飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置ー</li> <li>・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (北地区) 燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばくに係る報告に対する評価及び今後の対応について</li> <li>・原子炉安全専門審査会審査委員の任命等について (案) (火山モニタリングに係る調査審議事項関係)</li> </ul>
68	2.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子燃料工業株式会社熊取事業所 (加工施設) の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する審査書案について (案)</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定の方向性について</li> <li>・IAEA 安全基準文書 NS-R3 (Rev. 1) 改定への対応について</li> <li>・原子力規制委員会の取組 (3. 11 報告) の公表及び平成 29 年度マネジメントレビュー等について</li> <li>・平成 29 年度安全研究の年次評価結果について</li> </ul>

69	3.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正について（案）</li> <li>・九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉に係る発電用原子炉設置変更許可について（案）</li> <li>・関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可について（案）</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）（案）について</li> <li>・放射性同位元素使用施設等に係る事故・トラブル等の緊急時における連絡について</li> <li>・火山ガイドの考え方について</li> <li>・中深度処分等に係る規制基準等の策定について－浅地中処分におけるALARA適用の考え方及び中深度処分等における人為事象シナリオの考え方について－</li> </ul>
70	3.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原子力研究開発機構による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等について</li> </ul>
71 ※9	3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの策定について</li> <li>・実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化の検討について</li> </ul>
72	3.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気ボイドによる余熱除去冷却系（RHR）ポンプ機能喪失問題への対応について（状況報告）</li> <li>・放射線管理等報告に関する関係規定の見直しについて</li> <li>・眼の水晶体の放射線防護の在り方に関する放射線審議会からの意見具申について</li> <li>・放射線審議会委員の任命について</li> <li>・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案等について</li> </ul>
73 ※10	3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインに関する修正事項について</li> </ul>
74	3.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請に関する審査結果等について（案）</li> <li>・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて（案）</li> <li>・原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの策定について</li> <li>・平成29年度原子力総合防災訓練の実施成果について</li> <li>・安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの検討状況について</li> <li>・IRRSにおいて明らかになった課題の進捗状況について</li> <li>・米国出張報告について</li> </ul>
75	3.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の認可について（案）</li> <li>・原子燃料工業株式会社熊取事業所（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可について（案）</li> <li>・平成30年度における保安規定の遵守状況に関する検査等の重点方針について（案）</li> <li>・使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集について（案）－火山影響発生時の体制整備等に係る措置並びに柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映－</li> <li>・政策評価及び重点計画について</li> <li>・関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について</li> </ul>

※1 平成29年度第4回は、当該審議会等の委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

※2 平成29年度第11回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げら



れ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。

- ※3 平成 29 年度第 19 回は、当該審議会等の委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※4 平成 29 年度第 30 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※5 平成 29 年度第 34 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※6 平成 29 年度第 45 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 平成 29 年度第 62 回は、放射線審議会の委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※8 平成 29 年度第 64 回は、審議等事項のうち 1 つ目については、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、また、2 つ目については、当該審査会の委員の選考等を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審査会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※9 平成 29 年度第 71 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※10 平成 29 年度第 73 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

## 9. 原子力規制委員会における決定事項

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

決定日	委員会決定
4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）</li> <li>・株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可</li> <li>・有毒ガス防護に係る再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部改正等</li> <li>・有毒ガス防護に係る影響評価ガイドの制定等</li> <li>・有毒ガス防護に係る再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部改正等に係る対応に係る一般指導文書の発出</li> </ul>
4.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工の事業の変更許可申請（意見の聴取）</li> <li>・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方等</li> <li>・核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方等</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正</li> <li>・玄海原子力発電所1号原子炉廃止措置計画の認可</li> <li>・敦賀発電所1号炉廃止措置計画の認可</li> <li>・美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画の認可</li> <li>・島根原子力発電所1号原子炉廃止措置計画の認可</li> </ul>
5.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質の加工事業変更許可</li> </ul>
5.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）</li> <li>・放射線審議会委員の任命</li> <li>・緊急事態応急対策委員の任命</li> <li>・平成28年度原子力規制委員会年次報告</li> <li>・高浜発電所第4号機の工事計画認可処分に対する異議申立て及び執行停止申立てに対する決定</li> <li>・伊方発電所第3号機の工事計画認可処分に対する異議申立てに対する決定</li> </ul>
5.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定情報処理機関連業務規定の変更認可</li> </ul>
6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取</li> <li>・TRACY（過渡臨界実験装置）施設廃止措置計画の認可</li> <li>・JRR-4 原子炉施設廃止措置計画の認可</li> <li>・敦賀発電所2号機におけるB非常用ディーゼル発電機のシリンダ冷却水ポンプ軸の曲がりに係る日本原子力発電からの報告に対する評価及び今後の対応</li> <li>・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命</li> </ul>
6.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示</li> <li>・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令</li> <li>・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則</li> </ul>
6.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟に対する立入検査の実施</li> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（閣議請議）</li> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（閣議請議）</li> <li>・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則</li> </ul>
6.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）</li> <li>・伊方発電所1号炉廃止措置計画の認可</li> <li>・原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき対象となる都道府県を指定する告示</li> <li>・原子力利用に関する基本的考え方（回答）</li> </ul>

- 7.5 ・緊急時活動レベル（EAL）の見直し・策定に伴う原子力災害対策指針及び原子力規制委員会規則等の改正
- 7.12 ・平成29年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取（回答）
- 7.19 ・高エネルギーアーク損傷に係る再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部改正  
・高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る電気盤の設計に関する審査ガイド
- 7.26 ・高経年化に関する申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正
- 8.3 ・北海道電力株式会社 泊発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・東北電力株式会社 東通原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・東北電力株式会社 女川原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・北陸電力株式会社 志賀原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・関西電力株式会社 美浜発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・関西電力株式会社 大飯発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・関西電力株式会社 高浜発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・中国電力株式会社 島根原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・四国電力株式会社 伊方発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・九州電力株式会社 玄海原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・九州電力株式会社 川内原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・日本原子力発電株式会社 敦賀発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・電源開発株式会社 大間原子力発電所 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター原子炉施設 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取  
・東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（IV 特定核燃料物質の防護）の変更認可に関する意見の聴取
- 8.23 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務の実績に関する評価  
・緊急時のための原子力規制委員会行動規範の一部改正  
・平成28年度実施施策に係る政策評価書及び平成29年度実施施策に係る事前分析表
- 8.30 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成28年度における業務の実績に関する評価  
・発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正
- 9.6 ・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
- 9.13 ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）の改正
- 9.20 ・三菱原子燃料株式会社の加工の事業の変更許可申請（意見の聴取）  
・運転期間延長認可の申請手続きに係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正
- 10.4 ・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取  
・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）
- 10.11 ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の日本国第6回国別報告
- 10.25 ・東海第二発電所廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定に関する日本原子力発電株式会社からの報告についての評価

- 11.1 ・三菱原子燃料株式会社（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可
- 11.8 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所におけるウラン粉末の漏えいに係る報告に対する評価及び今後の対応  
 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）（意見の聴取）  
 ・「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」の改訂
- 11.15 ・原子燃料工業株式会社東海事業所の加工の事業の変更許可申請（意見の聴取）  
 ・発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正  
 ・耐震設計に係る工認審査ガイドの一部改正
- 11.22 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（閣議請議）  
 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（閣議請議）  
 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等  
 ・廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド  
 ・原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等についての一部改正  
 ・原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等についての一部改正
- 11.29 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正  
 ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正  
 ・原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正  
 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正  
 ・実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドの一部改正
- 12.6 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請（NSRR原子炉施設等の変更）（意見の聴取）  
 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（閣議請議）  
 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（閣議請議）
- 12.13 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則  
 ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示  
 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示  
 ・登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について  
 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈  
 ・放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド  
 ・登録認証機関等に対する立入検査ガイド
- 12.20 ・原子燃料工業株式会社東海事業所（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可
- 12.27 ・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）
- 1.24 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正 ―内部溢水による管理区域外への漏えいの防止―  
 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正

- 1.31
  - ・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食に係る中国電力からの報告に対する評価及び今後の対応
  - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所6号機非常用ディーゼル発電機（A）の調速装置の故障に係る同社からの報告等に対する評価等
  - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の原子炉設置変更許可
  - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（NSRR原子炉施設等の変更）の原子炉設置変更許可
- 2.7
  - ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
  - ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
- 2.21
  - ・核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正　－飛散し又は漏えいするおそれのあるプルトニウム等の使用に係る措置－
  - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばくに係る報告に対する評価及び今後の対応
  - ・原子炉安全専門審査会の審査委員の任命
- 2.28
  - ・原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工の事業の変更許可申請（意見の聴取）
  - ・原子力規制委員会の取組
- 3.7
  - ・成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正（閣議請議）
  - ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）
  - ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
- 3.14
  - ・放射線審議会委員の任命
  - ・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令
  - ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則
- 3.20
  - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請（意見の聴取）
- 3.28
  - ・日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の認可
  - ・原子燃料工業株式会社熊取事業所（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可
  - ・平成30年度保安規定の遵守状況に関する検査等の重点方針
  - ・原子力規制委員会平成30年度重点計画

## 10. 事業者との意見交換の開催状況

### (1) 安全性向上に関する取組に係る経営責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
平成29年4月14日	九州電力株式会社
平成29年6月7日	関西電力株式会社
平成29年7月12日	北海道電力株式会社
平成29年7月31日	四国電力株式会社
平成29年9月6日	東北電力株式会社
平成29年10月4日	中国電力株式会社
平成29年11月22日	北陸電力株式会社
平成29年12月6日	中部電力株式会社
平成30年1月24日	日本原子力発電株式会社
平成30年3月7日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

### (2) 事業者特有の課題に関する経営責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者	主な意見交換の内容
平成29年7月10日	東京電力ホールディングス株式会社	原子力発電事業に取り組む姿勢について東京電力経営層と意見交換。その際、規制委員会より7つの基本的考え方を示し、文書による回答を要求。
平成29年8月30日	東京電力ホールディングス株式会社	7つの基本的考え方に対する回答について東京電力経営層と意見交換。
平成29年9月20日	東京電力ホールディングス株式会社	小早川東京電力社長を原子力規制委員会の場に呼び、回答文書等により約束した今後の取組を保安規定に明記する意向を確認。

### (3) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
平成29年4月6日	関西電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電気事業連合会
平成29年7月7日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、四国電力株式会社、電気事業連合会
平成29年11月9日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、九州電力株式会社、電気事業連合会
平成30年3月28日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電気事業連合会

## (4) 委員による原子力発電所等への訪問実績

	日程	目的	訪問先（発電所等）	訪問委員
1	平成 29 年 5 月 19 日	現地調査	四国電力伊方発電所	石渡委員
2	平成 29 年 5 月 26 日	現地調査	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	田中知委員
3	平成 29 年 6 月 2 日	現地視察	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、同核燃料サイクル工学研究所	田中知委員
4	平成 29 年 7 月 7 日	現地視察	関西電力高浜発電所	田中委員長
5	平成 29 年 7 月 18 日	現地視察	中部電力浜岡原子力発電所	更田委員
6	平成 29 年 7 月 21 日	現地視察	中国電力島根原子力発電所	伴委員
7	平成 29 年 7 月 24 日 ～25 日	現地視察	日本原燃六ヶ所再処理工場、東北電力東通原子力発電所	更田委員
8	平成 29 年 7 月 27 日 ～28 日	所長・所員の意識調査	東京電力柏崎刈羽原子力発電所	田中委員長、伴委員
9	平成 29 年 8 月 4 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所	更田委員、山中参事（現委員）
10	平成 29 年 8 月 9 日	現地視察	日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター	伴委員
11	平成 29 年 8 月 22 日	現地視察	関西電力大飯発電所	伴委員
12	平成 29 年 8 月 24 日	現地視察	日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター	田中知委員
13	平成 29 年 10 月 20 日	現地調査	関西電力高浜発電所	石渡委員
14	平成 29 年 10 月 27 日	現地視察	三菱原子燃料株式会社、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、同核燃料サイクル工学研究所	田中知委員
15	平成 29 年 11 月 6 日 ～7 日	現地視察	広島大学病院、長崎大学病院	伴委員
16	平成 29 年 11 月 13 日	現地調査	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	田中知委員
17	平成 29 年 11 月 16 日	現地調査	東北電力女川原子力発電所	山中委員
18	平成 29 年 11 月 17 日	現地調査	東北電力東通原子力発電所	石渡委員
19	平成 29 年 11 月 20 日 ～21 日	現地視察	福島県立医科大学附属病院、弘前大学医学部附属病院	伴委員
20	平成 29 年 12 月 18 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所	田中知委員
21	平成 29 年 12 月 22 日	現地視察	関西電力大飯発電所	更田委員長、山中委員
22	平成 30 年 1 月 13 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所、同福島第二原子力発電所	更田委員長
23	平成 30 年 2 月 11 日	現地視察	九州電力玄海原子力発電所	更田委員長、山中委員
24	平成 30 年 2 月 15 日	現地視察	関西電力大飯発電所	山中委員
25	平成 30 年 2 月 23 日	現地調査	九州電力玄海原子力発電所	山中委員
26	平成 30 年 3 月 16 日	現地視察	中部電力浜岡原子力発電所	田中知委員

## 1 1. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績

## (1) 平成 29 年度における地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
4月26日	鳥取県知事	長官
5月9日	敦賀市長ほか 22 市町村長・ 17 市町村議会議長（代理を含む）	次長
5月26日	福井県議会議長、静岡県議会副議長	長官
5月30日	愛媛県知事 愛知県議会議長	長官
5月30日	滋賀県副知事	次長
5月31日	島根県知事 島根県議会議長	長官
6月28日	鳥取県知事	長官
7月12日	松江市長	次長
7月14日	島根県知事	長官
7月20日	鳥取県知事	長官
7月20日	美浜町長	次長
11月8日	島根県知事	長官
11月10日	静岡県議会議長、福井県議会議長、新潟県議会議長、鹿児島県議会議長	長官
11月21日	滋賀県副知事	次長

## (2) 委員による現地における地元関係者との意見交換等の実施実績

日程	概要	参加者	対応委員
7月6～7日	原子力災害対策指針の基本的な考え方についての地元関係者との意見交換	福井県知事、高浜町長及び住民代表者、おおい町長、京都府副知事、舞鶴市長等	田中前委員長
12月14～15日	原子力規制委員会委員長の交代に伴う、福島県内関係自治体首長との意見交換	飯舘村長、川俣町長、伊達市長、南相馬市長、川内村長、葛尾村長、田村市長	更田委員長 田中前委員長
1月12～13日	原子力規制委員会委員長の交代に伴う、福島県内関係自治体首長との意見交換	檜葉町長、広野町長、いわき市長、富岡町長、大熊町長、双葉町長	更田委員長 田中前委員長
2月11日	原子力施設に関する規制上の諸問題についての地元関係者を交えた意見交換	佐賀県知事、玄海町長、唐津市長、松浦市長、平戸市長、壱岐市長 他 2 県 3 市の代表者	更田委員長 山中委員



## (3) 原子力規制庁職員による現地における地元関係者との意見交換等の実績

日程	開催地	会合等の名称	主な参加者
H29/8/7～9/7 (計6回)	青森県	原子力に関する意見交換会 (新郷村、田子町、今別町、鶴田町、七戸町、田舎館村)	住民等
H29/10/18	青森県	青森県原子力政策懇話会	有識者等
H30/3/22	青森県	青森県議会原子力・エネルギー対策特別委員会	県議会議員
H29/11/1	宮城県	女川原子力発電所2号機安全性に関する検討会	有識者
H29/5/17～H30/2/5 (計4回)	福島県	廃炉安全確保県民会議	住民、団体代表等
H29/5/29～ H30/1/23 (計3回)	福島県	労働者安全衛生対策部会	自治体、有識者
H29/5/29～9/29 (計3回)	福島県	廃炉・汚染水対策福島評議会	自治体、団体代表等
H29/6/16～ H30/3/26 (計4回)	福島県	廃炉安全監視協議会	自治体、有識者
H29/8/7～H30/2/19 (計4回)	福島県	楢葉町原子力施設監視委員会	有識者
H29/4/12～H30/3/7 (計12回)	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会	住民代表等
H30/3/28	新潟県	柏崎市議会 柏崎刈羽原子力発電所にかかわる調査特別委員会研修会(説明会)	市議会議員
H29/6/9	茨城県	首長懇談会	首長等
H29/7/19	茨城県	原子力施設における事故・故障等発生時の通報連絡訓練結果説明会	事業者等
H29/12/27	茨城県	茨城県地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会	首長、有識者
H30/3/29	茨城県	茨城県原子力審議会	首長、有識者等
H29/10/19	神奈川県	川崎市原子力施設安全対策会議	有識者
H29/6/21～ H30/3/15 (計4回)	静岡県	御前崎市原子力対策特別委員懇談会	市議会議員
H29/5/1～H30/1/26 (計4回)	石川県	赤住区委員会・安全推進連絡会合同会議	首長、住民代表等
H29/5/1、10/18	石川県	志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会	首長、住民代表等
H29/7/11～ H30/3/26 (計4回)	石川県	石川県原子力環境安全管理協議会	有識者、自治体等
H30/1/23	石川県	志賀町議会原子力対策特別委員会	首長等、町議会議員
H29/6/7～H30/3/8 (計5回)	福井県	福井県専門委員会	有識者
H29/7/21～ H30/3/28 (計4回)	福井県	福井県原子力環境安全管理協議会	県議会議員、首長、団体代表等
H29/9/22	福井県	福井県議会全員協議会	県議会議員

H30/3/20	福井県	高浜町議会原子力対策特別委員会	町議会議員
H30/3/29	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会	町議会議員、住民代表等
H30/3/29	福井県	原子力発電小浜市環境安全対策協議会	市議会議員、団体代表等
H29/8/31～ H30.2.28 (計3回)	京都府	京都府大飯発電所に係る地域協議会	首長等
H29/10/4～10/11 (計6回)	京都府	大飯発電所に係る京都府内の住民説明会 (京丹波町、京都市、南丹市、綾部市)	住民等
H29/6/1、11/28	滋賀県	滋賀県原子力安全対策連絡協議会	自治体、有識者等
H29/11/23	滋賀県	大飯発電所に係る滋賀県内の住民説明会 (高島市)	住民等
H29/7/26、 H30/3/16	大阪府	熊取町原子力問題対策協議会	町議会議員、住民代表等
H29/8/10	大阪府	泉佐野市原子力問題対策協議会	市議会議員、住民代表等
H29/5/2～H30/2/20 (計8回)	岡山県	保安検査結果説明会	自治体
H29/5/24、 H30/2/15	島根県	松江市議会島根原子力発電対策特別委員会	市議会議員
H29/5/25	島根県	出雲市、安来市、雲南市3市合同説明会 (協定)	市議会議員、首長等
H29/5/25	島根県	島根県議会総務委員会	県議会議員
H29/6/8	島根県	島根県原子力安全顧問会議	有識者、自治体、事業者
H29/6/8	島根県	島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会	自治体、市議会議員、首長、団体等
H29/6/8、H30/3/27	島根県	松江市原子力発電所環境安全対策協議会	市議会議員、団体、住民代表等
H29/5/19	鳥取県	鳥取県議会全員協議会	県議会議員
H29/5/26	鳥取県	鳥取県原子力安全対策合同会議	首長、有識者等
H29/5/29～ H30/2/19 (計4回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境調査技術連絡会	自治体、事業者等
H29/7/18～H30/2/2 (計3回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会	有識者
H29/8/1、H30/3/20	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会	有識者
H29/8/31、 H30/3/20	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会	首長、自治体、有識者等
H29/7/18、 H30/1/25	佐賀県	佐賀県原子力環境安全連絡会議	首長、住民代表等
H29/5/26～ H30/2/16 (計4回)	鹿児島県	薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会	首長、市議会議員、住民代表等
H29/8/18、H30/2/6	鹿児島県	原子力安全対策連絡協議会	首長等
※表に記載のもの以外にも、関係道府県においては、地域原子力防災協議会作業部会や放射線監視・モニタリングに関する委員会等が適宜開催されており、原子力規制庁職員が参加している。			

## 12. 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成29年度内部監査の結果及び改善状況について

原子力規制委員会マネジメント規程第36条に基づき、平成29年度、2部署及び1テーマについて対して内部監査を実施した。

平成29年度内部監査の結果、「要改善事項」に該当するものはなかったが、「改善が望ましい事項」が5件、部・グループの横断的な課題が6件及び教訓とすべき事例が2件抽出された。このほか、「良好事例」が6件抽出された。

### ○監査における抽出事項の区分

区 分	内 容
要改善事項 R : Recommendation	原子力規制委員会マネジメント規程第38条の要改善事項に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に違反しているもの又は違反に至るおそれがあるもの</li> <li>・個別業務要求事項を満たしていないもの</li> <li>・マネジメント推進責任者（監査・業務改善推進室長）が必要と判断するもの</li> </ul>
改善が望ましい事項 S : Suggestion	業務の有効性及び適切性等のために、今後の改善が望ましい事項
横断的課題 S' : Suggestion	被監査部署だけでなく、部・グループあるいは全庁的な課題として改善を提案したもの
教訓とすべき事例 L : Lesson	被監査部署以外においても教訓とすべき事例
良好事例 GP : Good Practice	被監査部署以外においても参考とすることが望ましい事例

**(1) 監査対象部署：長官官房制度改正審議室**

○制度改正審議室は、IRRS 課題のうち法改正による対応を検討するためのプロジェクトチームである。

○法施行の準備や職員の能力強化に向けて、改善が望ましい事項(S)を抽出し、改善を提言した。

改善が望ましい事項	関係部署における改善状況
<p><b>S1</b></p> <p>法令改正の経緯など基礎資料について、今後の担当部署に適切に移管するとともに、法制執務での利用の観点から全庁的な情報共有等の配慮を検討すること</p>	<p><b>【制度改正審議室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料は、平成 29 年 7 月に検査監督総括課に移管した。</li> <li>・法令改正の経緯などについて原子力安全規制セミナーで説明し、当該資料は職員用のポータルページに掲載した。</li> </ul>
<p><b>S2</b></p> <p>法案とりまとめ時の庁内説明会の開催に終わらせず、勉強会等を工夫し、規制庁職員への法制執務等の経験ノウハウの蓄積と伝承を図ること</p>	<p><b>【法規部門】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令審査や入庁者の研修等において、法規部門から担当課に対して、法改正の経験を踏まえた指導や助言を行うことにより、ノウハウの蓄積と伝承を図っている。</li> </ul>

○法案のとりまとめや国会審議の対応について、原子力規制委員会・規制庁にとって初めての経験として将来に伝える、良好事例 (GP)、教訓とすべき事例 (L) を抽出し、庁内に周知。

**GP 3 件**：制度検討から法案作成・国会審議までを短期間（約 1 年）で達成したプロセス管理 等

**L 2 件**：法令執務に熟達した職員が少ない状況を法令チーム編成等による工夫で克服 等

**(2) 監査テーマ：原子力規制事務所の業務管理等の改善**

- 原子力規制事務所は、検査業務、防災業務に加え、平成 29 年 7 月の組織改編により、モニタリング業務も担っている。
- 東通及び伊方原子力規制事務所を現地調査し、良好事例（GP）及び改善が望ましい事項（S）を抽出した。

**東通原子力規制事務所**

GP 1 件：地域性も考慮した事務所独自の業務マニュアル等の整備

**伊方原子力規制事務所**

GP 1 件：近隣の自治体（愛媛県、八幡浜市、伊方町）との日頃からの良好なコミュニケーション・信頼関係の醸成

改善が望ましい事項 (伊方原子力規制事務所)	関係部署における改善状況
S3 検査業務の巡視点検において、日々の状況に対応した重点項目等の変更に留意し、検査官の育成を図ること	【伊方原子力規制事務所】 通常の巡視ルートを中心に日々の状況に応じて柔軟に巡視ルート変更も実施するとともに、OJT の内容にも反映させ、エスコートフリーの検査官の育成を強化しているところ。

- 原子力規制事務所共通のマネジメント上の課題を抽出し、規制庁本庁における支援方策を横断的課題(S')として抽出、改善を提言した。

横断的課題（事務所共通の課題に対する本庁の支援強化）	関係部署における改善状況
S'1 及び S'2 新検査制度の運用開始に向け、事務所職員が受講しやすいように、本庁において、研修の実施方法の検討（S'1）や、業務ローテーションの効率化を工夫（S'2）すること	【原子力安全人材育成センター】 ・引き続き、原子力規制事務所のスケジュールも考慮し、研修計画を策定するとともに、必要に応じ研修実施方法の検討も行っていく。  【検査グループ、総務課地方班】 ・原子力規制事務所の業務の合理化や本庁からの職員派遣等による支援について検討を開始した。

横断的課題（事務所共通の課題に対する本庁の支援強化）	関係部署における改善状況
<p>S'3 及び S'4</p> <p>事務所職員の情報収集や自己研鑽を支援すべく、本庁において現場のニーズや関心を踏まえて、意見交換や情報提供を工夫（S'3）や、事務所に必要な参考図書等の充実を図る（S'4）こと</p>	<p>【原子力規制部、原子力安全人材育成センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のニーズの聴取を強化する。これに基づき、必要な内容について職員用のポータルページ等を活用し、原子力規制事務所に提供していく。</li> </ul> <p>【原子力安全人材育成センター、総務課地方班、会計部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査官等の新たな資格制度で要求される知識等を踏まえ、原子力規制事務所に配布すべき文献等の検討を行っていく。この際に、併せて原子力規制事務所のニーズの聴取も行う。</li> </ul>
<p>S'5</p> <p>事務所が複数の業務を少人数体制の中で効果的・効率的に実施できるよう、本庁において、関係部署間の統括調整機能の強化等について早急に検討を開始すること</p>	<p>【総務課及び関係部署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方事務所の業務の統括調整機能について、庁内関係者で現状の認識を共有し、改善に向けて検討を開始した。</li> </ul>

### （3）監査対象部署：原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

○原子力規制部は、平成 29 年 7 月に、審査グループと検査グループに再編され、実用炉監視部門も新しく設置されたばかりである。

○新検査制度も念頭に、改善が望ましい事項(S)を抽出し、改善を提言した。

改善が望ましい事項	関係部署における改善状況
<p>S4</p> <p>審査グループが旧組織の要改善事項等マネジメントに関する文書管理を引き継ぐだけでなく、検査グループにおいても、必要な知見の引継ぎや情報の共有を図ること</p>	<p>【実用炉監視部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用炉監視部門に必要な文書や知見について、再度検討している。必要に応じて、審査グループから文書の移管等を行う。</li> </ul>
<p>S5</p> <p>新検査制度に向けて、新たに試行している毎日の TV 会議等を活用し、原子力規制事務所からの意見の吸い上げなどコミュニケーションの向上を図ること</p>	<p>【実用炉監視部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項に留意しつつ、原子力規制事務所とのコミュニケーションを充実させていく。</li> </ul>

○組織改編後、設置間もない新しい組織の取組として、良好事例（GP）を抽出し、庁内に

周知した。

GP 1件：管理職自らの米国 NRC 派遣体験も活かしたリーダーシップで TV 会議の試行など新しい意欲的な取組を開始

○実用炉監視部門の監査を踏まえ、関係部署に対して改善を提言した。

横断的課題	関係部署における改善状況
(2) の S'2 と同じ 新検査制度の運用開始に向け、事務所職員が受講しやすいように、本庁において、業務ローテーションの効率化を工夫すること	S'2 の欄を参照
(2) の S'3 と同じ 事務所職員の情報収集や自己研鑽を支援すべく、本庁において現場のニーズや関心を踏まえて、意見交換や情報提供を工夫 (S'3) すること	S'3 の欄を参照
S'6 透明性確保方針に基づく事業者等との面談に関して情報整理等の事務処理に煩瑣な面があり、一部職員に過大な負担となっている状況に対し、事務処理の合理化を検討すること	【総務課】 ・透明性確保方針の運用について、現状確認及び合理化の検討を開始した。

### 1 3. 平成 29 年度における異議申立て等の対応実績

	不服申立て	決定日	決定内容
1	高浜発電所 4 号機の工事の計画の認可処分に係る異議申立て	平成 29 年 5 月 24 日	棄却
2	伊方発電所 3 号機の工事の計画の認可処分に係る異議申立て	平成 29 年 5 月 24 日	棄却

## 第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

### 1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

#### (1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆる条約プロセス）を行っている。

##### （原子力安全条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成 25 年 8 月	日本国第 6 回国別報告書の提出
平成 26 年 3 月～4 月	原子力安全条約第 6 回締約国会合（参加者：大島委員他）
平成 28 年 8 月	日本国第 7 回国別報告書の提出
平成 29 年 3 月～4 月	原子力安全条約第 7 回締約国会合（参加者：伴委員他）

#### (2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、関係機関（外務省、経済産業省等）とともに本条約に定められた国別報告の作成に加え、締結国間の国別報告書のピア・レビュー等を行っている。

##### （合同条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成 26 年 10 月	日本国第 5 回国別報告書の提出
平成 27 年 5 月	合同条約第 5 回締約国会合（参加者：田中知委員他）
平成 29 年 10 月	日本国第 6 回国別報告書の提出



### (3) 原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及びIAEAに通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国会合（権限当局会合）は2年ごとに開催され、直近では、平成28年6月に締約国会合が開催され、外務省とともに原子力規制庁職員も参加した。

### (4) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び同条約の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成28年5月に本条約の改正が発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設に拡大された。

この条約に関連して、平成28年11月30日から12月2日までIAEAにおいて条約締約国の関係当局による技術会合が開催され、原子力規制庁職員が参加した。同会議では、核物質防護条約の改正の発効後の運用について、条約締約国間の情報交換が行われた。

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を採るための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

## 2. 国際機関等の下での連携

### (1) 国際原子力機関（IAEA）

原子力の平和利用を進めることを目的に、国連主導の下に1957年に設立された国際機関（加盟国169か国（平成29年12月時点））。ウィーンに事務局を定め、現在、天野事務局長が長を務めている。また、総会（年1回開催）等が開催され、平成29年の総会では我が国は内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）を政府代表として、原子力規制委員長を含む政府代表団が参加した。

IAEAの原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA安全基準の策定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

常設委員会である安全基準委員会（CSS:Commission on Safety Standards）では、安全基準文書の検討が行われており、原子力規制委員会もCSS及び下部委員

会の活動等に積極的に参画している。

また、IAEA の常設の諮問会議である国際原子力安全諮問グループ (INSAG:International Nuclear Safety Group。山中原子力規制委員が同グループの委員。)、核セキュリティ諮問グループ (AdSec:Advisory Group on Nuclear Security。田中知原子力規制委員が同グループの委員) などに参画し、国際的な専門家として IAEA を通じた国際貢献を行っている。

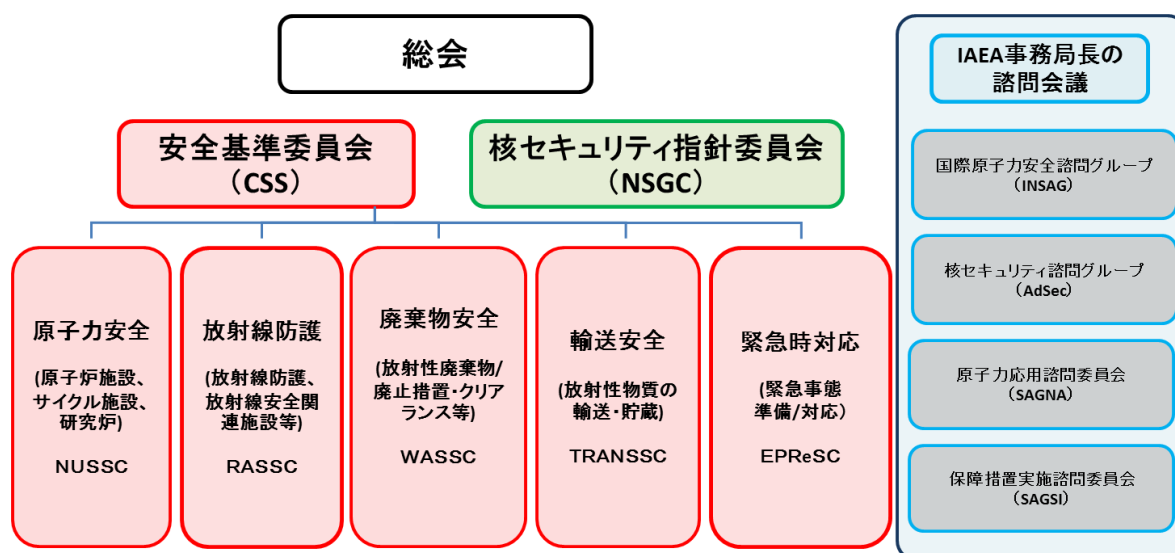


図 iv 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

また、IAEA の下での規制機関間の協力枠組みである規制協力フォーラム (RCF:Regulatory Cooperation Forum。総会、運営委員会及びサポートミーティング (それぞれ年 1 回) 等が開催。) やアジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであるアジア原子力安全ネットワーク (ANSN:Asia Nuclear Safety Network。運営会議 (年 2 回) 及び自己評価調整グループ (SACG:Self-Assessment Coordination Group) (年 2 回程度) 等が開催。我が国は運営会議の副議長及び SACG の議長・副議長を務めている。) を通じた世界全体の原子力安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、IAEA の共同プロジェクトを通じた技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

## (原子力規制委員会が参画する主な IAEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
ISSC-EBP	外的事象に係る IAEA 安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
FUMAC	LOCA 時の燃料挙動モデルの検討を行う。
IGALL	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイドダンスを策定する。
IAEA との海洋モニタリングに関する協カプロジェクト	福島県沿岸海域で実施している海洋モニタリングについて、IAEA と共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較を行う。

さらに、IAEA は、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューである IRRS をはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを、また平成 27 年 2 月に核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行う IPPAS ミッションを受け入れた。

## (2) 経済協力開発機構／原子力機関 (OECD/NEA)

1958 年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会 (年 2 回開催) において審議される (加盟国 33 か国 (平成 29 年 10 月現在)、マグウッド事務局長)。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる OECD/NEA の特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動 (福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた OECD/NEA 加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等) などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会 (CNRA)、原子力施設安全委員会 (CSNI)、放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH)、放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) 及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図 v 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参加し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

(原子力規制委員会が参加する主な OECD/NEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
MDEP/PG	新型炉の設計評価、規格基準、検査等について多国間で議論を行い、新型炉の安全規制に関する規制経験の共有等を目的としたプログラムである。
HEAF	高エネルギーアーク損傷 (HEAF : High Energy Arcing Fault) の発生及び進展のメカニズムを解明するための試験を実施する。
BSAF	東京電力福島第一原子力発電所事故の原因、環境への放射性物質放出に至った要因・経路等の分析及び事故進展解析コードを用いた SA 現象のベンチマーク解析を行う。
HYMERES	重大事故時に格納容器内で発生する水素の挙動に関する試験、解析等を行う。

### (3) 国際原子力規制者会議 (INRA)

主要原子力利用先進国 (日、米、仏、英、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国) の規制機関のトップが、自由かつ率直にその時々の課題について意見交換する場として、年 2 回開催。

(INRA への参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 25 年 5 月	田中委員長、更田委員
平成 25 年 9 月	田中委員長
平成 26 年 4 月	田中委員長
平成 26 年 9 月	田中委員長
平成 27 年 5 月	田中委員長
平成 27 年 9 月	安井技術総括審議官
平成 28 年 5 月	田中 (知) 委員
平成 28 年 9 月	田中委員長
平成 29 年 5 月	安井長官
平成 29 年 9 月	安井長官

**(4) 西欧原子力規制者会議 (WENRA)**

WENRA は、欧州各国の規制機関の長により構成される会議体であり、ヨーロッパ域内の原子力安全情報の共有促進、ヨーロッパの原子力安全規制機関の長とのネットワークとして機能することが目的（加盟国 18 か国、オブザーバー国 11 か国（平成 28 年 10 月現在））。年 2 回、春と秋に総会が開催される。原子力規制委員会は、平成 28 年 10 月より正式にオブザーバー参加している。

**(WENRA への参加実績)**

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 28 年 4 月	清水長官
平成 28 年 10 月	伴委員
平成 29 年 4 月	伴委員
平成 29 年 10 月	平野地域連携推進官

**(5) 日中韓上級規制者会合 (TRM)**

平成 20 年度から中国環境保護部・国家核安全局(MEP/NNSA)、韓国原子力安全セキュリティ委員会(NSSC)との間で日中韓上級規制者会合を年 1 回、議長持ち回りで開催している。また、TRM の下での 3 つのワーキンググループ（情報交換ワーキンググループ、緊急時対応ワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループ）において情報交換等を行っている。その他、より技術的内容を取り扱う専門家会合である TRM Plus について、平成 25 年度から TRM 会合と合わせて毎年開催している。

**(TRM の開催・参加実績)**

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 24 年 11 月	大島委員
平成 25 年 11 月	大島委員
平成 26 年 9 月	田中委員長、大島委員
平成 27 年 10 月	伴委員
平成 28 年 11 月	清水長官
平成 29 年 12 月	山中委員

### 3. 二国間協力について

原子力規制委員会は、下記 12 か国（13 機関）と協力実施や規制情報交換に関する取決め・覚書を取り交わし、米国原子力規制委員会（NRC。年 2 回の二国間会合（ステアリングコミッティー）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）や仏国原子力安全規制機関（ASN。年 1 回の二国間会合（規制当局間会合）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）をはじめとする海外規制機関との情報・意見交換を実施している。

（原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関（平成 29 年度 3 月末時点））

- ・米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）
- ・米国エネルギー省（DOE）
- ・仏国原子力安全規制機関（ASN）
- ・ロシア原子力規制機関（RTN）
- ・カナダ原子力安全委員会（CNSC）
- ・英国原子力規制機関（ONR）
- ・スウェーデン放射線安全機関（SSM）
- ・独国連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB）
- ・スペイン原子力安全委員会（CSN）
- ・フィンランド放射線・原子力安全庁（STUK）
- ・リトアニア原子力安全検査規制当局（VATESI）
- ・トルコ原子力庁（TAEK）
- ・ベトナム原子力・放射線安全庁（VARANS）

## 第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）

## 1. 実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合に 諮った 件数	現地 調査 の回 数	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	3	—	—
	泊発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	4	—	—
	◆泊発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年12月18日	—	—	—
東北電 力 (株)	女川原子力発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月27日	21	1	—
	東通原子力発電所 (1号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年6月10日	5	1	—
東京電 力ホー ルディ ングス (株)	柏崎刈羽原子力発 電所 (6・7号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年9月27日	12	—	設置変更許可 平成29年12月27日
	◆柏崎刈羽原子力 発電所 (1・6・7号炉)	設置変更 平成26年12月15日	—	—	—
中部電 力 (株)	浜岡原子力発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年6月16日	6	1	—
	浜岡原子力発電所 (4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更	8	1	—

		平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日 (※1)			
北陸電力 (株)	志賀原子力発電所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 8 月 12 日	3	—	—
関西電力 (株)	大飯発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	6	—	設置変更許可 平成 29 年 5 月 24 日 工事計画認可 (3,4 号 炉) 平成 29 年 8 月 25 日 保安規定変更認可 平成 29 年 9 月 1 日
	高浜発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	2	—	設置変更許可 平成 27 年 2 月 12 日 工事計画認可 (3 号炉) 平成 27 年 8 月 4 日 工事計画認可 (4 号 炉) 平成 27 年 10 月 9 日 保安規定変更認可 平成 27 年 10 月 9 日
	◆高浜発電所 (3・4 号炉)	設置変更 平成 26 年 12 月 25 日	—	—	設置変更許可 平成 28 年 9 月 21 日
	高浜発電所 (1・2 (3・4) 号 炉)	設置変更 平成 27 年 3 月 17 日 工事計画 平成 27 年 7 月 3 日	1	—	設置変更許可 平成 28 年 4 月 20 日 工事計画認可 (1,2 号炉) 平成 28 年 6 月 10 日
関西電力 (株)	◆高浜発電所 (1・2 (3・4) 号 炉)	設置変更 平成 28 年 12 月 22 日 工事計画 (※3) 平成 30 年 3 月 8 日	7	1	設置変更許可 平成 30 年 3 月 7 日
	美浜発電所 (3 号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 17 日	—	—	設置変更許可 平成 28 年 10 月 5 日 工事計画認可



		工事計画 平成 27 年 11 月 26 日			平成 28 年 10 月 26 日
中国電力 (株)	島根原子力発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 12 月 25 日	7	—	—
	◆島根原子力発電所 (2号炉)	設置変更 平成 28 年 7 月 4 日	—	—	—
四国電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	5	—	設置変更許可 平成 27 年 7 月 15 日 工事計画認可 平成 28 年 3 月 23 日 保安規定変更認可 平成 28 年 4 月 19 日
	◆伊方発電所 (3号炉)	設置変更 平成 28 年 1 月 14 日 工事計画 (※3) 平成 29 年 12 月 7 日 平成 30 年 3 月 16 日	7	1	設置変更許可 平成 29 年 10 月 4 日
九州電力 (株)	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 12 日	7	—	設置変更許可 平成 29 年 1 月 18 日
	川内原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	2	—	設置変更許可 平成 26 年 9 月 10 日 工事計画認可 (3号炉) 平成 29 年 8 月 25 日 工事計画認可 (4号炉) 平成 29 年 9 月 14 日 保安規定変更認可 平成 29 年 9 月 14 日 工事計画認可 (1号炉) 平成 27 年 3 月 18 日 工事計画認可 (2号炉) 平成 27 年 5 月 22 日 保安規定変更認可

					平成 27 年 5 月 27 日
九州電力 (株)	◆川内原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更  平成 27 年 12 月 17 日 工事計画 (1号炉) (※3) 平成 29 年 5 月 24 日 平成 29 年 8 月 8 日 平成 30 年 3 月 9 日 工事計画 (2号炉) (※3) 平成 29 年 7 月 10 日 平成 29 年 8 月 8 日 平成 30 年 3 月 9 日	3	—	設置変更許可 平成 29 年 4 月 5 日
	◆玄海原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更 平成 29 年 12 月 20 日	3	1	—
日本原子力発電 (株)	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 5 月 20 日	53	—	—
	敦賀発電所 (2号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 11 月 5 日	1	—	—
電源開発 (株)	大間原子力発電所 (※2)	設置変更 工事計画 平成 26 年 12 月 16 日	7	—	—

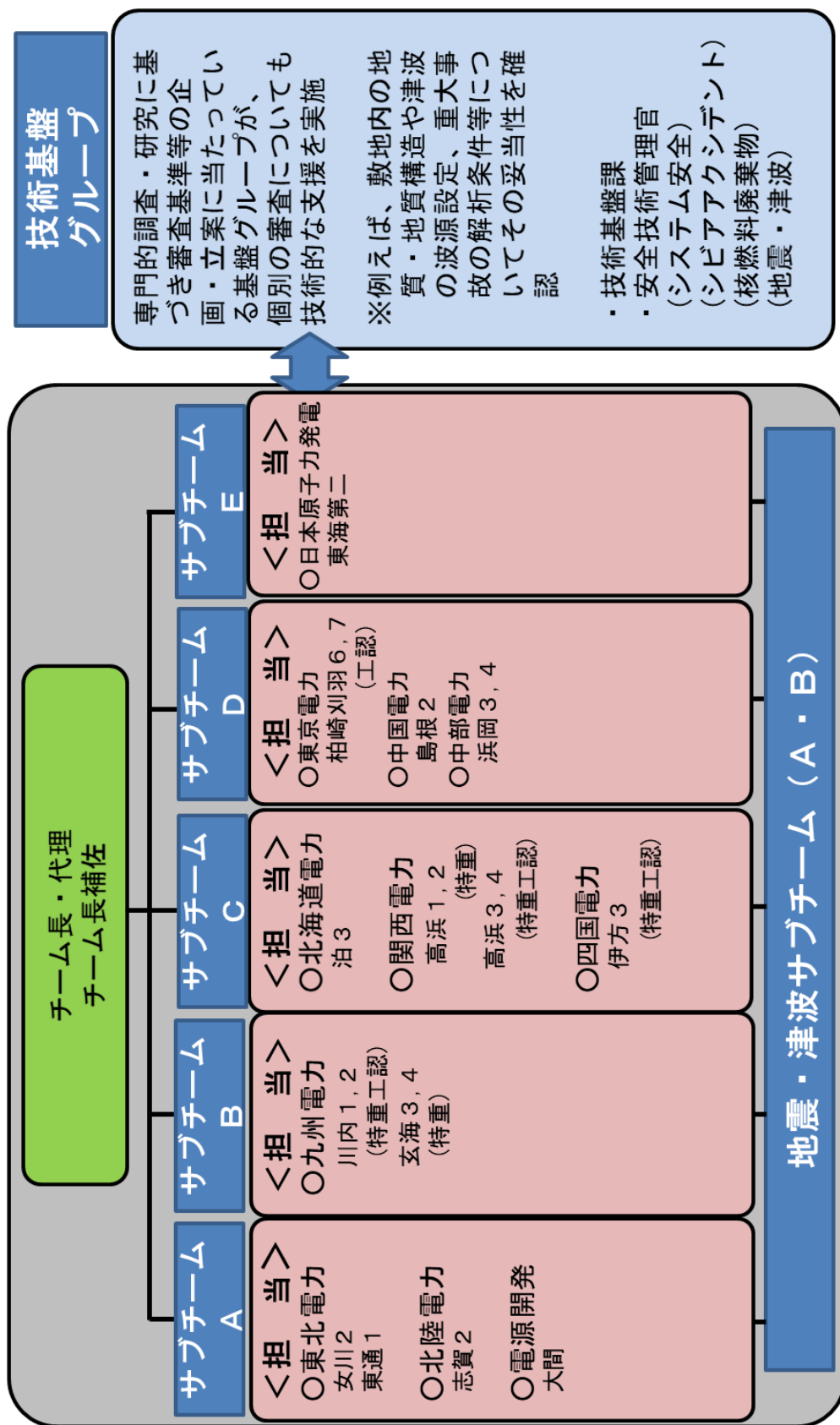
- ・ 1 度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・ 審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・ 審査会合及び現地調査の回数は、平成 29 年度に実施した回数を記載している。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

- ※1：平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。
- ※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。
- ※3：工事計画の申請が分割申請となっているもの。

## 2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査の体制について

➤ 「新基準適合性審査チーム」を設置し、技術基盤グループからの支援を得つつ審査を実施。



## 3. 主な原子力施設の検査状況

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

北海道電力株式会社 泊発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中。		
	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 23 年 4 月 22 日～(実施中)
	第 2 号機	平成 23 年 8 月 26 日～(実施中)
	第 3 号機	平成 24 年 5 月 5 日～(実施中)
保安検査	第 1 回	平成 29 年 5 月 29 日～6 月 9 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 29 年 8 月 28 日～9 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 29 年 11 月 27 日～12 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 30 年 2 月 19 日～3 月 2 日 検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中。		
	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 23 年 2 月 6 日～(実施中)
	保安検査	
保安検査	第 1 回	平成 29 年 5 月 29 日～6 月 9 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 29 年 8 月 28 日～9 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 29 年 11 月 27 日～12 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 30 年 2 月 19 日～3 月 2 日 検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中。		
	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 23 年 9 月 10 日～(実施中)
	第 2 号機	平成 22 年 11 月 6 日～(実施中)
	第 3 号機	平成 23 年 9 月 10 日～(実施中)
保安検査	第 1 回	平成 29 年 5 月 29 日～6 月 9 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 29 年 8 月 28 日～9 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 29 年 11 月 27 日～12 月 8 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 30 年 2 月 19 日～3 月 2 日 検査結果取りまとめ中。

## 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付け、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付けで廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日 ～ (実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日 ～ (実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項	
実施計画に定める発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該発電用原子炉施設の性能について行う検査	施設定期検査	平成29年 8月 10日～12月 14日	検査結果：良	
	実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	第1回	平成29年 5月 25日 ～ 6月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第2回	平成29年 8月 25日 ～ 9月 7日	実施計画違反（監視）を確認。
		第3回	平成29年 11月 24日 ～ 12月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第4回	平成30年 3月 2日 ～ 3月 15日	検査結果取りまとめ中。

事故・故障等	・保安検査期間外においても実施計画違反（監視）を確認した。
--------	-------------------------------

## 東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	(停止中)
	第2号機	(停止中)
	第3号機	(停止中)
	第4号機	(停止中)
保安検査	第1回	平成29年 6月 7日～6月20日
	第2回	平成29年 9月 4日～9月15日
	第3回	平成29年12月4日～12月15日
	第4回	平成30年 2月19日～3月 2日

第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている(法に基づく定期検査実施時期変更承認済)。

安全上、特段留意すべき事項なし。  
保安規定違反(監視)を確認。  
安全上、特段留意すべき事項なし。  
検査結果取りまとめ中。

## 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 8月 6日～(実施中)
	第2号機	平成19年 2月19日～(実施中)
	第3号機	平成19年 9月19日～(実施中)
	第4号機	平成20年 2月11日～(実施中)
	第5号機	平成24年 1月25日～(実施中)
	第6号機	平成24年 3月26日～(実施中)
保安検査	第7号機	平成23年 8月23日～(実施中)
	第1回	平成29年 5月29日～6月9日
	第2回	平成29年 9月 4日～9月15日
	第3回	平成29年11月27日～12月8日
第4回	平成30年 2月13日～3月 1日	検査結果取りまとめ中。

第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。

安全上、特段留意すべき事項なし。  
安全上、特段留意すべき事項なし。  
安全上、特段留意すべき事項なし。  
検査結果取りまとめ中。

その他 保安検査期間外において、第6号機サービス建屋の換気空調補機常用冷却水系冷凍機における計装品点検の一部未実施を確認し、保安規定違反(監視)と判定した。

## 日本原子力発電株式会社 東海発電所

廃止措置中(原子炉領域以外の撤去中)。

	実施期間	結果 / 特記事項
保安検査	第1回	平成29年 5月15日～5月19日
	第2回	平成29年 7月31日～8月 4日
	第3回	平成29年11月6日～11月10日
	第4回	平成30年2月13日～2月16日

安全上、特段留意すべき事項なし。  
安全上、特段留意すべき事項なし。  
安全上、特段留意すべき事項なし。  
検査結果取りまとめ中。

その他 保安検査期間外において、データ分析から予防処置へのプロセスの記載不備を確認し、保安規定違反(監視)と判定した。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		平成 23 年 5 月 21 日 ~ (実施中)	
	第 1 回	平成 29 年 5 月 29 日 ~ 6 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 29 年 8 月 28 日 ~ 9 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 29 年 12 月 4 日 ~ 12 月 15 日	保安規定違反 (監視) を確認。
第 4 回	平成 30 年 2 月 19 日 ~ 3 月 2 日	検査結果取りまとめ中。	

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所			
対象期間において、第 1、2 号機は、廃止措置中 (原子炉領域周辺設備解体撤去期間中)、第 3~5 号機は停止中。			
(第 1、2 号機 (廃止措置中))			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第 1 回	平成 29 年 8 月 24 日、29 日 ~ 31 日、 9 月 5 日 ~ 8 日、13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第 2 回	平成 30 年 2 月 20 日、23 日、24 日、 3 月 2 日 ~ 10 日	検査結果取りまとめ中。	
(第 3~5 号機)			
施設 定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日 ~ (実施中)	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日 ~ (実施中)	
	第 1 回	平成 29 年 6 月 1 日 ~ 6 月 16 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 29 年 8 月 28 日 ~ 9 月 15 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 29 年 11 月 21 日 ~ 12 月 8 日	保安規定違反 (監視) を確認。
第 4 回	平成 30 年 2 月 13 日 ~ 3 月 2 日	検査結果取りまとめ中。	
その他	保安検査期間外の平成 29 年 4 月 20 日、中部電力株式会社から第 4 号機において非常用ガス処理系 (以下「SGTS」という。) と不活性ガス系の境界部に設置されている隔離弁が取り外され系統配管の一部が開放されたままとなっていることが判明した旨の連絡があり、平成 28 年 10 月 12 日に運転上の制限として SGTS2 系列が動作可能であることが要求される照射された燃料に係る作業を実施していた事案について、保安規定第 51 条 (非常用ガス処理系) の規定に対する保安規定違反 (違反 2) に該当すると判断した。		

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
	第1回	平成29年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年2月27日～3月10日	検査結果取りまとめ中。
その他	保安検査期間外において、保安教育の一部有効期間後の実施を確認し、保安規定違反(監視)と判定した。		

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所			
対象期間において、第1号機は平成29年4月19日から廃止措置中(原子炉本体等解体準備期間中)、第2号機は停止中。			
(第1号機(廃止措置中))			
施設 定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
(第2号機)			
定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
	第1回	平成29年5月25日～6月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月28日～9月15日	保安規定違反(監視)を確認。
	第3回	平成29年11月27日～12月15日	保安規定違反(監視)を確認。
	第4回	平成30年2月13日～2月28日	検査結果取りまとめ中。



## 関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、第1号機及び第2号機は平成29年4月19日から廃止措置中（解体準備期間中）。第3号機は停止中。

(第1、2号機（廃止措置中）)

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成30年1月15日～（実施中）	
	第2号機	平成30年1月12日～（実施中）	
保安検査	第1回	平成29年5月29日、6月2日、7日、9日、13日、15日、16日	安全上、特段留意すべき事項なし。 第2回以降は、第3号機と合同で実施。

(第3号機)

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第3号機	平成23年5月14日～（実施中）	
	第3号機	平成30年1月15日～（実施中）	
使用前 検査 保安検査	第1回	平成29年5月29日～6月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月28日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年12月4日～12月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年2月23日～3月9日	検査結果取りまとめ中。

## 関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第1,2,4号機が停止中。第3号機は平成30年3月14日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成22年12月10日～（実施中）		
	第2号機	平成23年12月16日～（実施中）		
	第3号機	平成25年9月2日～（実施中）		
	第4号機	平成25年9月15日～（実施中）		
使用前 検査	第3号機	平成29年9月11日～（実施中）		
	第4号機	平成29年9月14日～（実施中）		
保安検査	第1回	平成29年5月29日～6月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成29年8月28日～9月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成29年10月16日～11月2日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第4回	平成30年2月8日～2月14日	検査結果取りまとめ中。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）			
		平成30年2月8日～2月14日	検査結果取りまとめ中。	
		平成30年2月13日～2月20日	検査結果取りまとめ中。	
		平成30年3月28日	検査結果取りまとめ中。	

## 関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、第1,2号機が停止中、第3号機は平成29年5月17日に原子炉起動、第4号機は平成29年6月6日に原子炉起動。

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年1月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年11月25日～(実施中)	
	第3号機	平成28年12月9日～ 平成29年7月4日	検査結果：良
	第4号機	平成23年7月21日～ 平成29年6月16日	検査結果：良
使用前 検査	第1号機	平成28年11月14日～(実施中)	
	第2号機	平成28年11月14日～(実施中)	
	第3号機	平成27年8月17日～ 平成28年2月26日	検査結果：合格
	第4号機	平成27年10月21日～ 平成29年6月16日	検査結果：合格
保安検査	第1回	平成29年5月29日～6月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成29年5月12日～5月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年5月16日～5月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年6月1日～6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年4月27日～6月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年6月19日～6月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		平成29年4月27日～5月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年5月2日～5月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年5月12日～5月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年4月27日～6月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年6月19日～6月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月28日～9月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成29年7月25日～8月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		平成29年7月27日～8月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年11月27日～12月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成29年10月30日～12月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		平成29年10月30日～12月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年2月26日～3月9日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成30年1月16日～1月22日	検査結果取りまとめ中。
		平成30年1月31日～3月30日	検査結果取りまとめ中。
	平成30年3月31日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)			
	平成30年1月31日～1月22日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年1月31日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年3月22日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	

中国電力株式会社 島根原子力発電所			
対象期間において、第1号機は平成29年4月19日から廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2号機及び第3号機は停止中。			
(第1号機（廃止措置中）)			
施設 定期 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成30年1月18日～（実施中）	
	第1回	平成29年5月15日～5月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
(第2回以降は、第2、3号機と合同で実施。)			
(第2、3号機)			
定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第2号機	平成24年 1月27日～（実施中）	
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第1回	平成29年 5月29日～6月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年 8月28日～9月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年 11月27日～12月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年 2月19日～3月2日	検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所			
対象期間において、第1号機は、平成29年6月28日から廃止措置中（解体工事準備期間中）、2号機は停止中、第3号機は平成29年10月3日に原子炉停止。			
(第1号機（廃止措置中）)			
施設 定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成29年2月16日申請書受理	
(第2、3号機)			
定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第2号機	平成24年 1月13日～（実施中）	
	第3号機	平成29年 10月 3日～（実施中）	
使用前 検査	第3号機	平成28年 4月 5日～ 平成28年 9月 7日	検査結果：合格
保安検査	第1回	平成29年 5月 8日～5月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成28年 6月23日～6月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成28年 7月12日～7月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成29年 9月12日～9月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年 7月28日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年 8月21日～9月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年 11月20日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成29年 9月29日～10月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年 10月6日～10月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年 10月13日～10月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年 10月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。

	第4回	平成30年2月20日～3月8日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年2月9日～2月19日	検査結果取りまとめ中。
		平成30年2月26日～3月23日	検査結果取りまとめ中。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年7月5日に第3号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同月10日に復帰。</li> <li>平成29年11月6日に第3号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日中に復帰。</li> </ul>		

九州電力株式会社 玄海原子力発電所			
対象期間において、第1号機は平成29年4月19日から廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2～4号機は停止中。			
(第1号機（廃止措置中）)			
施設 定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成23年12月1日～（実施中）	
(第2～4号機)			
定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第2号機	平成23年1月29日～（実施中）	
	第3号機	平成22年12月11日～（実施中）	
使用前 検査	第4号機	平成23年12月25日～（実施中）	
	第3号機	平成29年9月11日～（実施中）	
	第4号機	平成29年10月23日～（実施中）	
保安検査	第1回	平成29年5月22日～6月9日	保安規定違反（監視）を2件確認。
	第2回	平成29年8月21日～9月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年10月31日～11月24日	保安規定違反（監視）を2件確認。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成29年11月30日～12月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		平成29年11月30日～12月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年2月14日～3月2日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年2月15日～2月22日	検査結果取りまとめ中。
	平成30年2月21日～3月2日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年3月6日～3月14日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年1月31日～3月28日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）			
	平成30年1月31日～3月28日	検査結果取りまとめ中。	

## 九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、第1号機は平成30年1月29日に原子炉停止、第2号機は運転中。

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成30年 1月29日～(実施中)	
	第2号機	平成28年12月16日～ 平成29年 3月24日	検査結果：良
使用前 検査	第1号機	平成27年 3月30日～9月10日	検査結果：合格
	第2号機	平成27年 6月10日～11月17日	検査結果：合格
保安検査	第1回	平成29年5月29日～6月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)		
		平成29年4月26日～6月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)		
		平成29年4月26日～6月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月28日～9月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)		
		平成29年7月28日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)		
		平成29年7月28日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年12月 4日～12月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)		
		平成29年11月10日～11月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年11月24日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年10月26日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年12月20日～12月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)		
		平成29年11月10日～11月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年11月24日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成29年10月26日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成29年12月20日～12月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	平成30年2月19日～3月 2日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)			
	平成30年1月26日～1月31日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年2月14日～2月28日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年2月27日～3月 7日	検査結果取りまとめ中。	
	平成30年1月25日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)			
	平成30年1月25日	検査結果取りまとめ中。	

その他	平成29年4月2日に第1・2号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日中に復帰。
-----	---

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ			
対象期間において、原子炉が停止中（建設中）			
	実施期間	結果 / 特記事項	
使用前 検査		・建設段階における使用前検査（性能検査）中断中 ・エリアモニタリング装置、非常用電源設備、換気設備（機器の機能維持を目的とした取替）に係る使用前検査を実施した。	
保安検査	第1回	平成29年6月1日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年9月7日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年12月7日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年3月1日～3月14日	検査結果取りまとめ中。
その他	平成30年1月11日、運転上の制限からの逸脱が発生、同日中に復帰。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センターふげん			
廃止措置中（使用済燃料搬出期間中）			
	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	平成29年12月6日～ 平成29年12月22日	検査結果：良	
保安検査	第1回	平成29年5月15日～5月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年8月21日～8月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成29年11月14日～11月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成30年3月5日～3月9日	検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は年4回（廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については年4回以内）行うこととされている。

例えば、表中の「第3回」は、平成29年度第3回目の保安検査であることを示す。

## 4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況

申請者	施設	申請日	審査 会合 に諮 った 件数	現地 調査 の回 数	許認可日
日本原燃（株）	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	2	0	—
	MOX 燃料加工 施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	2	—	—
	ウラン濃縮施設	事業変更 平成 25 年 5 月 14 日 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	—	—	事業変更許可 平成 29 年 5 月 17 日
	廃棄物管理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 5 月 31 日	1*	—	—
リサイクル燃料 貯蔵（株）	使用済燃料貯蔵 施設	保安規定変更 平成 25 年 3 月 29 日 事業変更 平成 26 年 1 月 15 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 26 年 3 月 22 日	8*	0	—
三菱原子燃料 （株）	ウラン燃料加工 施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 11 月 30 日	—	—	事業変更許可 平成 29 年 11 月 1 日

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日 保安規定変更 平成 26 年 3 月 14 日 設計及び工事の方法(その 1) 平成 29 年 9 月 25 日	3	0	—
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日	10	—	—
	HTTR(高温工 学 試 験 研 究 炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 30 年 2 月 9 日	12	—	—
	原子力科学研 究所 放射性 廃棄物処理場	設置変更 平成 27 年 2 月 6 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 11 月 14 日 (その 2) 平成 30 年 3 月 12 日	2	—	—
	JMTR(材料試 験炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日 (平成 29 年 12 月 5 日取下げ)	—	—	—
	NSRR	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 7 月 4 日 (その 2) 平成 29 年 8 月 4 日	5*	—	設置変更許可 平成 30 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法の 認可 (その 1) 平成 30 年 2 月 20 日 (その 2) 平成 30 年 2 月 26 日



		(その3) 平成29年8月24日 (その4) 平成29年10月13日 (その5) 平成29年12月13日 保安規定変更 平成30年3月6日			(その3) 平成30年2月15日 (その4) — (その5) — 保安規定変更認可 平成30年3月22日
	STACY (定常臨界実験装置)	設置変更 平成27年3月31日 設計及び工事の方法 (その1) 平成28年8月9日 (ウラン棒状燃料の製作) 平成29年8月1日 (その2) 平成29年8月10日 (実験棟Aの耐震改修) 平成29年11月29日 保安規定変更 平成28年8月9日	1*	—	設置変更許可 平成30年1月31日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 平成30年3月29日 (ウラン棒状燃料の製作) — (その2) — (実験棟Aの耐震改修) — 保安規定変更認可 平成30年3月1日
	高速実験炉原子炉施設	設置変更 保安規定変更 平成29年3月30日	2	—	—
原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設 (東海事業所)	事業変更 保安規定変更 平成26年2月14日 設計及び工事の方法(その1) 平成30年2月9日	—	—	事業変更許可 平成29年12月20日
	ウラン燃料加工施設 (熊取事業所)	事業変更 保安規定変更 平成26年4月18日	—	—	事業変更許可 平成30年3月28日

(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	—	—	事業変更許可 平成 29 年 4 月 5 日
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日 平成 28 年 10 月 5 日** 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 9 月 14 日 (その 2) 平成 28 年 12 月 27 日 (その 3) 平成 29 年 1 月 25 日 (避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日 (その 4) 平成 29 年 3 月 31 日 (その 5) 平成 29 年 6 月 2 日 (廃棄物処理場の漏えい警報装置) 平成 29 年 7 月 7 日	2	—	設置変更承認 平成 28 年 9 月 21 日 保安規定変更承認 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の承認 (その 1) 平成 29 年 2 月 15 日 (その 2) 平成 29 年 2 月 24 日 (その 3) 平成 29 年 6 月 12 日 (避雷設備) 平成 29 年 3 月 30 日 (その 4) 平成 29 年 6 月 12 日 (その 5) 平成 29 年 7 月 14 日 (廃棄物処理場の漏えい警報装置) 平成 29 年 7 月 27 日
	KUCA (京都大学臨界実験装置)	設置変更 平成 26 年 9 月 30 日 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日 平成 28 年 5 月 27 日** 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 7 月 26 日 (その 2) 平成 28 年 12 月 27 日 (核計装ケーブルの更新) 平成 28 年 12 月 27 日	1	—	設置変更承認 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更承認 平成 29 年 6 月 15 日 平成 28 年 8 月 29 日 設計及び工事の方法の承認 (その 1) 平成 29 年 2 月 15 日 (その 2) 平成 29 年 4 月 25 日

		(第1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 28 年 12 月 27 日 (避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日 (廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 2 日		(核計装ケーブルの更新) 平成 29 年 2 月 24 日 (第1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 29 年 2 月 1 日 (避雷設備) 平成 29 年 4 月 20 日 (廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 13 日
近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 6 月 30 日 (その 2) 平成 28 年 8 月 4 日 (その 3) 平成 28 年 10 月 13 日	1	設置変更許可 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更認可 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の認可(その 1) (その 2) 平成 28 年 10 月 13 日 (その 3) 平成 29 年 2 月 7 日
日本原子力発電(株)	東海低レベル廃棄物埋設事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	7	—

・平成 30 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

・審査会合及び現地調査の回数は、平成 29 年度に実施した回数を記載している。

・1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。

・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

※印の施設については、平成 28 年 6 月 1 日に原子力規制委員会です承された「核燃料施設等の新規規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方の見直しについて」に基づき、6 月より公開の審査会合を実施。

※※ 平成 26 年 9 月 30 日付けで申請された保安規定変更承認申請書について、平成 28 年 5 月 27 日付けで取下げがなされ、同日付け及び平成 28 年 10 月 5 日付けで再申請がなされた。

## 5. 原子力施設に係る審査・検査等の件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

## ① 実用発電用原子炉等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (17施設) (廃止措置中：2施設)	設置の変更の許可	13
	設置の変更の届出	19
	工事の計画の認可	14
	工事の計画の変更の認可	11
	工事の計画の届出	6
	使用前検査の合格	1
	燃料体検査の合格	3
	溶接事業者検査に係る評定	39
	定期事業者検査に係る評定	3
	施設定期検査の終了	3
	保安規定の認可又は変更の認可	29
	保安検査	112
	安全性の向上のための評価の結果等の届出	3
	運転の期間の延長の認可	0
	廃止措置計画の認可	5
	廃止措置計画の変更の認可	0
	運転責任者選任の判定を行うための方法、 実施体制等の確認	0
	原子炉本体の試験使用承認	1
	一部使用承認	1
	使用前検査の省略の指示	1
	燃料体検査の省略の指示	1
	実施計画の変更の認可	42
	特定原子力施設に係る一部使用承認	8
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	21
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	4
	特定原子力施設に係る輸入溶接検査の終了	6
特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	1	
実施計画に定める保安のための措置の実施状況 の検査	4	
研究開発段階にある発電用原子炉 施設 (廃止措置中：1施設)	設置の変更の届出	1
	施設定期検査の終了	1
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8
	廃止措置計画の認可	1

## ②核燃料施設等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (6施設) (建設中：1施設)	設置の変更の許可	5
	設計及び工事の方法の変更の認可	3
	設計及び工事の方法の認可	1
	使用前検査の合格	5
	溶接方法の認可	0
	保安規定の変更の認可	7
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (22施設) (廃止措置中：8施設)	設置の変更の許可(承認)	3
	設計及び工事の方法の認可(承認)又は変更の認可(承認)	15
	施設定期検査の合格	3
	使用前検査の合格	0
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可(承認)又は変更の認可(承認)	13
	保安検査	39
	廃止措置計画の認可	2
	廃止措置計画の変更の認可	1
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1施設)	溶接検査の合格	0
	溶接方法の認可	1
	型式証明	0
	型式指定	1
再処理施設 (2施設)	設計及び工事の方法の認可	3
	設計及び工事の方法の変更の認可	2
	使用前検査の合格	6
	溶接方法の認可	0
	保安規定の変更の認可	3
	保安検査	8
第二種廃棄物埋設施設 (2施設)	廃棄体に係る確認	3
	保安規定の変更の認可	4
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2施設)	設計及び工事の方法の認可	0
	溶接検査の合格	6
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8
核燃料物質使用施設 (11施設)	使用の変更の許可	6
	施設検査の合格	16
	保安規定の認可又は変更の認可	13
	保安検査	47
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置の終了の確認	0
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	5
	核燃料輸送物の設計の承認	17
	輸送容器の承認	14
	工場外等における運搬に関する確認	41
	放射能濃度の確認	3

・平成30年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

## 6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後40年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日※1
	高浜発電所2号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日※1
	美浜発電所3号炉	平成27年11月26日	—	平成28年11月16日	平成28年11月30日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	平成29年11月24日	3	—	平成30年11月27日

・審査会合の回数は、平成29年度に実施した回数を記載している。

※1:原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成27年4月8日から同年7月8日までの間が申請期間。

## 7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
東北電力(株)	女川原子力発電所1号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月6日	—※4	平成26年5月21日	平成26年6月1日
東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所2号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年7月31日	—※4	平成26年1月22日	平成26年2月3日
	福島第二原子力発電所3号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年6月20日	—※4	平成27年6月10日	平成27年6月21日
	福島第二原子力発電所4号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月23日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月25日
	柏崎刈羽原子力発電所1号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年9月16日	—※4	平成27年9月14日	平成27年9月18日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所3号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月25日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月28日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉(40年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月12日	—※4	平成26年11月12日	平成26年11月14日
	高浜発電所3号炉(30年) (運転前提)	平成26年1月15日	—	平成27年11月18日※3	平成27年1月17日
	高浜発電所4号炉(30年) (運転前提)	平成26年6月3日	—	平成27年11月18日※3	平成27年6月5日
	高浜発電所2号炉	平成26年	—※4	平成27年	平成27年11月14日

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
	(40 年) (冷温停止維持のみ)	11 月 11 日		4 月 8 日	
関西電 力(株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 <sup>※1</sup>
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 <sup>※1</sup>
	美浜発電所 1 号炉 (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 9 月 29 日	— <sup>※4</sup>	平成 27 年 11 月 17 日	— <sup>※2</sup>
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 26 日	—	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
中国電 力(株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	— <sup>※4</sup>	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
	島根原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 30 年 2 月 7 日	1	—	平成 31 年 2 月 10 日
九州電 力(株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	—	平成 27 年 8 月 5 日 <sup>※3</sup>	平成 26 年 7 月 4 日
	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	— <sup>※4</sup>	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	—	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原 子力発 電(株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 2 月 15 日	— <sup>※4</sup>	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 2 月 17 日
	東海第二発電所 (40 年) (運転前提)	平成 29 年 11 月 24 日	3	—	平成 30 年 11 月 27 日

・審査会合の回数は、平成 29 年度に実施した回数を記載している。

※1:原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

※2:原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化対策の審査を実施。

※4:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告し、決裁を得る。なお、平成 27 年 6 月 10 日の原子力規制委員会を踏まえ、平成 27 年 6 月 11 日以降は原子力規制委員会文書管理要領（平成 24 年 9 月 19 日）に則り運用する。

## 8. 放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

事業者	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2283)	使用の許可(承認)	38
	許可使用に係る変更の許可(承認)	266
	法人の合併又は分割の認可	8
	廃止等の届出	128
	立入検査	255
届出使用者 (事業所数：510)	使用の届出	18
	使用の届出に係る変更の届出	40
	廃止等の届出	26
	立入検査	0
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4872)	表示付認証機器の届出	841
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	591
	廃止等の届出	793
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：310)	販売業の届出	20
	販売業の届出に係る変更の届出	42
	廃止等の届出	12
	立入検査	0
届出賃貸業者 (事業所数：154)	賃貸業の届出	6
	賃貸業の届出に係る変更の届出	29
	廃止等の届出	4
	立入検査	0
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	1
	廃止等の届出	0
	立入検査	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	71
登録認証機関等 (登録機関数：17)	登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録定期確認機関への立入検査	8



## 第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）

特定原子力施設（東京電力福島第一発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	29
使用前検査の終了	31
試験使用の承認	0
一部使用の承認	4
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	12
輸入溶接検査の終了	0
施設定期検査の終了	1
保安検査	4

## 第5 核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）

核物質防護規定の認可等の件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

核物質防護規定の変更の認可	74件（内訳） 加工施設 1件 試験研究用等原子炉 6件 実用発電用原子炉 50件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 0件 再処理施設 2件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 10件 特定原子力施設 1件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （核物質防護検査）	57件（内訳） 加工施設 7件 試験研究用等原子炉 7件 実用発電用原子炉 17件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 1件 再処理施設 2件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 18件 特定原子力施設 1件

## 第6 各種検討会合等の実績

※各審議会等の構成はいずれも平成 29 年度末現在

### 1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会
- (4) 放射線審議会
- (5) 国立研究開発法人審議会

### 2. 審査会合

- (1) 新規制基準適合性に係る審査会合

### 3. 各種検討チーム

- (1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム
- (2) 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム
- (3) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (4) 維持規格の技術評価に関する検討チーム
- (5) 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム
- (6) 降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム
- (7) 規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム
- (8) 東海再処理施設等安全監視チーム
- (9) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (10) 検査制度の見直しに関する検討チーム
- (11) 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム
- (12) 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム

### 4. 安全性向上評価の継続的な改善に係る会合

- (1) 実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合

### 5. 特定の調査・検討会

- (1) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (2) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会
- (3) 技術情報検討会
- (4) 技術評価検討会

### 6. その他

- (1) 原子力事業者防災訓練報告会
- (2) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (3) 原子力規制委員会平成 29 年度行政事業レビューに係る外部有識者会合
- (4) 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合
- (5) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合
- (6) 研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会
- (7) 廃止措置実施方針制度の検討に係る会合

## 1. 審議会等

### (1) 原子炉安全専門審査会

#### 概要

原子力規制委員会は、平成 26 年 2 月 5 日の原子力規制委員会において原子力規制委員会設置法を踏まえた原子炉安全専門審査会の設置方針を決定し、同年 4 月 16 日の原子力規制委員会において同審査会審査委員の任命を決定した。

これを受け、原子炉安全専門審査会は、同年 5 月 12 日に第 1 回審査会を開催し、それ以降、定期的に審査会を開催されている。また、平成 29 年 6 月 20 日の第 16 回原子炉安全専門審査会において、原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会に対し指示している調査審議事項のうち、原子炉火山部会への付託事項以外のものについて調査審議する原子炉安全基本部会を設置した。

原子炉安全専門審査会の平成 29 年度の活動としては、原子力規制委員会から指示された調査審議事項（※160 ページ参照）に対応するため、原子炉安全専門審査会を 2 回、原子炉安全基本部会を 3 回、原子炉火山部会を 1 回開催（詳細は、第 2 章第 2 節 7. 参照）した。平成 30 年 3 月 30 日の第 17 回原子炉安全専門審査会では、原子力規制委員会に指示された調査審議事項のうち、「原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価（国民に対するわかりやすい説明方法等）」への回答案が会長一任で取りまとめられ、次年度にも原子力規制委員会にその報告がなされる予定である。

#### 委員構成

審査委員	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	関村 直人 ◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部教授
	中島 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センターセンター長
	西田 明美	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主幹
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター リスク評価研究ディビジョンディビジョン長

	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科ラジオアイソトープ研究教育センター講師
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設 准教授 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻量子エネルギー工学分野准教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター長
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専攻教授
専門委員	飯本 武志	国立大学法人東京大学環境安全本部教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科准教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センターセンター長
	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門部門長総括主任研究員
	芳原 新也	近畿大学原子力研究所准教授

※◎は会長

## 原子炉火山部会委員構成

審査委員	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター教授
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専攻教授
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門部門長総括主任研究員

## 原子炉火山部会の開催実績

回	月日	議題
2	11.01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価について</li> <li>・原子力規制委員会が策定する火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安について</li> <li>・その他</li> </ul>

## (2) 核燃料安全専門審査会

### 概要

原子力規制委員会は、平成 26 年 2 月 5 日の原子力規制委員会において原子力規制委員会設置法を踏まえた核燃料安全専門審査会の設置方針を決定し、同年 4 月 16 日の原子力規制委員会において同審査会審査委員の任命を決定した。

これを受け、核燃料安全専門審査会は、同年 5 月 12 日に第 1 回審査会を開催し、それ以降、定期的に審査会を開催されている。

核燃料安全専門審査会の平成 29 年度の活動としては、原子力規制委員会から指示された調査審議事項（※160 ページ参照）に対応するため、核燃料安全専門審査会を 5 回した。平成 30 年 3 月 30 日の第 19 回核燃料安全専門審査会では、原子力規制委員会に指示された調査審議事項のうち、「原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価(国民に対するわかりやすい説明方法等)」への回答案が会長一任で取りまとめられ、次年度にも原子力規制委員会にその報告がなされる予定である。

### 委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	榎田 洋一	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所准教授
	澤田 佳代	国立大学法人名古屋大学未来材料・システム研究所システム創成部門准教授
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センターセンター長
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	山本 章夫 ◎	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター講師
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻量子エネルギー工学分野准教授
米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長	
専門委員	飯本 武志	国立大学法人東京大学環境安全本部教授
	糸井 達哉	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科准教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センターセンター長
	芳原 新也	近畿大学原子力研究所准教授

※◎は会長

## (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会

炉安審 回	燃安審 回	月/日	議題
16 合同	15 合同	6/20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命等について</li> <li>・ 原子炉安全基本部会の設置について (案)</li> <li>・ IRRS において明らかになった課題のフォローアップについて               <ul style="list-style-type: none"> <li>①IRRS において明らかになった課題のフォローアップの進め方について (案)</li> <li>②「汲み取るべき事項」の整理の進め方について (案)</li> </ul> </li> <li>・ スクリーニングと要対応技術情報の状況について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第1回 原子炉 安全基 本部会 合同	16 合同	8/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IRRS 課題への今後の対応について</li> <li>・ 安全目標と新規制基準について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第2回 原子炉 安全基 本部会 合同	17 合同	10/19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査制度の見直しに関する検討状況について</li> <li>・ 安全目標と新規制基準について</li> <li>・ その他</li> </ul>
第3回 原子炉 安全基 本部会 合同	18 合同	1/29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IRRS において明らかになった課題に対する取組状況等について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①IRRS において明らかになった課題への対応について</li> <li>②IRRS ミッションから汲み取るべき事項への対応について</li> </ul> </li> <li>・ スクリーニングと要対応技術情報の状況について</li> <li>・ 安全目標と新規制基準について</li> <li>・ その他</li> </ul>
17 合同	19 合同	3/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉安全専門審査会原子炉火山部会の活動状況について</li> <li>・ 検査制度の見直しに関する検討状況について</li> <li>・ 監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について</li> <li>・ IRRS において明らかになった課題への対応について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①IRRS ミッションから汲み取るべき事項（規制組織における人材発掘・育成等の統合的マネジメント関係）への対応について</li> <li>②IRRS を巡る原子力規制委員会での最近の動き</li> </ul> </li> <li>・ スクリーニングと要対応技術情報の状況について</li> <li>・ 安全の目標と新規制基準について</li> <li>・ その他</li> </ul>

※原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会への調査審議事項

・国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 26 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】

・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について調査審議を行うこと。

【平成 27 年 12 月、炉安審への指示】

・平成 28 年 1 月にレビューを受けた IRRS (IAEA の総合規制評価サービス) において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うこと。

【平成 28 年 3 月、炉安審及び燃安審への指示】

・検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 29 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】

・また、原子力規制委員会が目指す安全の目標と、新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価（国民に対するわかりやすい説明方法等）について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 29 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】



## (4) 放射線審議会

## 概要

放射線審議会の所掌事務を追加するための改正法が平成 29 年 4 月に公布・施行されたことを受け、平成 29 年度は放射線審議会総会を 7 回、眼の水晶体の放射線防護検討部会を 7 回開催し、「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめたほか、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について関係行政機関に意見具申を行った(眼の水晶体の放射線防護検討部会については平成 30 年 3 月に廃止)。

## 委員構成

委員	上蓑 義朋	(国研) 理化学研究所仁科加速器研究センター安全業務室長
	小田 啓二	神戸大学副学長、同大学院海事科学研究科教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部人間科学講座教授
	神谷 研二 ◎	広島大学副学長 (復興支援・被ばく医療担当)、福島県立医科大学副学長
	唐澤 久美子	東京女子医科大学医学部放射線腫瘍学講座教授
	神田 玲子	(国) 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター長
	岸本 充生	大阪大学データビリティフロンティア機構ビッグデータ社会技術部門教授
	杉村 和朗	神戸大学大学院医学研究科教授、同理事、副学長
	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授
	二ツ川 章二○	(公社) 日本アイソトープ協会専任理事
	松田 尚樹	長崎大学 原爆後障害医療研究所教授
	横山 須美	藤田保健衛生大学医療科学部准教授
	吉田 浩子	東北大学大学院薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター准教授

※◎は会長、○は会長代理

## 眼の水晶体の放射線防護検討部会委員構成

委員	横山 須美	藤田保健衛生大学医療科学部准教授
	神田 玲子	(国研) 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター長
専門委員	赤羽 正章	国際医療福祉大学医学部教授
	大口 裕之	株式会社千代田テクノ大洗研究所 主席研究員 (技術統括責任者)
	樺田 尚樹	厚生労働省国立保健医療科学院生活環境研究部部長
	壽藤 紀道	長瀬ランダウア株式会社技術室技術顧問
	辻村 憲雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所放射線管理部線量計測課主任研究員

## 放射線審議会の開催実績

回	月日	議題
134	06.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会における今後の調査審議の内容について</li> <li>その他</li> </ul>
135	07.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について（諮問）</li> <li>これまでの議論と今後の進め方</li> <li>放射線審議会の部会について（案）</li> <li>その他</li> </ul>
136	09.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護の基本的考え方について</li> <li>東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて</li> <li>ICRP2007 年勧告の国内制度等への取入れの進め方について</li> <li>厚生労働省における医療放射線防護に関する最近の取組みについて</li> <li>その他</li> </ul>
137	11.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護の基本的考え方について</li> <li>放射線審議会における情報収集機能の強化について</li> <li>その他</li> </ul>
138	12.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護の基本的考え方について</li> <li>眼の水晶体の放射線防護検討部会の中間取りまとめについて（報告）</li> <li>その他</li> </ul>
139	01.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護の基本的考え方について</li> <li>ICRP2007 年勧告の国内制度等への取入れの進め方について</li> <li>その他</li> </ul>
140	03.02	<ul style="list-style-type: none"> <li>眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について</li> <li>ICRP2007 年勧告の国内制度等への取入れの進め方について</li> <li>東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準に係る関係省庁の調査結果について</li> <li>その他</li> </ul>

## 眼の水晶体の放射線防護検討部会の開催実績

回	月日	議題
1	07.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼の水晶体の放射線防護検討部会の設置について</li> <li>・新たな水晶体等価線量限度と国外動向</li> <li>・ISO、IEC等の国際規格の動向</li> <li>・論点整理:水晶体の防護において早急に取り組むべき課題</li> </ul>
2	09.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回眼の水晶体の放射線防護検討部会での議論の要点</li> <li>・福島第一原子力発電所における眼の水晶体被ばく管理の状況と取組み</li> <li>・個人線量計によるβ線3ミリメートル線量当量測定について</li> <li>・論点整理:福島第一原子力発電所における眼の水晶体の適切な放射線防護のあり方について</li> </ul>
3	10.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回眼の水晶体の放射線防護検討部会での議論の要点</li> <li>・個人線量測定サービス機関の統計データにみる眼の水晶体線量の分布状況</li> <li>・医療における水晶体被ばくの現状</li> <li>・防護メガネの遮蔽効果 ばらつきの程度と要因</li> <li>・医療分野における水晶体被ばくの現状と課題(ヒアリングをふまえた論点整理)</li> </ul>
4	11.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回眼の水晶体の放射線防護検討部会での議論の要点</li> <li>・医療従事者水晶体被ばくの実態調査～CT/ミエロ検査での被ばく～</li> <li>・医療分野(特に循環器系IVR)における眼の水晶体の被ばく防護の実態</li> <li>・原子力発電所における眼の水晶体の被ばくの現状について</li> <li>・MOX燃料施設における水晶体線量の管理現状と今後</li> <li>・医療分野、原子力発電所、MOX燃料施設における水晶体被ばくの現状と課題(ヒアリングをふまえた論点整理)</li> </ul>
5	12.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療における適切な放射線利用への課題</li> <li>・非破壊検査における水晶体被ばくの現状</li> <li>・医療分野および非破壊検査における水晶体被ばくの現状と課題(ヒアリングをふまえた論点整理)</li> <li>・報告書の中間取りまとめについて</li> </ul>
6	01.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間取りまとめに追加すべき論点について <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急時における放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度の在り方</li> <li>②場所に係る測定における3mm線量当量の扱い</li> </ul> </li> <li>・除染作業に係る眼の水晶体の被ばくの実態について</li> <li>・関係者へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本診療放射線技師会</li> <li>②日本看護協会</li> <li>③日本医師会</li> </ul> </li> </ul>
7	02.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について(案)」について</li> </ul>

**(5) 国立研究開発法人審議会****概要**

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

平成 29 年度においては、国立研究開発法人審議会を 1 回開催し、部会名の変更等必要な規定を定めた。

また、量子科学技術研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

**委員構成**

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二〇	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事・認定センター長

※◎は会長、〇は副会長

**各部会の委員構成**

## ・量子科学技術研究開発機構部会

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授

## ・日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事・認定センター長

### 国立研究開発法人審議会の開催実績

回	月日	議題
3	07.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選出について</li> <li>・会長代理及び部会に属する委員の指名について</li> </ul> <p style="text-align: center;">※平成 29 年 7 月 5 日 (水) ～7 月 7 日 (金) の間で書面審議</p>

### 各部会の開催実績

#### ・量子科学技術研究開発機構部会

回	月日	議題
3	07.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量子科学技術研究開発機構部会長及び部会長代理の指名について</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成 28 年度業務実績評価の進め方について</li> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成 28 年度業務実績評価について (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 からのヒアリング)</li> </ul>
4	07.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成 28 年度業務実績評価について (とりまとめ)</li> <li>・その他</li> </ul>

#### ・日本原子力研究開発機構部会

回	月日	議題
5	07.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長の選出及び部会長代理の指名について</li> <li>・第 4 回会合の書面による議決について</li> <li>・平成 28 年度の業務実績について</li> <li>・その他</li> </ul>
6	08.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度の業務実績に関する意見の取りまとめについて</li> </ul> <p style="text-align: center;">※平成 29 年 8 月 14 日 (月) ～8 月 16 日 (水) の間で書面審議</p>

## 2. 審査会合

### (1) 新規制基準適合性に係る審査会合

#### 概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、平成 29 年度において原子力発電所については計 102 回、核燃料施設等については計 38 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、平成 29 年度は計 1 回開催した。

#### 各審査会合の構成

##### ・原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員長（原子力規制委員会委員として第 500 回まで参加）
	石渡 明	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 513 回から参加）
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山田 知穂	原子力規制部長
	山形 浩史	緊急事態対策監
	市村 知也	原子力規制企画課長（安全規制管理官（PWR 担当）として第 480 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	宮本 久	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官
	武山 松次	安全規制調整官
	小山田 巧	安全規制調整官
	寒川 琢実	安全規制調整官
	米山 弘光	安全規制調整官
	川崎 憲二	安全管理調査官
	山口 道夫	安全管理調査官
	天野 直樹	安全管理調査官
	川下 泰弘	企画調査官
池田 雅昭	統括技術研究調査官	

• 核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	青木 昌浩	審議官
	片岡 洋	審議官
	宮本 久	安全規制管理官 (研究炉等審査担当)
	青木 一哉	安全規制管理官 (核燃料施設審査担当)
	金城 慎司	安全規制管理官 (核燃料施設等監視担当)
	青山 勝信	安全規制調査官
	大浅田 薫	安全規制管理官 (地震・津波審査担当)
	大向 繁勝	安全規制調整官
	澁谷 朝紀	安全規制調整官
	小川 明彦	安全規制調整官
	宮脇 豊	安全規制調整官
	長谷川 清光	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官

• 原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	池田 雅昭	統括技術研究調査官
	天野 直樹	安全管理調査官

### 3. 各種検討チーム

#### (1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

##### 概要

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制基準等の整備の検討を進めるため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 26 年度に編成し、平成 29 年度において計 10 回開催した。

##### チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 15 回及び第 16 回に参加)
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(国研) 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所地震予知センター教授 (第 23 回及び第 24 回に参加)
量子科学技術研究開発機構	川口 勇生	放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター 主任研究員
日本原子力研究開発機構	山口 徹治	安全研究センター環境安全研究ディビジョン長
	武田 聖司	安全研究センター環境安全研究ディビジョン環境影 響評価研究グループリーダー
	前田 敏克	安全研究センター環境安全研究ディビジョン廃棄物 安全研究グループリーダー
原子力規制庁	大村 哲臣	審議官 (第 24 回まで参加。第 23 回まで緊急事態対策監と して参加)
	青木 昌浩	審議官
	辻原 浩	技術基盤課長 (第 25 回から参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第 24 回まで参加)
	青木 一哉	安全規制管理官 (核燃料施設審査担当) (第 23 回まで安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送 担当) として参加)
	迎 隆	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当)
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	核燃料廃棄物研究部門首席技術研究調査官 (第 23 回まで安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当) 付首席技術研究調査官として参加)



## (2) 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

## 概要

廃棄物埋設に特有の規制期間終了後に関する放射線防護基準を中心に再整理を行うため、伴委員、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 26 年度に編成し、平成 29 年度において計 10 回開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(国研) 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所地震予知センター教授 (第 23 回及び第 24 回に参加)
日本原子力研究開発機構	山口 徹治	安全研究センター環境安全研究ディビジョン長
	武田 聖司	安全研究センター環境安全研究ディビジョン環境影響 評価研究グループリーダー
	前田 敏克	安全研究センター環境安全研究ディビジョン廃棄物安 全研究グループリーダー
原子力規制庁	大村 哲臣	審議官 (第 24 回まで参加。第 23 回まで緊急事態対策監として参加)
	青木 昌浩	審議官
	辻原 浩	技術基盤課長 (第 25 回から参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第 24 回まで参加)
	青木 一哉	安全規制管理官 (核燃料施設審査担当) (第 23 回まで安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当) として参加)
	迎 隆	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当)
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	核燃料廃棄物研究部門首席技術研究調査官 (第 23 回まで安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当) 付 首席技術研究調査官として参加)

### (3) 環境放射線モニタリング技術検討チーム

#### 概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため、伴信彦委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 29 年度において計 4 回開催した（詳細は、第 6 章第 3 節 4.参照）。

#### チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	青野 辰雄	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境動態研究チームチームリーダー
	飯本 武志	東京大学教授
	高橋 知之	京都大学准教授
	田上 恵子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境移行パラメータ研究チームチームリーダー
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島環境安全センター分析技術開発アドバイザー
	百瀬 琢磨	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所副所長
	山澤 弘実	名古屋大学教授
	吉田 政敏	佐賀県環境センター 所長
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	武山 松次	監視情報課課長
	久野 聡	監視情報課企画官
	佐々木 潤	監視情報課地方調整専門官
	上杉 正樹	監視情報課技術参与
	根木 桂三	放射線環境対策室室長
	及川 真司	放射線環境対策室環境放射能対策官
	佐藤 暁	原子力災害対策・核物質防護課課長
	藤元 憲三	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	米原 英典	放射線対策・保障措置課専門職
	中村 尚司	放射線規制室技術参与

**(4) 維持規格の技術評価に関する検討チーム****概要**

日本機械学会の「発電用設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する規格の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームをこれまで計6回開催しており、平成29年度は検討チームにおいて抽出された課題について、諸外国の対応状況等の調査を行った。

**チームの構成**

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力システム安全工学専攻教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財) 発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン長
	勝山 仁哉	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主幹
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小野 秀明	技術基盤課企画調整官

## (5) 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム

## 概要

原子力発電所での輸送・貯蔵兼用キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関して、更田委員、石渡委員及び外部専門家等から成る検討チームの開催を平成 29 年度において計 3 回開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	長官官房審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小林 恒一	安全技術管理官（地震・津波担当）
	小野 祐二	安全規制管理官（BWR 担当）
	迎 隆	技術基盤課企画調整官
	川内 英史	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官
	飯島 享	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官

## (6) 降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム

## 概要

発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して、更田委員及び石渡委等から成る検討チームを平成 29 年度に計 2 回開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	長官官房審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小林 恒一	安全技術管理官（地震・津波担当）
	鬼沢 邦雄	安全技術管理官（システム安全担当）
	梶本 光廣	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	小林 勝	耐震等規制総括官
	迎 隆	技術基盤課企画調整官
	飯島 享	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官
	小野 寛	安全技術管理官（システム安全担当）付首席技術研究調査官

## (7) 規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム

## 概要

事業者の安全文化に係る取組等に関して原子力規制委員会が審査及び検査を行う際に用いるガイド並びに事業者が行う不適合の原因分析に係る取組等に関して原子力規制委員会が審査及び検査を行う際に用いるガイドの検討を進めるため、伴委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 29 年度に編成し、平成 29 年度において計 5 回の検討チームを開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	大村 哲臣	長官官房審議官 (第 1 回に参加)
	辻原 浩	技術基盤課長
	倉崎 高明	技術基盤課長 (第 1 回に参加)
	佐々木 晴子	技術基盤課 原子力規制専門職
	永瀬 文久	安全技術管理官 (システム安全担当)
	畑 孝也	システム安全研究部門 統括技術研究調査官
	瀧田 雅美	システム安全研究部門 主任技術研究調査官
	高田 博子	システム安全研究部門 技術研究調査官
	堀内 友翔	システム安全研究部門 技術研究調査官
	平野 雅司	総務課国際室 地域連携推進官
	寒川 琢実	実用炉審査部門 安全規制調整官 (実用炉審査担当)
	小坂 淳彦	実用炉監視部門 企画調査官
外部専門家	勝田 忠広	学校法人明治大学法学部 准教授
	中條 武志	学校法人中央大学理工学部経営システム工学科 教授
	野口 和彦	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授 リスク共生社会創造センター センター長
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長

**(8) 東海再処理施設等安全監視チーム****概要**

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等について継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 29 年度において計 10 回開催した。

**チームの構成**

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	片岡 洋	審議官
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	長谷川 清光	安全規制調整官
	宮脇 豊	安全管理調査官

**(9) もんじゅ廃止措置安全監視チーム****概要**

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 29 年 1 月に設置し、平成 30 年 3 月までに計 12 回開催した。

**チームの構成**

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	宮本 久	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	宮脇 豊	安全管理調査官（新型炉）（第 7 回まで）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理・使用・研究開発段階炉担当）（第 8 回から）
	西村 正美	地域原子力規制総括調整官

## (10) 検査制度の見直しに関する検討チーム

## 概要

IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘への対応も含め、検査制度の改善の方向性について検討するため、原子力規制委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 29 年度に計 2 回開催した。また、検査制度の見直しに関する詳細な検討を行うため、検討チームの下に規制機関及び被規制者の実務担当から成るワーキンググループを平成 29 年度に計 9 回開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第 11 回ワーキンググループまで参加)
	山中 伸介	原子力規制委員会委員 (第 9 回から参加)
外部専門家	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター長
原子力規制庁	安井 正也	長官 (第 11 回ワーキンググループまで参加)
	山田 知穂	原子力規制部長 (制度改正審議室長として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	片岡 洋	長官官房 審議官 (第 9 回から参加)
	金子 修一	検査監督総括課長 (制度改正審議室統括調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	平野 雅司	国際室 地域連携推進官 (制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	古金谷 敏之	原子力規制部 安全規制管理官 (実用炉監視担当) (第 9 回から参加)
	吉野 昌治	実用炉監視部門 企画調査官 (制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	小坂 淳彦	実用炉監視部門 企画調査官 (第 9 回から参加)
	布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室長
	笠川 勇介	検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
	古作 泰雄	検査監督総括課 課長補佐 (制度改正審議室制度改正審議専門職として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	佐藤 和子	検査監督総括課 課長補佐 (第 9 回から参加)

門野 利之	原子力規制部 安全規制管理官 (専門検査担当) (制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループ まで参加)
高須 洋司	専門検査部門 企画調査官 (制度改正審議室制度改正審議専門職として第 11 回ワーキング グループまで参加)
川下 康弘	専門検査部門 企画調査官 (第 9 回から参加)
村尾 周仁	専門検査部門 企画調査官 (制度改正審議室制度改正審議専門職として第 11 回ワーキング グループまで参加)
澤田 敦夫	専門検査部門 原子力規制制度研究官 (第 9 回から参加)
渡邊 健一	専門検査部門 管理官補佐 (第 9 回から参加)
片岸 信一	専門検査部門 主任原子力専門検査官 (第 9 回から参加)
村上 恒夫	制度改正審議室制度改正審議専門職
金城 慎司	原子力規制部 安全規制管理官 (核燃料施設等監視担当) (第 9 回から参加)
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官 (第 9 回から参加)
児玉 智	核燃料施設等監視部門 管理官補佐 (第 9 回から参加)



## (1 1) 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

## 概要

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）の結果をまとめた報告書に、放射線源による緊急事態への対応等、放射線規制に関する取組を強化すべきであるとの勧告が盛り込まれた。これを受けて放射線障害防止法の改正を念頭に、同法に基づく規制を再構築するため、原子力規制委員会委員、外部専門家、原子力規制庁職員、オブザーバーから成る検討チーム会合を、平成 29 年度において計 2 回開催した。

## チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	井口 哲夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科量子工学専攻 教授
	坂 明	一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター常勤理事
	中村 吉秀	公益社団法人日本アイソトープ協会 医薬部医薬品・試薬課シニアアドバイザー
	松田 尚樹	国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所 放射線リスク制御部門教授
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	西田 亮三	安全規制管理官（放射線規制担当）
	島根 義幸	放射線規制部門安全管理調査官（放射線安全）
	伊藤 博邦	放射線規制部門安全管理調査官（放射線セキュリティ担当）
	松本 武彦	放射線規制部門上席放射線安全審査官
	奥 博貴	放射線規制部門管理官補佐（総括担当）
	岡部 佑紀子	放射線規制部門管理官補佐（制度担当）
	谷 和洋	放射線規制部門放射線セキュリティ対策官
オブザーバー	榎本 和義	放射線規制部門技術参与
	総務省消防庁	
	国土交通省	
	厚生労働省	
	警察庁	

## (12) 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム

### 概要

原子力発電所等における基準地震動のうち、地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震と位置づけられている「震源を特定せず策定する地震動」(Mw6.5未満の地震動)について、共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする目的で、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、平成29年度に計3回開催した(詳細は、第2章第2節8.参照)。

### チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部専門家	遠田 晋次	東北大学災害科学国際研究所災害理学研究部門 教授
	久田 嘉章	工学院大学総合研究所・都市減災研究センター長 教授
	藤原 広行	防災科学技術研究所社会防災システム研究部門長
	三宅 弘恵	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授
	室野 剛隆	鉄道総合技術研究所鉄道地震工学研究センター長
	山岡 耕春	名古屋大学環境学研究科地震火山研究センター 教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監(技術基盤グループ長)
	山田 知穂	原子力規制部長
	大浅田 薫	安全規制管理官(地震・津波審査担当)
	小林 恒一	安全技術管理官(地震・津波担当)
	御田 俊一郎	原子力規制部地震・津波審査部門安全管理調査官
	飯島 亨	技術基盤グループ地震・津波研究部門首席技術研究調査官
	谷 尚幸	原子力規制部地震・津波審査部門主任安全審査官
	佐口 浩一郎	原子力規制部地震・津波審査部門主任安全審査官
	小林 源裕	技術基盤グループ地震・津波研究部門主任技術研究調査官
田島 礼子	技術基盤グループ地震・津波研究部門技術研究調査官	

#### 4. 安全性向上評価の継続的な改善に係る会合

##### (1) 実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合

###### 概要

事業者から提出された安全性向上評価届出書の確認及び他プラントへの反映も念頭においた今後の安全性向上評価の継続的な改善に向けた議論等を行うため、原子力規制庁職員から成る実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合を平成29年度において計6回開催した。

###### 会合の構成

原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	山形 浩史	緊急事態対策監
	平野 雅司	地域連携推進官
	天野 直樹	安全管理調査官

#### 5. 特定の調査・検討会

##### (1) 特定原子力施設監視・評価検討会

###### 概要

東京電力福島第一原子力発電所における、特定原子力施設に係る実施計画、1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方等について議論するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を、平成29年度において計7回開催した。

###### 検討会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第55回まで参加)
	田中 知	原子力規制委員会委員 (第56回から参加)
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山形 浩史	緊急事態対策監
	南山 力生	地域原子力規制総括調整官(福島担当)
	今井 俊博	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

## (2) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会

## 概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃棄物等の安定的な長期管理等について議論するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を、平成 29 年度において 1 回開催した。

## 検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	浅沼 徳子	東海大学工学部原子力工学科准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	稲垣 八穂広	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門准教授
	佐藤 正知	北海道大学名誉教授
	田中 清一郎	双葉町商工会長
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山形 浩史	緊急事態対策監
	南山 力生	地域原子力規制総括調整官（福島担当）
	今井 俊博	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門統括監視指導官
	片山 二郎	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）付 上席技術研究調査官（廃棄・廃止措置担当）

### (3) 技術情報検討会

#### 概要

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的として、2か月に1回程度の頻度で原子力規制委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。平成29年度においては、計5回の検討会を開催した。

#### 検討会の構成

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員（1名）
原子力規制庁	長官官房 原子力規制技監 （第27回までは「技術総括審議官」が参加）
	長官官房 緊急事態対策監
	長官官房 審議官（2名）
	長官官房 総務課国際室長
	長官官房 地域連携推進官
	技術基盤グループ 技術基盤課長
	技術基盤グループ 安全技術管理官（システム安全担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（地震・津波担当）
	原子力規制部 原子力規制部長
	原子力規制部 原子力規制企画課長
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（実用炉審査担当） （第27回までは、安全規制管理官（BWR担当）と安全規制管理官（PWR担当）が参加）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（研究炉等審査担当） （第27回までは、安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）及び安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）が参加。）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（核燃料施設審査担当） （第27回までは、安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）が参加）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（地震・津波審査担当） （第27回までは、耐震等規制総括官（地震・津波安全対策担当）が参加）
	原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課長
原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（実用炉監視担当） （第27回までは、安全規制管理官（発電炉施設検査担当）が担当）	
原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（専門検査担当）	
原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） （第27回までは、安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）が参加。）	
日本原子力研究開発機構	安全研究センター規制情報分析室技術主幹
原子力規制庁	原子力規制部原子力規制企画課（事務局）

**(4) 技術評価検討会****概要**

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、平成 29 年度においては、以下の 6 つの技術評価検討会を計 12 回開催した。

**各技術検討会の構成****プラント安全技術評価検討会**

外部専門家	功刀 資彰	京都大学大学院工学研究科教授
	北田 孝典	大阪大学大学院工学研究科教授
	田中 伸厚	茨城大学工学部教授

**燃料技術評価検討会**

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院工学研究院助教
	黒崎 健	大阪大学大学院工学研究科准教授

**材料技術評価検討会**

外部専門家	兼松 学	東京理科大学理工学部教授
	松本 聡	芝浦工業大学工学部教授
	望月 正人	大阪大学大学院工学研究科教授

**シビアアクシデント技術評価検討会**

外部専門家	糸井 達哉	東京大学大学院工学系研究科准教授
	藤城 俊夫	一般財団法人高度情報科学技術研究機構参与
	守田 幸路	九州大学大学院工学研究院教授

**核燃料サイクル技術評価検討会**

外部専門家	浅沼 徳子	東海大学工学部准教授
	榎田 洋一	名古屋大学大学院工学研究科教授
	木倉 宏成	東京工業大学先導原子力研究所准教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授

**地震・津波技術評価検討会**

外部専門家	岩田 知孝	京都大学防災研究所教授
	酒井 直樹	(国研) 防災科学技術研究所先端的研究施設活用センター戦略推進部室室長
	庄司 学	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	古屋 治	東京電機大学理工学部准教授

## 6. その他

### (1) 原子力事業者防災訓練報告会

#### 概要

原子力事業者が実施している事業所内の防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、更田委員、田中委員を中心として、平成 29 年度において報告会を 2 回開催した。

#### 報告会の構成

原子力規制委員会	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第 7 回に参加)
	田中 知	原子力規制委員会委員 (第 8 回に参加)
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	山田 知穂	原子力規制部長 (第 7 回に参加)
	青木 昌浩	審議官 (第 8 回に参加)
	山形 浩史	審議官 (第 7 回に参加)
	佐藤 暁	原子力災害対策・核物質防護課長 (第 8 回に参加)
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	小野 祐二	安全規制管理官 (BWR 担当) (第 7 回に参加)
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR 担当) (第 7 回に参加)
	宮本 久	規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) (第 8 回に参加)
	片岡 洋	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当) (第 8 回に参加)
	青木 一哉	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当) (第 8 回に参加)
	金城 慎司	広報室長 (第 7 回に参加)
	村田 真一	原子力事業者・防災訓練推進官
	赤堀 猛	技術研究調査官
	宮地 敬介	原子力防災専門官
岡村 博	係長	
内閣府	山本 哲也	官房審議官 (原子力防災担当)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	吉田 一雄	安全研究センター研究主席 シビアアクシデント評価研究グループ (第 8 回に参加)
	岡本 明子	安全研究・防災支援部門 原子力緊急時支援・研修センター 緊急時対応課 技術副主幹 兼 計画調整室 (第 7 回に参加)
一般社団法人原子力安全推進協会	伊藤 裕之	執行役員 技術運営部長
	高井 睦夫	技術運営部 防災・緊急時グループリーダー

**(2) 原子力規制委員会政策評価懇談会****概要**

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。平成29年度において2回懇談会を開催し、政策評価に関する意見を聴取した。

**懇談会の構成**

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学名誉教授 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
	城山 英明	東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授
	田尾 健二郎	前国家公安委員 元広島高等裁判所長官
	町 亜聖	フリージャーナリスト

**(3) 原子力規制委員会平成 29 年度行政事業レビューに係る外部有識者会合****概要**

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。平成29年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

**会合の構成**

外部有識者	飯島 大邦	中央大学経済学部教授
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員
	田淵 雪子	行政経営コンサルタント



## (4) 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合

## 概要

実用発電用原子炉施設における EAL の見直し及び核燃料施設等に係る EAL の策定の方針及び考え方について、実際に運用する原子力事業者と意見交換を行うため、平成 29 年度において計 3 回の会合を実施した。

## 会合の構成

原子力規制委員会	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	青木 昌浩	審議官 (第 2 回から参加)
	山形 浩史	審議官
	小野 祐二	安全規制管理官 (BWR 担当)
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR 担当) (第 2 回まで参加)
	片岡 洋	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当)
	黒村 晋三	安全規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) (第 1 回まで参加)
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当) (第 2 回まで参加)
	長谷川 清光	安全規制調整官 (再処理)
	村田 真一	原子力事業者防災・訓練推進官
	宇津野 英明	技術研究調査官
	西崎 崇徳	安全規制管理官 (PWR 担当) 付管理官補佐 (第 3 回から参加)
	田中 裕文	係長 (第 1 回まで参加)
	齋藤 実	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	宮木 和美	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当) 付技術参与
内閣府	山本 哲也	官房審議官 (原子力防災担当)
	溝口 宏樹	参事官 (総括担当)

## (5) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

## 概要

本会合は、新規制要件に関して、事業者に公開で意見を聴取する必要性が生じた際に不定期で開催するものである。平成 29 年度は、高エネルギーアーク損傷に係る規制要求について、事業者の意見を聴取するため、2 回開催した。

## 会合の構成

原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	大村 哲臣	緊急事態対策監
	倉崎 高明	技術基盤課長
	荒木 真一	原子力規制企画課長
	石井 洋一	原子力規制企画課企画官
	佐々木 晴子	技術基盤課原子力規制専門職
	角谷 愉貴	原子力規制企画課係長
	池田 雅昭	安全技術管理官（システム安全担当）付 統括調査官
	小野 寛	安全技術管理官（システム安全担当）付 主任調査官
	椛島 一	安全技術管理官（システム安全担当）付 主任調査官
	藤本 春生	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付 技術参与

**(6) 研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会****概要**

平成29年度から開始した放射線安全規制研究戦略的推進事業費は、原子力規制委員会が毎年度設定する重点テーマに基づいて調査研究を公募することとしている。同事業における採択課題の選定、採択課題の進捗管理、次年度の公募に係る重点テーマの設定等を行うため、研究推進委員会を10回開催した。

また、採択課題の研究計画及び研究成果の評価を行うために研究評価委員会を2回開催したほか、採択者による研究成果報告会を1回開催した。

**研究推進委員会及び研究評価委員会の構成****研究推進委員会**

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	石川 徹夫	公立大学法人福島県立医科大学医学部教授
	高橋 知之	国立大学法人京都大学原子炉実験所准教授
	中村 吉秀	日本アイソトープ協会シニアアドバイザー
	古田 定昭	株式会社ペスコ中部事業所長
原子力規制庁	佐藤 暁	放射線防護企画課長
	武山 松次	監視情報課長
	西田 亮三	安全規制管理官（放射線規制担当）
	田中 桜	放射線防護企画課企画官
	寺谷 俊康	放射線防護企画課企画調査官
	大町 康	放射線防護企画課課長補佐
	佐藤 直己	放射線防護企画課課長補佐
	本間 俊充	放射線防護企画課放射線防護技術調査官
	中村 尚司	放射線規制部門技術参与

**研究評価委員会**

外部有識者	占部 逸正	学校法人福山大学工学部情報工学科教授
	小田 啓二	国立大学法人神戸大学副学長
	二ツ川 章二	公益社団法人日本アイソトープ協会常務理事
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター准教授

## (7) 廃止措置実施方針制度の検討に係る会合

## 概要

改正法により、廃止措置を講ずる前の早期の段階から、当該措置を実施するための方針（以下「廃止措置実施方針」という。）の作成等が事業者に義務付けられた。同法によって、廃止措置実施方針に関し必要な事項については原子力規制委員会規則で定めること等を踏まえ、廃止措置実施方針制度の検討に係る会合を全3回開催し、廃止措置実施方針に記載すべき事項、公表の方法及び変更の時期等について事業者から意見を聴取しながら検討等を行った。

## 廃止措置実施方針制度の検討に係る会合の構成

原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	市村 知也	原子力規制企画課長
	布田 洋史	原子力規制企画課 課長補佐
	中島 和弘	原子力規制企画課 課長補佐
	櫻井 希実	原子力規制企画課 専門職
	青木 一繁	原子力規制企画課 係員
	丸山 秀明	実用炉審査部門 安全規制調整官
	後藤 正信	実用炉審査部門 管理官補佐
	臼井 暁子	実用炉審査部門 廃止措置専門官
	銭 祥富	研究炉等審査部門 総括係長
	塩川 尚美	研究炉等審査部門 安全審査官
	矢野 貴大	研究炉等審査部門 係員
	吉田 利幸	核燃料施設等監視部門 主任監視指導官 (併) 核燃料施設審査部門
	鈴木 規生	核燃料施設審査部門 調整係長
	古田 美憲	核燃料施設審査部門 安全審査官
	佐久間 孝博	核燃料施設審査部門 貯蔵係長
	片山 二郎	核燃料廃棄物研究部門 上席技術研究調査官
	高橋 宏明	核燃料廃棄物研究部門 主任技術研究調査官
林 宏樹	核燃料廃棄物研究部門 技術研究調査官	